

14.4

575

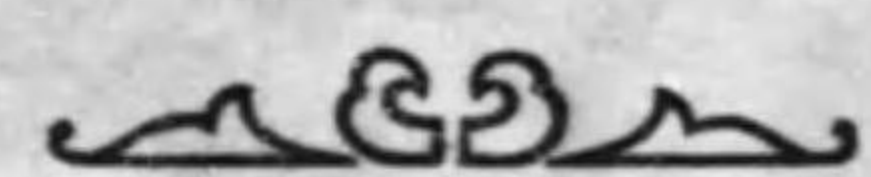
愛媛縣勢要覽

愛媛縣統計課編

昭和十三年刊

14.4  
575

愛媛縣勢要覽



昭和三十三年刊行

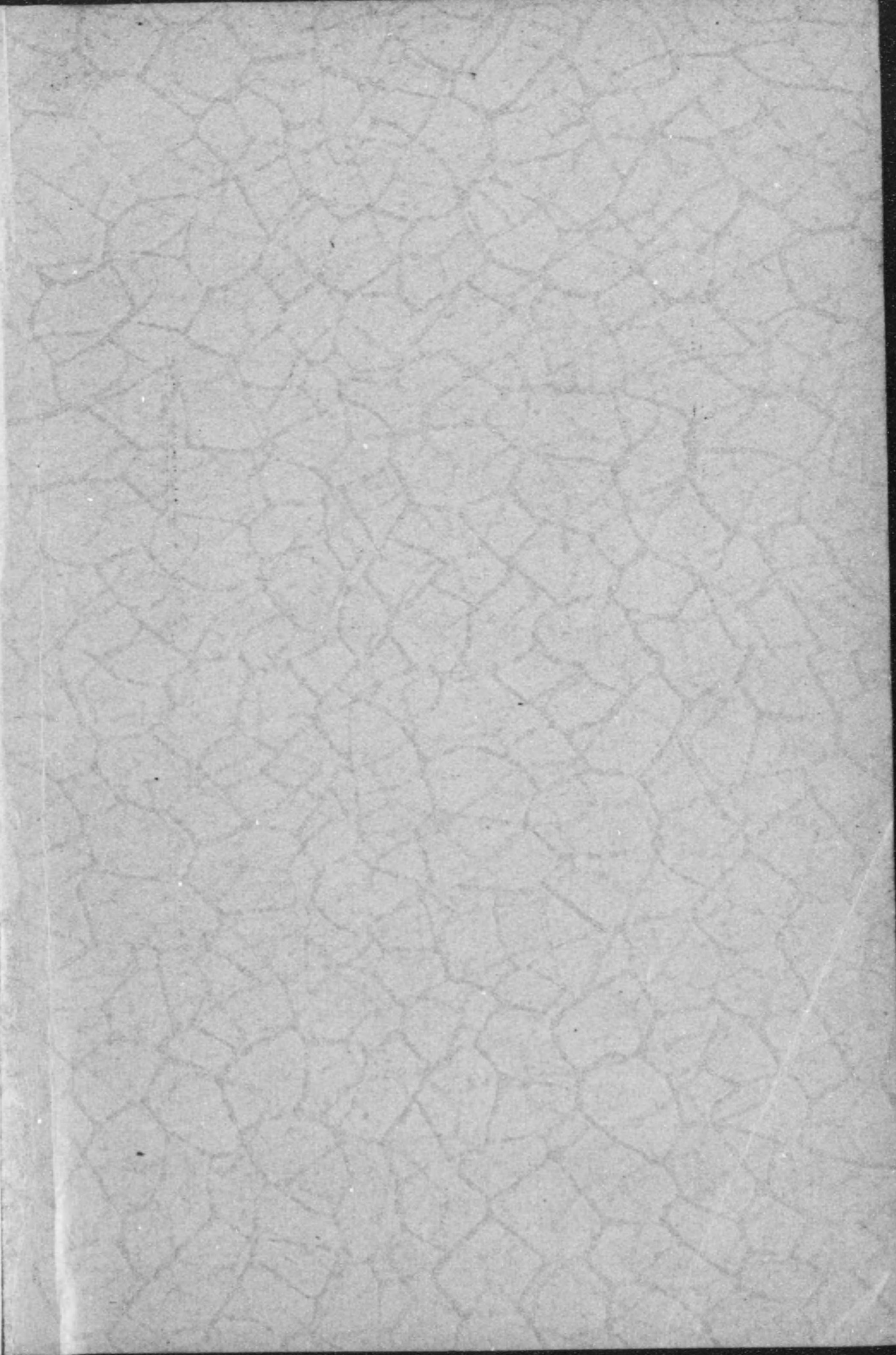
中華民國二十六年

五月二十日



112  
175

Vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to be organized into several columns.



144  
575



凡例

本書は本縣の現勢を統計上より觀て如何なる状態にあるか又如何に推移せるかを表示するを本旨とす。

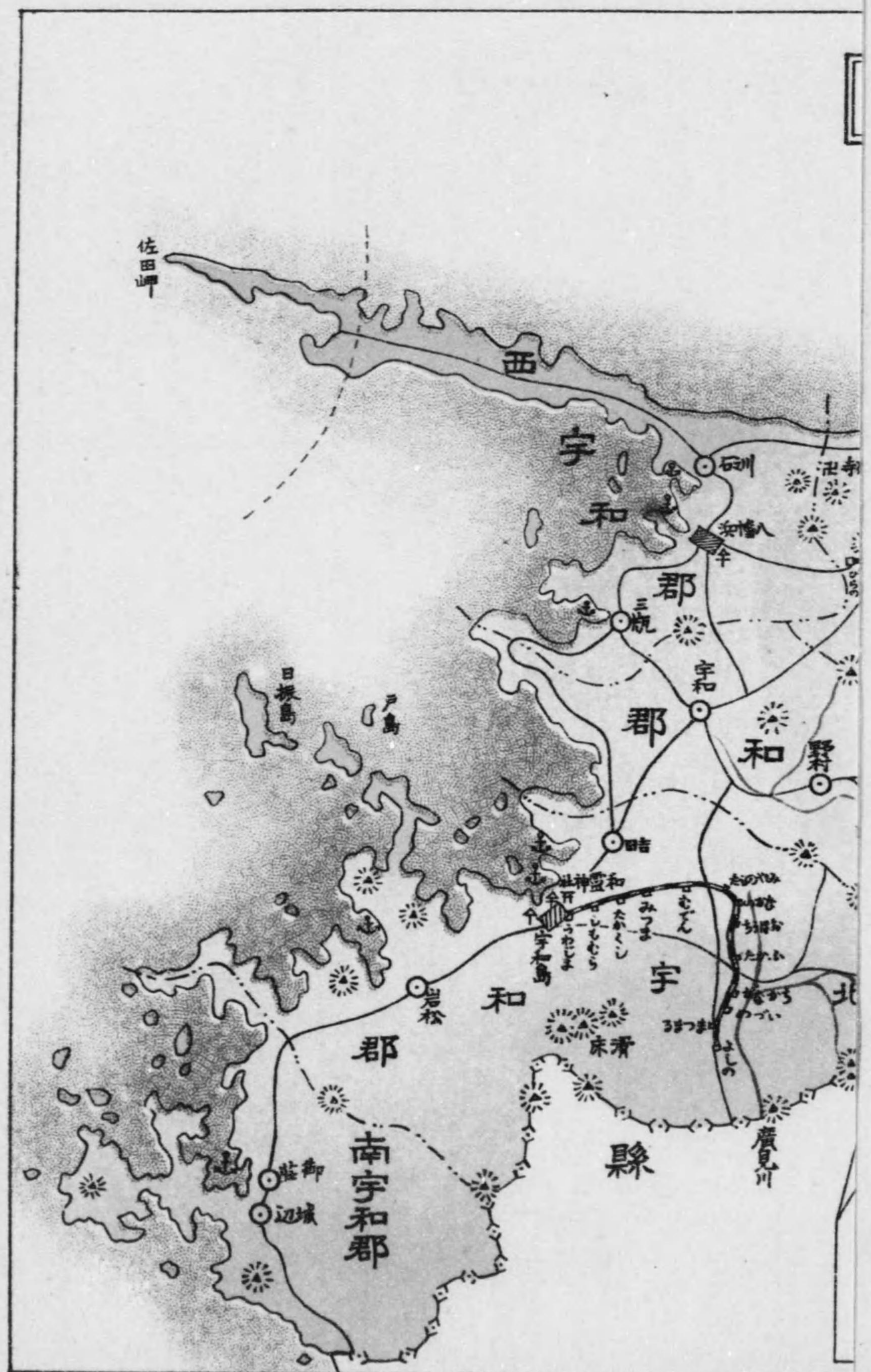
一、本書は可及的最近の事實に據る而して主要事項に就ては全國又は四國四縣と比較を列記し本縣の現勢地位を一層明かにするに努めたり。

一、本書は史蹟名勝天然記念物等其の主なるものを集録したり。

昭和十三年四月

愛媛縣總務部





141  
256



凡 附

凡 附  
 此圖係根據...  
 宇和郡...  
 南宇和郡...  
 西...  
 佐田岬...  
 日根島...  
 岩松...  
 北...  
 廣見川...  
 宇和...  
 宇和縣...



# 愛媛縣管內圖

昭和十年六月十七日 豐後要塞司令部許可濟  
 昭和十年八月三日 吳鎮守府檢閱濟



~	⚓	卍	卍	♨	▲	个	卍	○	○	■	⚡	🚂	〰️	〰️	〰️	〰️	〰️	凡例	
要塞地帶區域	步兵聯隊	港	寺院	神社	溫泉	山頂	支廳	市役所	縣廳	町	市	電車軌道	鐵道及停車場	郡界	縣界	山地	河川	縣道	國道



愛媛縣勢要覽目次

地圖 本縣管内地圖

第一章 總說

位置及境界—地勢—地形—山嶽—河川—島嶼—地質—氣象—沿革—區劃—教育—交通—都邑—物產

第一節 土地

- 一、面積
- 二、國有地及民有地
- 三、林野面積
- 四、耕地面積
- 五、耕地整理

第二節 戶口

- 一、人口
- 二、戶數
- 三、戶數增減趨勢
- 四、人口動態

(出生—死産—死亡—人口自然增加—婚姻—離婚—月別の出生、死亡、婚姻、離婚表)

第二章 神社宗教及兵事

第一節 神社及宗教

- 一、神社及神職
- 二、寺院佛堂及住職
- 三、教會講義所說教所

第二節 兵事

一  
五  
六  
五  
五  
五  
三  
〇  
九  
八  
七  
六  
六  
六  
六  
五

三、幼稚園	二四
第五節 社會教育施設	二四
一、家庭實業學校	二五
二、松山夜學校	二五
三、圖書館	二五
四、青年會	二五
第四章 產 業	二六
第一節 農 業	二六
一、農家戶數	二六
二、農產物數	二六
三、畜產物數	二六
四、副產物數	二六
第二節 蠶 絲	二七
一、桑畑數	二七
二、養蠶戶數	二七
三、蠶種播立數量	二七
四、繭量	二七
五、蠶絲	二七
第三節 林 業	二八
一、林產物	二八
第四節 水 產	二八
一、水產業者	二八

一、壯丁	二六
二、海軍志願兵	二六
第三章 教 育	二七
第一節 初等教育	二七
一、學齡兒童	二七
二、小學校	二八
第二節 中等教育	二八
一、中學校	二八
二、高等女學校	二八
三、農業學校	二九
四、商業學校	二九
五、商船學校	二九
六、工業學校	二九
七、青年學校	二九
八、師範學校	二九
九、青年學校教員養成所	二九
十、職業學校	二九
第三節 高等教育	三〇
一、高等學校	三〇
二、實業專門學校	三〇
第四節 其他的教育	三〇
一、盲啞學校	三〇
二、各種學校	三〇
兒童—教員	二八



二、漁船	.....	四一
三、沿岸漁獲物	.....	四一
四、遠洋漁業	.....	四一
五、水產養殖	.....	四一
六、水產製造物	.....	四二
七、製鹽	.....	四二
第五節 礦業	.....	四二
一、礦區	.....	四二
二、礦產物	.....	四三
第六節 工業	.....	四三
一、工場	.....	四三
二、工廠	.....	四三
三、電氣事業	.....	四三
第七節 會社及金融	.....	四六
一、會社	.....	四六
二、金融	.....	四七
第八節 產業諸團體	.....	四八
第五章 交通及通信	.....	四九
一、道路及諸車	.....	四九
二、鐵道	.....	四九
三、海運	.....	五〇
四、通信	.....	五一

第六章 社會事業	.....	五二
一、愛媛縣社會事業協會	.....	五二
二、愛媛縣善鄰會	.....	五二
三、愛媛縣教化聯盟	.....	五三
四、縣方面委員	.....	五三
五、救濟	.....	五三
六、職業紹介	.....	五四
七、公益質屋	.....	五四
八、住宅組合	.....	五五
九、公營住宅	.....	五五
一〇、釋放人保護	.....	五五
一、託兒所	.....	五六
第七章 財政	.....	五六
一、國稅	.....	五六
二、縣稅	.....	五七
三、市費	.....	五七
四、町費	.....	五八
四、村費	.....	五八
第八章 警察及衛生	.....	五九
第一節 警察	.....	五九
一、警察官署及警察職員	.....	五九
二、犯罪	.....	六〇
三、火災	.....	六〇
第二節 衛生	.....	六〇

『附

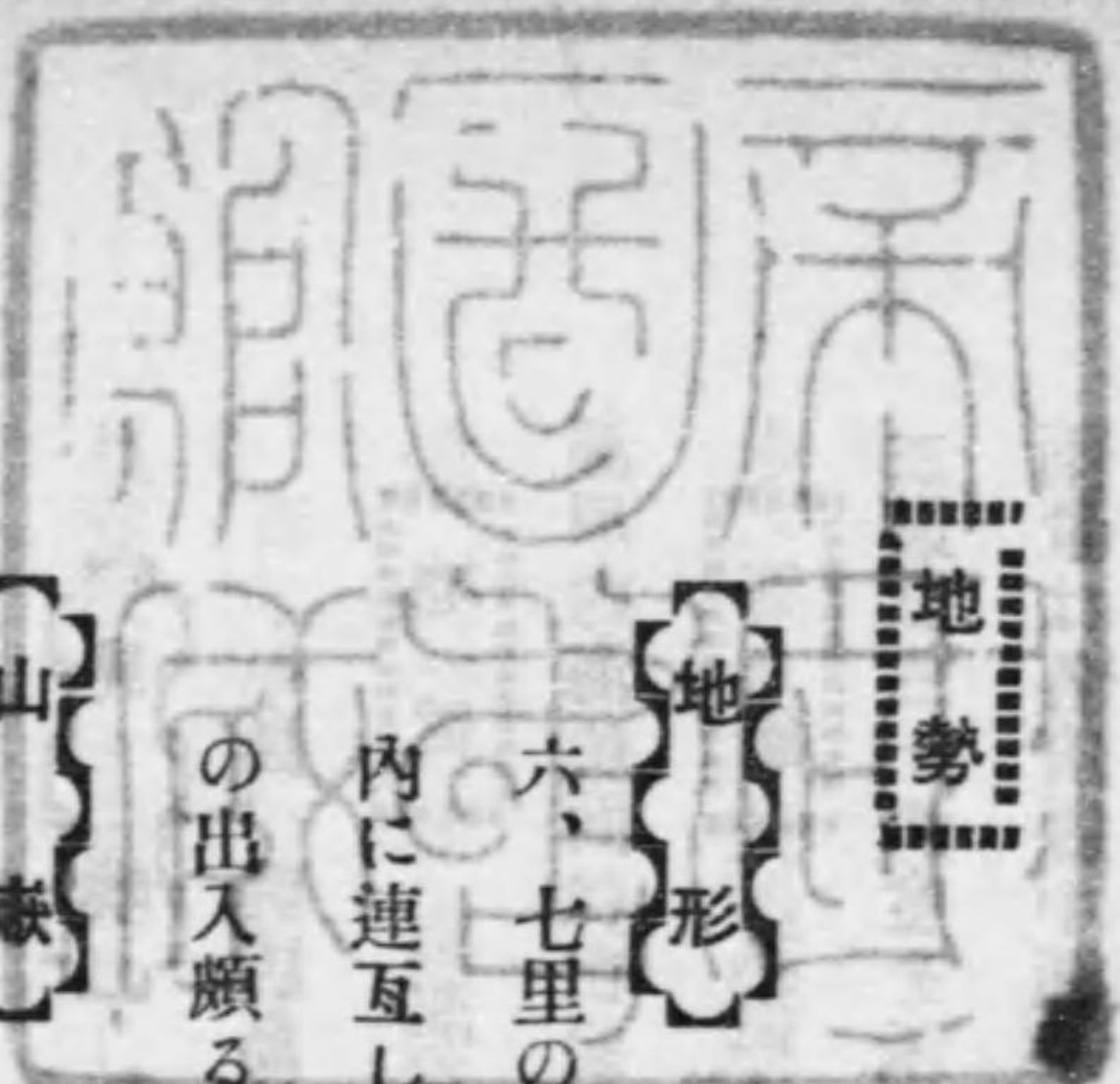
錄』

一、醫師及齒科醫師	.....	三
二、產婆及看護婦	.....	六
三、藥劑師及藥業者	.....	六
四、鍼灸按術業者	.....	六
五、傳染病	.....	六
史蹟名勝天然記念物概要	.....	一
歷代長官	.....	五

愛媛縣勢要覽

第一章 總 說

**位置及境界** 愛媛縣は南海道の西北部を占め東經百三十三度四十四分乃至百三十二度北緯三十四度十九分乃至三十二度四十八分に位す東は徳島、香川二縣に接し西は豊後水道を隔て宮崎、大分縣に對し南は高知縣と連る北は瀬戸内海にして岡山、廣島、山口縣と相臨めり



**地形**

地形狹長にして東北より西南に長く延長六十餘里に達すれども幅員は二十里より六、七里の間を出入す南方は山嶽々々として障屏の如く土佐と自然の境界をなし其の支脈は縣内に連互し峯巒起伏して平地地極めて少く山地八、平地二の割合なり海岸線延長三百十里岬灣の出入頗る多く就中佐田岬は遠く豊後水道に突出し其の長さ十二里に及ぶ

**山嶽**

石鎚山は海拔六千五百三十七尺にして四國最高たり其の他六千尺以上のものに二ノ森、瓶ヶ森、笹ヶ峯、筒城山あり多く土佐との國境に聳立す

**河川**

河川中最大なるものは肱川にして其の流程二十餘里其の下流十二里の間は舟楫を通

す物資運輸の便あるは縣下本川あるのみなり其の他重信川、加茂川、蒼社川、中山川等あるも  
僅に灌漑の用を爲すに過ぎざれ共一般河川は急流に富み近時水力發電に利用せらるゝもの多き  
を加ふ

二

### 島嶼

沿海大小の島嶼に富み其の數二百餘に達す大なるものに大三島、大島、伯方島、中  
島、興居島等あり

### 地質

南部石鎚山脈は結晶片岩帯より成り東方宇摩郡銅山川の溪谷より西方佐田岬に至る北部  
瀬戸内海斜面は白堊紀層、第三紀層、新生層、花崗岩地所々に連り概ね壤土質にして地味肥沃なり

### 氣象

氣温は地方に依り寒温乾濕の差著しく松山地方は平均攝氏十五度二にして最低零下四度  
三最高三十六度を示す一般に石鎚山系は寒冷甚しきも宇和地方は亞熱帶の感あり (西宇和郡三崎半島は)  
雨量は各府縣中瀬戸内海地方は少雨宇和地方は多雨の部に屬す (亞熱帶の北限地なり)

### 沿革

明治四年舊幕領を廢して倉敷縣を置く全年又松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、  
大洲、新谷の各藩を廢して夫々松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷の各縣を置きたる  
も亦倉敷、松山、今治、小松、西條の五縣を廢して松山縣に宇和島、吉田、大洲、新谷の四縣を廢して  
宇和島縣となす、明治五年松山縣を石鐵縣に宇和島縣を神山縣に改め同六年神山石鐵の兩縣を廢して愛

媛縣となす即ち伊豫の國を管轄するに至る明治九年讃岐を併管せしも同二十一年分離して今日に至る

### 區劃

縣内を五市、十二郡、三十二町、二百二十九村に分つ一支廳置かれ其の管轄區域内に二  
郡 (北宇和郡) 四町三十四村あり (西宇和郡)

### 教育

國家の要求と現下の國狀とに鑑み各般の教育に夫々努力すべき點を明示し以て實績を擧  
ぐるに努めたり、小學校に於ては一般不況による地方財政逼迫の影響大なりしが尙學級の増加せられた  
るものせ、教員七名を増加せり、實際の教育に於ては各種教育思想に眩惑せらるることなく常に中道を  
歩みて地方振興の源動たる人間養成に努力し地方の教育は益々緊張度を加へ來れり

中等學校に於ては意志の鍛鍊、人格の陶冶に主力を注がしむると共に特に國民精神の作興、質實剛  
健、勤勞の風を養成するに努力せしめたり

青年學校の教育は制度の改正もあり最も重要なるを以て優良教員の養成には最も力を盡し青年學校教  
員養成所を獨立せしめ研究会、協議會、合同視察、教員及生徒の移動講習會等各種施設をなし學校當局  
を鼓舞激勵すると共に地方人士をして斯教育の重要性を理解せしむるに努めたるを以て成績は漸次向上  
し就學出席の狀況も極めて良好となりつゝあり唯地方財政逼迫の爲充分にはあらざれ共専任教員の新  
設、増置、設備の充實等次第に實現を見青年教育重視の聲は次第に高まりつゝあり

三

昭和十一年度に於ける公私立小學校四校にして兒童三三、三六六人就學歩合九・五にして前年度より稍高く小學校教員總數五、〇三二人にして本科正教員四、三三人（八七五）を占め専科正教員三七人准教員三人代用教員三〇人なり

中等程度之學校は四校にして生徒一八、五九人を有し卒業生三、八八四人なり、専門學校程度以上之ものに官立松山高等學校、私立松山高等商業學校あり、其の他青年學校三校生徒四、三三二人 男女青年團數三九團員數八三、二〇三人なり又不良兒感化之爲縣立家庭實業學校一盲啞教育之爲縣立盲啞學校一校あり

**交通** 地勢の影響に依り海運は夙に發達せるも鐵道軌道之敷設は遅々として捗らず主要地之連絡は主として自動車便によりたるも最近に至り國有鐵道漸次南に進み茲數年にして縣下之鐵道貫通を見んとするに至れり

國有鐵道は香川縣に通ずる豫讃線縣内走行三・三籽 及宇和島線三・六籽にして、宇和島線は昭和八年十月一日より私設鐵道宇和島鐵道を國有鐵道に移管したるものとす

私設鐵道は伊豫鐵電之經營せる松山附近と住友經營に係る新居濱端出場間とす

道路は國道一線六・三籽 縣道三三線二、七三籽 市町村道一〇、四四籽なり

海岸線出入に富み港灣多數を算し其の顯著なるものを掲ぐれば今治、高濱、新居濱、三津濱、八幡濱、宇和島港等にして阪神中國九州方面に毎日數回之定期航路備はり乗客物資之運輸至便にして交通繁

し又昭和三年より今治、三津濱と大連間之航路開始せられ物資直輸入之途開けたり

### 都 邑

松山市（八八、九〇）に亞ぎて今治市（八五、六〇）宇和島市（八五、二八）新居濱市（八三、六四）八幡濱市（八三、五〇）之五市あり、宇和島市は昭和九年九月一日九島村を合併したるものとす又八幡濱市は昭和十年二月十一日市制を實施し又新居濱市は昭和十二年十一月三日金子、高津之兩村を合併市制を實施したるものなり、其の他人口一万以上之ものに三津濱（八八、五五）西條（八八、三三）大洲（八六、三三）の三町あり（昭和十年國勢調査人口）

**物産** 本縣に於ける昭和十一年之物産總額は三億二千二百餘萬圓にして其の中最も多きは綿織物にして年額四千四百萬圓に達し主として今治、八幡濱、松山に産す亞いて綿糸三千三百二十萬圓、米二千八百六十三萬圓、肥料二千八百八十五萬圓、生絲一千四百八十八萬圓、繭一千二十二萬圓、麥一千二百萬圓、其他清酒七百二十萬圓、製紙六百三十四萬圓、染物四百六十九萬圓、用材三百七十一萬圓、木製品二百九十八萬圓、菓子二百九十五萬圓、柑橘七十一萬圓等を産す尙百萬圓以上之産額にして著名なるものに金、銅、粗製硫酸、人造絹絲、木炭、イワシ、カマボコ、チクロ、醬油、甘藷等あり

### 第一節 土 地

一、面積 面積は五、六七方軒云にして全國中第三位にあり全國平均の八、三四方軒三に達せずして三重、山口、千葉、愛知の諸縣に近似す

二、國有地及民有地 國有地は四、三、五町歩(昭和十二年) 公有民有地三、九、五町歩(昭和十二年)なり國有地の内農林省所管四、三、九町歩にして其の大部分を占め大藏省一、四町歩 鐵道省四、八町歩 内務省三、六町歩等を主なるものとす民有地の内有租のもの三、四、五町歩にして其の臺帳面に依る地目反別は次の如し

總數	田	畑	宅地	山林	原野	その他
三、四、五〇町	四、七、四六町	五、六、五四町	六、七、八九町	三、三、二九町	七、二町	八、三町

三、林野面積 毎三年の定期調査による(昭和十二年)林野面積は三、七、三、六町歩にして國有林四、九、三町歩 公有林五、〇、二、五町歩 社寺有林三、三、四町歩 私有林三、一、九、九町歩なり、内立木地九割 無立木地一割の割合なり

四、耕地面積 昭和十二年末耕地總面積は九、八、五町歩にして内 田四、四、七町歩 畑四、三、八町歩 農家一戸當七反歩に當る、耕作する耕地の廣狹別を見れば五反未満の戸數七、三〇戸、五反以上一町歩未満三、六八戸にして農家戸數三四、九二に對し八割を占む而して一町歩以上三町歩未満のもの一、六、四三戸、三町歩以上のもの五、五〇戸なり

耕地の移動状況を見るに昭和十二年中に於ける擴張總數三、七町歩にして開墾一、八四町歩 荒地復舊四、三町歩 地目變換三、九町歩 埋立及干拓一町歩とす、又同年中潰廢總數三、五町歩 内田一、三町歩 畑一、四町歩にして其の原因は宅地敷、道路河川敷、荒地、地類地目變換に依るものとす

平野の主なるものは道前平野(越智、周桑、新居の各郡) 道後平野(温泉、伊豫郡) 三間平野(北宇和郡)等とす 耕地を自作小作別より見れば耕地總面積九、八、五町歩の内自作(田三、〇、二、二町歩 畑三、二、八町歩) 小作(田二、五、五町歩 畑二、四、〇町歩)にして自作の割合は概して南豫方面に多く小作の割合は東豫方面に多し

耕地面積 (昭和十一年末)

全國		愛媛縣		德島縣	
總數	六、〇八五、八七町	總數	九、七〇町	總數	五、〇六町
田	三、三、七、六六	田	四、五、五七	田	二、八、二四三
畑	二、八、八、〇一	畑	四、一、〇三	畑	二、四、八、八九
香川縣		高知縣			
總數	五、一、六、一〇町	總數	六、七、三、四六町		
田	三、元、四、〇五	田	三、四、三、三七		
畑	二、一、一、六六	畑	三、三、九、九		

五、耕地整理 明治三十三年耕地整理法施行以來昭和十一年迄に設立施行認可せるものは地區數四三 三面積三〇、〇三九町歩にして之が整理費九、〇九二、四九圓に達す

昭和十二年中に於ける認可地區數ニ面積 六町歩 整理費 三、九〇圓 工事着手地區數ニ面積 六町歩 なり

第二節 戸 口

一、人 口 昭和十年國勢調査(昭和十一年一月一日)に依る本縣の人口は百十六万四千八百九十八人にして五年前の昭和五年國勢調査に比し二万二千七百七十六人の増加なり内新居郡に於ける増加は一万四千六百十二人にして其の六割四分強を占む

大正九年乃至大正十四年の五箇年間の増加割合は人口千に付四七人 大正十四年乃至昭和五年の五箇年間に於ける増加割合は人口千に付四三人 昭和五年乃至昭和十年の五箇年間に於ける増加割合は人口千に付三〇人にして最近増加割合著しく減少を示す

全國中人口は第二十七位に在り三重、山口縣に近似す

男女の割合を見るに總人口中男 四割四厘 女 五割六厘を示し女百に對し男の割合は九十七人六分八厘にして全國平均百人六分二厘、香川縣九十九人五分七厘、高知縣九十八人七分四厘、徳島縣九十八人七分三厘に比して稍々低し尙全國中其の割合最も少きは沖繩縣の九十九人三分七厘、最も多きは東京府の百九人二分五厘なり

人口密度は全國中第十七位を占め一方籽に付二百六人にして全國平均百八十一人よりも高く四國四縣に於ては香川縣の四百三人に亞ぎて高し(高知縣 百一人 徳島縣 百七十六人) 全國中密度最も高きは東京府の一方籽二千九百七十人、最も低きは北海道の三十五人にして岩手縣の六十九人に亞ぎて低し

二、戸 數 昭和十一年末現在戸數 三三、三六八戸にして内有職業のもの 九、六八八戸 無職業 三、四四八戸にして有職業中農業は最も多く總戸數の 四、七〇八戸を占め商業 一、七〇九戸 工業 九、〇九戸 之に亞ぐ又兼業戸數は 七三、三三戸にして農業 三、〇〇〇戸にして最も多く商業 二、三三三戸 水産業 九、五九戸 工業 七、七三戸等之に亞ぎて多し職業毎に大正七年末を百として最近五箇年間の指數を比較すれば次の如し

職業別増減趨勢 (大正七年末を百とする)

業	昭和十一年末		昭和十年末		昭和九年末		昭和八年末		昭和七年末		大正七年末
	全	専	全	専	全	専	全	専	全	専	
農業	100.7	100.7	100.8	100.8	100.1	100.1	100.5	100.5	99.8	99.8	100.0
林業	166.7	166.7	165.0	165.0	142.0	142.0	155.0	155.0	108.7	108.7	100.0
畜産業	406.1	406.1	400.8	400.8	377.5	377.5	367.7	367.7	330.6	330.6	100.0
水産業	123.1	123.1	119.6	119.6	117.0	117.0	115.5	115.5	114.7	114.7	100.0
礦業	123.3	123.3	121.2	121.2	96.4	96.4	88.3	88.3	87.4	87.4	100.0
工業	91.3	91.3	88.6	88.6	82.8	82.8	79.2	79.2	79.1	79.1	100.0
商業	228.3	228.3	224.0	224.0	222.2	222.2	228.7	228.7	228.5	228.5	100.0
交通業	227.8	227.8	229.4	229.4	243.2	243.2	226.7	226.7	222.9	222.9	100.0
公務及自由業	141.2	141.2	140.4	140.4	133.6	133.6	133.7	133.7	129.3	129.3	100.0
其他職業	226.5	226.5	200.0	200.0	200.8	200.8	196.7	196.7	195.1	195.1	100.0
無職業	164.3	164.3	178.9	178.9	164.4	164.4	164.8	164.8	173.7	173.7	100.0
計	114.1	114.1	113.6	113.6	110.4	110.4	109.1	109.1	108.4	108.4	100.0



昭和十一年末	兼業				昭和十一年末	大正七年末	昭和十一年末	大正七年末
	全	全	全	全				
一三、九	一三、三	一三、四	一三、五	一三、六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
三五・二	三五・三	三五・四	三五・五	三五・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一三、九	一三、九	一三、九	一三、九	一三、九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一〇三・七	一〇三・七	一〇三・七	一〇三・七	一〇三・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
二四・六	二四・六	二四・六	二四・六	二四・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
二〇九・八	二〇九・八	二〇九・八	二〇九・八	二〇九・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一〇八・七	一〇八・七	一〇八・七	一〇八・七	一〇八・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一三三・三	一三三・三	一三三・三	一三三・三	一三三・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
二二・七	二二・七	二二・七	二二・七	二二・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一七三・八	一七三・八	一七三・八	一七三・八	一七三・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一〇三・八	一〇三・八	一〇三・八	一〇三・八	一〇三・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一〇五・六	一〇五・六	一〇五・六	一〇五・六	一〇五・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
二四・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

三、戸口増減の趨勢 明治二十一年末より昭和十一年末に至る四十八年間に於ける本縣現住戸数の増加は四万八千五百六十九戸にして明治二十一年末の十八万五千九百九戸に對し二割五分の増加を示す  
 人口は現住人口に依れば明治二十一年末九十万六千四百十四人に對し大正十一年末百十三万九千六百十六人にして(大正十一年末限り廢止)三十四箇年間に二割五分を増す國勢調査の現在人口に依れば第一回(大正九年)國勢調査より昭和十年國勢調査の十五箇年間に十一万八千七百七十五人を増したり而して増加の割合を見る

に大正九年乃至大正十四年の五箇年間は四万九千六百四十六人にして人口千に付四十七人の割合を示し大正十四年乃至昭和五年の五箇年間は四万五千七百五十六人増加し人口千に付四十二人の割合なり尙昭和五年乃至昭和十年の五箇年間に於ては二万二千七百七十六人を増し人口千に付二十人の増加割合にして最近五箇年間の増加割合は著しく遞減せり又本籍人の出生死亡に依る最近一箇年の自然増加は一萬八千二百二十三人の増加なるも之に比して前者その割合低きは移住來住等社會的移動に起因するものと認めらる

戸口増減趨勢表

昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	人口(十月一日現在)		戸數(年末現在)	
							實數	指數	實數	指數
一、七四、四〇〇	一、六九、七〇〇	一、六四、八九八	一、六八、五〇〇	一、六九、二〇〇	一、六〇、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	一三〇	一八〇	?	?
本縣	本縣	本縣	本縣	本縣	本縣	本縣	本縣	全國	本縣	本縣
一、七四、四〇〇	一、六九、七〇〇	一、六四、八九八	一、六八、五〇〇	一、六九、二〇〇	一、六〇、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	一三〇	一八〇	?	?
二九	二九	二九	三〇	二九	二八	二七	一六五	三三、七六八	三三、七六八	三三、七六八
二九	二九	二九	三〇	二九	二八	二七	一六五	三三、七六八	三三、七六八	三三、七六八
二九	二九	二九	三〇	二九	二八	二七	一六五	三三、七六八	三三、七六八	三三、七六八
二九	二九	二九	三〇	二九	二八	二七	一六五	三三、七六八	三三、七六八	三三、七六八
二九	二九	二九	三〇	二九	二八	二七	一六五	三三、七六八	三三、七六八	三三、七六八
二九	二九	二九	三〇	二九	二八	二七	一六五	三三、七六八	三三、七六八	三三、七六八

全	五	年	一、四三、三三	二六	一六二	三三〇、四六一	二九
大	正	十	一、〇九六、三六六	二〇	一五〇	二二〇、七九五	二四
全	九	年	一、〇四六、七二〇	二五	一四一	二〇四、二四九	二〇
全	七	年	一、二四、七三六	二四	一四五	二〇四、八八七	二二
全	七	年	一、〇四、九二〇	二六	二八	一九六、八〇一	一〇六
全	三	十	九五、四四一	二〇	二三	一九〇、九九七	一〇三
全	二	十	九六、四四	一〇〇	一〇〇	一八五、二〇九	一〇〇

昭和六年乃至昭和九年及昭和十一年の人口は統計局発表の推計人口に依る

#### 四、人口動態

出生 昭和十一年中に於ける本籍人の出生は 四三、三九三人にして前年に比し二、〇三五人の減少を示し人口千に對する割合は 三一人分なり出生の體性は 男三、一八二人 女三、三〇人にして女百に付男 一〇四六分を示す

死産 昭和十一年に於ける死産は一、六九人にして前年に比して六人減少す人口千に對する割合は一八分當る死産兒の體性は男九人 女七五人 男女性不詳一五人にして女兒百に對する男兒は 三五分にして其の割合高し

死亡 昭和十一年に於ける本籍人の死亡は 三五、五八人にして前年に比し一、二八人を増加す人口千に

對する割合は 三八分なり死亡者中男 三、〇四〇人 女 三、二八人にして女百に付男 一〇七六分の割合なり

尙昭和十一年に於て本籍人の出生死亡の差増は 一八、三三三人にして人口千に付 一五六分の増加を示す

婚姻 昭和十一年に於ける本籍人の婚姻は 二、三五五組にして前年に比し 一〇三組を増す人口千に對する割合は 九・七なり之が種別を見れば普通婚姻 一〇、六七七 (九四三分) 入夫婚姻 三七七 (三分二厘) 婿養子婚姻 四四 (三分六厘) とす

夫妻相互の婚姻當時の年齢を見るに夫妻夫々 一六歳より 五歳括の區別に在りては夫 三六歳—三〇歳と妻 三歳—三五歳との婚姻 二、八九にして最も多く之に亞ぎて多きは夫 三歳—三五歳と妻 一六歳—三〇歳 とのもの 一、七四六なり

夫妻各自の年齢別より見れば夫は 三六歳 一、三七 最も多く 三五歳 一、二七 三七歳 一、二二 三四歳 九二 等之に亞ぐ、妻は 三歳 一、四〇三 最も多く 三歳 一、三八〇 三歳 一、三八 三歳 一、〇七 一九歳 九五 等之に亞ぎて多し尙夫の年齢に付て見るに 三〇歳未満にて婚姻するもの 三、二〇歳—三四歳 二、七四 三五歳—三九歳 五、〇八にして 三〇歳未満にして婚姻するものは (六割五分) に當る、五歳以上にて婚姻するもの 四一六あり

妻の年齢に付て見れば 一五歳—一九歳 一、八七 三〇歳—三四歳 六、〇四 三五歳—三九歳 一、八八にして 三〇歳未満にて婚姻するものは 八割五分にして五歳以上のもの 一七なり

離婚 昭和十一年の本籍人離婚は一、二五にして前年に比して六の減少にして人口千に對する割合は〇・九なり離婚の割合は全國中最も高きものとす

離婚の種類は妻が夫の籍を去るもの九四夫が籍を去るもの二九全籍内のもの四二なり

夫婦關係繼續期間別に離婚を見れば一年未満のもの一八一年以上三年未満のもの三二三年以上五年未満のもの一五にして二〇年以上のもの三あり

本縣本籍人に對するもの (昭和十一年)

總數	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
一、二三五	一、一四五	二、三三	四、三三	一、六四九	二、一八
九六	六	五、四九六	一、五三	二、七〇七	
一、二五二	一〇〇	四、三九〇	一、五三	二、五九九	
一、一八〇	一〇〇	四、二六一	一、三四	二、五九九	
九七	一〇〇	三、一九九	一、二四	一、九九九	
九九	九六	二、八六四	一、〇六	一、八〇〇	
七六	八	二、七三三	一、三〇	一、七〇〇	
七三	七	三、一八七	一、三四	一、九三六	
七四九	九	三、三四五	一、五四	二、〇三三	
九七	一〇五	三、四三二	一、五四	二、二七	

十月	八四	九二	三、四〇五	一、三三	一、九四
十一月	八三	九六	三、五七一	一、四三	一、八一九
十二月	一、〇五	一〇〇	三、五〇〇	一、六四	二、〇〇五

第二章 神社宗教及兵事

第一節 神社及宗教

一、神社及神職 國幣大社大山祇神社は大山祇の神を祭祀す越智郡宮浦村(大三島)に在り日本總鎮守と唱へ上 皇室の御尊崇篤く下武門武將の崇敬極めて深厚なるものあり境内の森殿莊重なる他に多くの例を見ず本社所藏の寶物尠からず國寶百十四點を藏す其の内最も優秀なるものは甲冑にして各年代を逐うて系統的に保有せられたる點に於ては他に比儔を見ざる處なりと云ふ、縣社四 郷社六 村社七 五 無格社四九 なり、神職の數は 國幣社 宮司 禰宜各一人 主典三人 縣社 社司 四 人 社掌 七 人 郷社 社司 九 人 社掌 三人 村社 以下 二 四 八 人 なり (昭和十一年)

二、寺院佛堂及住職 空海が讚岐に生れたる一事は本縣に於ける眞言宗の弘通上特種の因縁となりしもの、如く眞言宗に係る寺數は最も多くして臨濟宗のもの之に亞ぐ時宗の寺院は縣二箇寺に過ぎずと雖も温泉郡道後の寶嚴寺は一過上人生誕の地と稱せられ全國に於ては四百八十餘寺の多きに達すと云ふ

昭和十二年末寺院数は一、〇八八にして住職八〇八人宗派別寺院次の如し

天臺	眞言	淨土	臨濟	曹洞	黃蘗	眞宗	日蓮	時宗	計
寺	院	九	三三九	七六	二五〇	一七九	一四	九四	三
									二
									一、〇八八

佛堂は地藏堂四五 觀音堂一八 藥師堂一八 大師堂八 阿彌陀堂六 其他二八

三、教會講義所說教所 昭和十二年末神道に屬するもの三三 内天理教三三にして其の過半数を占め 金光教七 黑住教三之に亞ぐ

佛道に屬するもの四 基督教に屬するもの五なり

第二節 兵 事

一、壯 丁 昭和十二年に於ける壯丁受檢の成績を見るに受檢總數 三、三六二人にして體格等位甲種 四、三九四人(三割八分) 乙種四、七六〇人(三割三分) 丙種二、八四八人(三割三分) 丁種四六六人(六分) 戊種七人(二厘弱)なり

昭和十二年	身長平均	體重平均	甲種		乙種	
			受檢者百ニ付	合格者百ニ付	受檢者百ニ付	合格者百ニ付
全	一、六〇〇	五三・三	三六・六六	三八・四五	〇・三	〇・三
全	一、六〇〇	五三・二七	二八・一八	三三・二	〇・二	〇・二
全	一、五九四	五三・六九	二六・九七	三〇・六四	〇・四	〇・四
全	一、六〇〇	五三・〇一	二五・七	二八・七	〇・五	〇・五

全 八年 一、五九九 五三・六二 三五・八七 三〇・四九

全 七年 一、六〇一 五三・九八 三五・四九 二八・二五 〇・五

二、海軍志願兵 海軍志願兵の状況を見るに受檢人員一、二七人にして合格者五七人合格割合 四割六分に當る

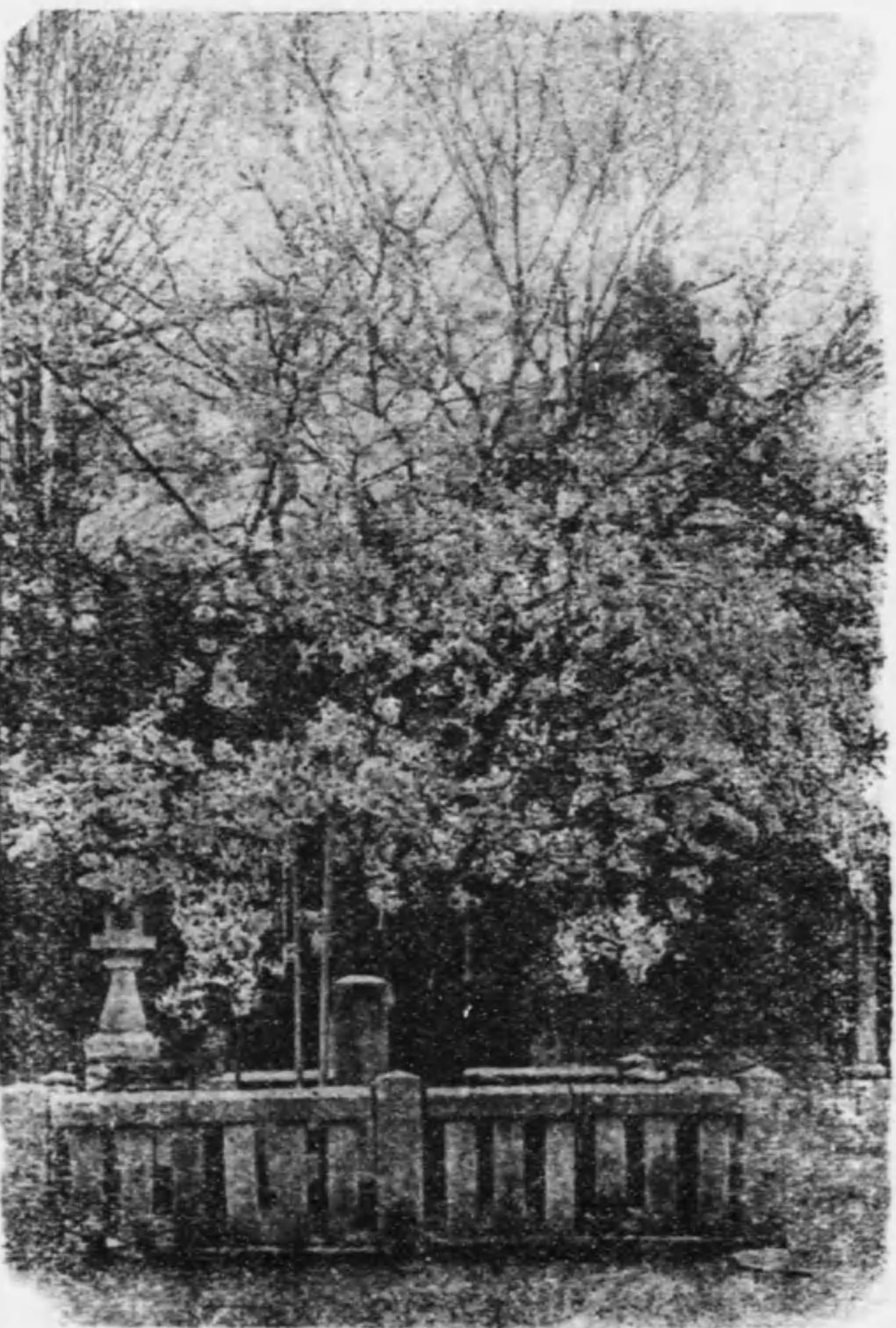
昭和十二年	受檢人員	合格人員	受檢者百ニ付合格	
			受檢者百ニ付	合格者百ニ付
全	一、二七	五七	四六・〇三	三三・九
全	一、〇〇	三二	三二・〇	三〇・五七
全	一、〇七六	三九	三六・七	三六・七
全	一、四二三	四〇六	二八・七	二八・七
全	一、二五	三九一	三二・〇	三二・〇

第三章 教 育

第一節 初等教育

一、學齡兒童 學齡兒童(昭和十二年)は男二九、八八人女二八、二八人にして人口千に對し三〇三人なり就學歩合は九九・七にして前年と同様なるも昭和九年度の全國平均九八・六に比するときは稍低し縣には御下賜金を基礎とせる兒童就學獎勵金ありて之より生ずる収入及毎年度國庫より交付せらるる補助金に更に

縣費を加へ市町村の奨學施設に對し補助し來りたるが昭和七年度より學校給食臨時施設に要する經費の補助として縣に對し交付を受けたるを以て縣は之等の金額を合し三、四、四六圓を市町村に交付したり



二、小學校 昭和十二年三月一日現在の小學校は市町村立に係るもの尋常小學校九尋常高等小學校三五高等小學校二師範學校附屬の尋常高等小學校二私立に係るものは尋常高等小學校三にして此の外分教場一〇三あり

【櫻科一七、三九八 高等科 三五、〇九八 學級數 墨 (1) 小學校兒童數 (昭和十二年三月一日) は尋常

は四、七四にして市町村立小學校の一學級平均兒童は尋常科 四三、三六高等科 四二、六六 尋常高等兩科の兒童を合せ編成したる混成學級 三、〇三之に配置の本科正教員 (市町村立小學校) は學級百に付 九、三〇に當る小學校の出席歩合 (昭和十二年) は尋常科 九、五九 高等科 九、五五 尋常高等兩科の平均 九、五七なり之を昭和九年度の全國

平均 (尋常高等兩科の平均) 九、七〇五に比するとき稍上位にあり

(2) 市町村立小學校教員數は本科正教員 四、三三一人 專科正教員 三、七一人 准教員 三、一人 代用教員 三、七〇人之が待遇に付ては深甚の意を拂ひ教員住宅供給又は住宅料支給の教員數 九、九一人 昭和十一年度中學事研究視察を爲したる實人員 三、四九三人之が旅費額 三、四七圓を算し平均月俸は左の如くにして尙隣縣及全國平均に比するに相當の優遇を示せり

市町村立小學校教員俸給平均一人月額 (三月一日現在)

昭和十二年	男	六四、二二四	女	四五、九三五	小學校本科正教員	尋常小學校本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	總平均
		五〇、〇〇七		四三、六四八			四八、一四四	四六、〇六七	三六、七八四	五九、六五七
							四四、七五五	四〇、〇〇〇	三三、三六六	四三、四八二

隣縣及全國との教員平均給比較 (昭和十三年一月一日現在)

尋常科擔任	小	正	六二、五五〇	愛媛	五八、〇三二	高知	五三、一八八	香川	五二、九九八	徳島	五八、七三三
尋常科擔任	尋	正	四七、七三二	愛媛	四六、五五五	高知	四〇、四四六	香川	四四、九五五	徳島	四四、九八八
高等科擔任	小	正	六七、二四四	愛媛	六四、九三二	高知	五八、八九九	香川	五七、〇七	徳島	六二、六八

第二節 中等教育

二〇

一、中學校 昭和十二年三月一日現在縣立六町立一市町村學校組合立一私立一生徒は定員六、七〇人に對し五、四七一人あり

昭和十一年度經費は縣立三七、二七圓 町立三、三九圓 市町村學校組合立四、九〇圓 私立四、四九圓にして縣立に係る經常費生徒一人當六圓餘なり、十一年度第一學年當初入學者は一、三三人にして志願者百に付六〇人に當る

學校數	學級數	生徒數	教員數
九	一三	五、四七一	三〇

二、高等女學校 昭和十二年三月一日現在高等女學校は縣立二〇町立一私立五實科高等女學校私立一にして生徒は定員七、六〇人に對し七、三五人あり、昭和十一年度經費縣立三七、三〇圓 町立三、四九圓 私立二〇、〇六圓にして縣立に係る經常費生徒一人當五圓餘なり、十一年度第一學年當初入學者高等女學校の本科は一、八三人にして志願者百に付八三人に當る

高等女學校	學校數	學級數	生徒數	教員數
	一六	一四三	六、九〇八	二五四
	(專)	二	(專)	一九

（專は專攻科、實は實科、補は補習科を示す）

實科高等女學校

(實)	二	(實)	二四
(補)	一	(補)	二〇

三、農業學校 昭和十二年三月一日現在七校何れも縣立にして生徒一、六三人あり、昭和十一年度經費二六、八〇圓にして經常費生徒一人當二〇三圓弱なり、昭和十一年度第一學年當初入學者は六三人にして志願者百に付略五人に當る而して甲種程度のもの四校學級三生徒 九五人 教員四人 乙種程度のもの二校學級九生徒 四九三人 教員一九人 甲乙兩種のもの一校あり學級四生徒 三〇人 教員二〇人なり

四、商業學校 昭和十二年三月一日現在縣立松山商業、八幡濱商業及市立宇和島商業學校の三校にして何れも甲種程度のものなり、昭和十一年度經費縣立五、五二圓 市立三、七五圓にして縣立に係る經常費生徒一人當五圓弱なり、昭和十一年度第一學年當初入學者は四七人にして志願者百に付略五一人なり

學校數	學級數	生徒數	教員數
三	四五	二、一三三	七四

五、商船學校 縣立弓削商船學校一校にして甲種程度のものなり、昭和十二年三月一日現在學級本科八生徒 本科三三人 練習科八人 教員二四人なり、昭和十一年度第一學年入學者 四三人 入學志願者百に付略五一人の入學率を示す

六、工業學校 縣立松山工業學校一校あり從來の松山市立に係るものを昭和九年度より縣に移管したるものにして甲種程度のものなり、昭和十二年三月一日現在學級九生徒三五人教員一八人昭和十一年度第一學年入學者五三人にして入學志願者百に付三人に當る

七、青年學校 從前の實業補習學校と青年訓練所とを合一したる青年學校は昭和十二年三月一日現在の校數市立二六町村立三五四私立二四計三五四校にして専任教員三九人兼務教員三、三〇人指導員一、〇三四人なり、昭和十一年度の經費四九、〇八圓に達し近時青年教育に關する經費著しく増加せり之時勢の要求に依り青年教育の充實を示すものと謂ふを得べし

職業科別より見れば總數三四校中農業三九校にして大部分を占め農業水産三校 農業商業三校 商業二校 其の他三校とす

八、師範學校 男子師範學校一校 女子師範學校一校あり何れも専攻科を設置す 近時入學志願者著しく増加し昭和十一年度に於ける本科第一部第一學年入學者は志望者百に付男三六人女三六人本科第二部に在りては男元人女四人にして入學志願者に對する入學者の割合は他の中等學校の増加せるに反し格段の少數を示せり

生徒數は本科男四四人女三三人 専攻科男三三人女四人にして本年度卒業者は本科男三四人女六

五人 専攻科男元人女四人なり

九、青年學校教員養成所 青年學校教員養成所は元縣立愛媛縣實業補習學校教員養成所として松山農業學校に併置したりしを昭和十年度より名稱變更と共に單獨設置したるものにして修業年限二年にして昭和十二年三月一日現在學級二 専任教員三 生徒四三人にして昭和十一年度第一學年入學者三〇人なり

一〇、職業學校 女子の學校として甲種乙種各一校あり、甲種は縣立宇和島高等家政女學校にして從來宇和島實科女學校を廢し昭和三年度より職業學校として開校せられたるものにして修業年限本科二年 専攻科一年なり昭和十二年三月一日現在學級本科四 専攻科一 教員八人なり生徒は本科一五 専攻科三〇人年度内第一學年入學者は本科五 専攻科二 卒業者は本科四 専攻科一 三人あり本科入學志願者は一〇九人にして本科入學者は志願者百に付八七人に當る、乙種は三島高等實科女學校にして青年學校令に依り設置したる町立三島實科女學校を改組して昭和十年度より開校し修業年限本科三年なり、昭和十二年三月一日現在學級五 教員七人 生徒一五五人 年度内第一學年入學者は六人 卒業者は五五人あり入學志願者は六九人にして入學者は志願者百に付六九人に當る

### 第三節 高等教育

一、高等學校 官立松山高等學校は大正八年四月の開校にして昭和十二年三月一日現在の教員三人

生徒 三六人あり昭和十一年度の入學者は 二八人にして志願者百に付 一六人に當る卒業生 二三人 卒業生累計 三〇人なり

二、實業專門學校 私立松山高商商業學校は大正十二年四月の開校にして昭和十一年三月一日現在の教員 三人生徒 三九人昭和十一年度の入學者 三〇人にして入學志願者百に付 一六人なり昭和十一年度の卒業生は 二八人 卒業生累計 九七人なり

#### 第四節 其の他の教育

一、盲啞學校 愛媛縣教育會の設立に係る私立愛媛盲啞學校を昭和四年度より縣に移管せられたるものにして盲部 聾啞部を置く昭和十二年三月一日現在教員 一八人 盲部生徒初等部 三〇人 中等部本科 三三人 選科 五人 又別科は 六人なり、聾啞部生徒は初等部 七五人 中等部 一四人なり

二、各種學校 昭和十二年三月一日に於ける校數は實業學校に類するもの 一 小學校に類するもの 二 計三校にして生徒 一、五四人あり學校の多くは家事裁縫を主として地方的女子教育機關たり

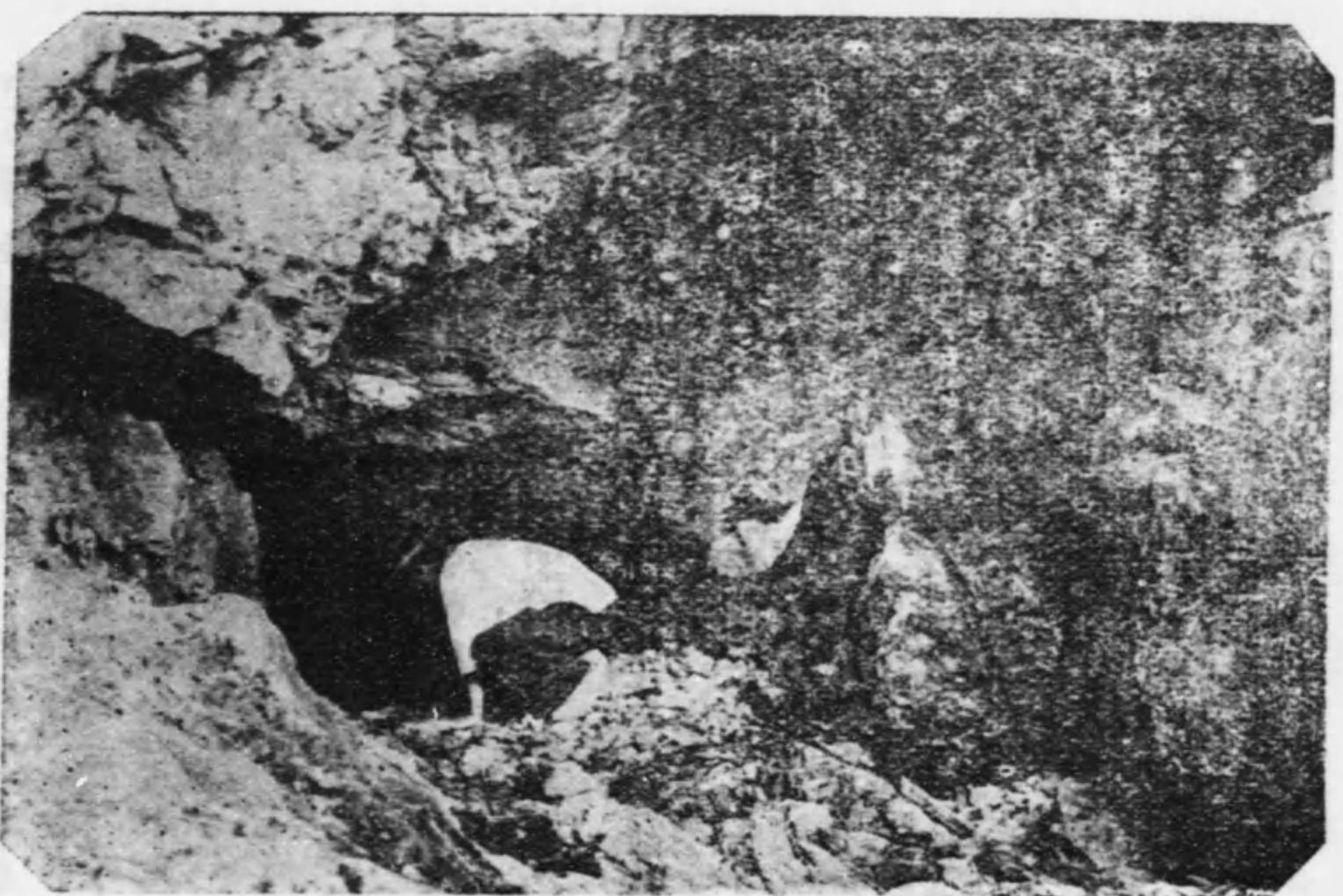
三、幼稚園 昭和十二年三月一日現在の園數は女子師範學校附屬 一市及町村立 四 私立に係るもの 一七にして幼児男 七七人 女 七五人 昭和十一年度の保育滿期者男 五五人 女 五六人なり

#### 第五節 社會教育施設

一、家庭實業學校 大正三年四月愛媛縣慈善會の感化部を縣に移管せしものにして不良兒の感化教育を施しつゝあり昭和十一年度末の在校者 四八人にして昭和十一年度の經費 九、四二圓なり

二、松山夜學校 本校は第四節の各種學校中に包含せるも尙再記す、明治二十四年一月創立に係り勞働子弟の教育を目的とせるものにして近來勞働に従事する青年間に向學心勃興し逐年入學志願者増加の傾向を示す、昭和十一年度の經費 八、〇三元圓にして昭和十二年三月一日に於ける在學者 九一人あり

三、圖書館 昭和十二年三月一日現在圖書館は公立 六 私立 三之が圖書冊數 一〇三、四七〇冊にして昭和十一年度中の閱覽延人員 三三、三六六人に達す



【口入穴漢羅】



四、青年團 社會教育の對照たる青年團を見るに昭和十二年三月一日に於ける男青年團三八之が正團員五、一八八人女青年團は其の數三〇一之が正團員元、三二人を有す

第四章 産業

本縣は各種産業旺にして四國四縣中遙に首位を占め關西方面に於て主要位に在り、而して大正十五年の金融恐慌、昭和五年の金輸出解禁、世界恐慌、全六年の滿洲事變の發生、金輸出再禁止、全七年の上海事變、全八年の國際聯盟脱退、全九年の未曾有の大旱風水害等我が經濟上相當の大變動を現じたるも最近十箇年平均二七百萬圓の生産額を維持することを得たり昭和十一年は軍需工業のインフレの影響を蒙り頓に振興し、從來最高潮に達せし大正八年の三三百萬圓を凌駕し三三百萬圓の巨額に達せり

昭和十一年	生産額					
	總數	農業	林業	畜産	水産	工業
全	三三、〇四〇	六、三五七	八、七五	三、四七〇	三、四七	二〇五、五五五
全	二七、五、六五四	六〇、四三	七、一五七	三、一五	二、五三	一七三、二六
全	二八、九三三	四四、六九〇	六、八七四	二、七八三	一、四〇〇	一六、四八五
全	二二、三六七	五七、六四一	五、五五三	二、四三三	一、五三	一六、九七〇
全	一六、八九一	四九、七七	四、八二五	二、五八	九、四三六	一三、一七一

全	全	全	全	全	全
元	二	三	四	五	六
年	年	年	年	年	年
三三、八七五	三三、七九	三五、七六二	二四、四八八	一七、〇二六	一五、五五四
八〇、〇四〇	七一、七六九	七一、九八二	七一、〇二四	四六、二九一	四〇、三九一
六、二七九	六、一五二	六、四三五	六、六六四	四、七〇九	四、六九九
三、〇三六	三、一四〇	三、三九九	三、三〇九	二、六七五	二、五五三
二、七三五	二、七五三	一五、三三四	一三、八九五	一〇、三六三	一〇、三九四
一、二七〇	一、四、三四	一八、七八三	二、二七七	一五、八六五	一一、八五一
一、二四、九五	二、五、五九二	一三五、八六九	一三三、三〇九	九〇、三七五	八一、六六六

郡市別生産額 (昭和十一年)

郡市	總額	農業	林業	畜産	水産	礦産	工業
溫泉郡	一八、四三三、九〇〇	一一、六三三、八四六	七、八、四三三	四、〇、三九八	一、〇三九、三八四	三、二、七八七	四、六〇一、〇九三
越智郡	五、〇〇九、六二九	八、一三五、三四五	四、四八、三三一	五、四一、三三九	一、八六九、七八八	三〇四、五八四	三、七二〇、二五二
周桑郡	八、六五九、二〇〇	四、六、五、七二八	三、六、〇六八	一、七、〇六〇	一、七九、九六四	三、六、八八〇	三、四四九、六〇〇
新居郡	七、〇七三、六〇〇	四、六、二、一九八	二、四、五、〇七三	二、五八、二七二	一、〇七三、七三	五、五、五、五九	六、六、三、四八、八三五
宇摩郡	四、四六二、四四三	四、二、四八、六九一	三、五、二、八四九	二、四九、六五五	一、九〇、〇四三	三、三、六、二、四二八	一、四、七、三、八、七四二
上浮穴郡	七、四二一、七七	二、四、五九、四四五	一、三、四四、八九八	九八、三〇八	二、七、四九〇	五、八、五、六	三、四、七、五、七三〇
伊豫郡	九、九八一、八二二	四、五、七九、七六八	一、〇、八六、五一八	一、四、五、六〇七	七、八九、二、四	六、三、〇、三	三、三、七、六、八三
喜多郡	四、七、七〇、八七三	四、八、七九、六〇一	一、五、一、七、八〇	二、三、八、四、五	二、六、〇、三、〇	六、三、三、九、〇	七、一、八、七、八、五、六
西宇和郡	三、一、六〇、七一一	三、六、九、五、六一	三、九〇、九七七	一、六、八、二、五、四	八、四〇、〇、九、三	一、四〇、〇、三、七	二、二、九、三、九、四、四、九
東宇和郡	九、〇、四、〇、六八	五、〇、六、一、七、六二	六、四、一、四、八七	一、五、五、三、九、三	一、八、二、四、七、八	四、三、三、五	二、九、四、九、六、三、三
北宇和郡	一三、七、七、六、五、六	七、五、九、〇、〇、六	一、二、八、八、三、八	一、四、八、三、〇	一、三、二、四、三、二	三、三、〇、五、九	三、四、六、五、四、二、二

南宇和郡	五、九三〇、三〇〇	一、八六六、四三九	三五七、七五七	七七、六四九	二、一五〇、八六五	四、一五九	五三三、七六一
松山市	二、九八八、三九	八八三、三九二	五、八三三	三、四、六五九	二九、五六五	二七三	一〇、六五四、四〇七
今治市	四、六四五、五八	四三六、一九二	六、九四〇	一九八、四八一	七三六、三八五	八〇	四〇、二六四、五二〇
宇和島市	二、八〇三、六七	一、〇四六、四〇九	五九、四九〇	一八二、一七七	三三一、〇七八	一、三三五	一〇、二八三、三二五
八幡濱市	二〇、九六八、〇二	七三六、四四一	二八、七三六	一〇二、九六六	一、四四四、五二一	—	八、六六四、九五七
合計	三三、〇四〇、三三三	六六、三五八、八三四	八、七五五、四四五	三、四〇〇、九三三	一三、四三七、三三二	二四、五〇五、六五五	二〇五、五五五、一三四

主要物産 (昭和十二年)

第一節 農業

本縣の農業は土性概ね壤土地味肥沃にして農業に適し縣内普遍的に最も旺盛を極め農産物の生産額(蠶種繭等)五、五二、四〇四圓に達す、之れを前年の數回に互る風水害を被りたる年に比し一割三分の増加を示す、又畜産は主として副業的に廣く行はれ畜産の生産額三、四九、九三圓に及ぶ更に耕地の擴張改良、農産物品種の改良、農業經營改善、副業獎勵、農産物並に副業品販賣斡旋、自作農の創設維持、農業團體の發達促進等農業施設の普及徹底を圖り技術的兩方面を有利に導くべく盡力しつゝあり

一、農家戸數 農家戸數は昭和十一年末二九、三七七戸にして前年より一、〇三戸増加し總戸數の五割六分に當り最近十箇年の趨勢に於て農家戸數は逐年減少を示したるに大正十三年頃より増加の傾向となり昭和八年來減少し昭和十一年に於ては稍増加せるも總戸數に對す割合は逐年減少の傾向に在り之等は總て全國と趨勢を一にす

之を專業兼業別に觀れば專業農家 九、七八戸 (七割四分) 兼業農家 三、五五九戸 (二割六分) とす、最近十箇年間は兼業農家減少の傾向を示し專業農家は増加の傾向にあり昭和元年に至り頓に増加し全二、三年と減少せしも全四年來増加の傾向にあり之の主として兼業農家の專業となりしに由るものなるも昭和十一年に於ては專業農家減少し兼業農家増加の現象を示したり

之を經營の主體に別てば自作 四六、四七七戸 (三割六分) 小作 三、五三四戸 (二割五分) 自作兼小作 五、三六戸 (三割九分)

にして最近十箇年間の趨勢を觀るに自作農は漸減の傾向を示したるに昭和六年に増加し七年より減少昭和十一年亦増加せり尙小作農は著しき減少の傾向ありたるも昭和八年來増加の傾向を示す、一方自作兼小作農は著しき増加を示したるも昭和八年來減少の傾向にあり

更に耕作耕地の廣狹により區分すれば五段未滿の過小農 四畝 にて大部分を占め五段以上一町未滿の小農 三畝分 一町以上二町未滿の小農 一畝分 にして二町以上經營の中農以上は僅に 三畝に過ぎず、最近十箇年間の趨勢を觀るに大體に於て二町未滿の小經營漸増し二町以上の中經營以上のもの年々減少の傾向を示す

二、農産物

(1) 米 米は昭和十二年に於て作付段別 四、三、四町 收穫高 九六、九五石 價額 三、七六、三六圓 反當收量 二・八六にして前年實收高に比し 一・四四の減少にして最近五箇年平均實收高 九九、六四石に比して 四三厘の増加を示す之本年は前年に比して病虫害風水害比較的廣範圍に互りたるに因るものなり今治及松山附近の平野に多産するものにして大正四年より米穀検査を實施して以來阪神地方市場に於ける伊豫米の聲價高し

作付反別	昭和十二年					昭和十一年				
	收穫高	價額	收穫	高	收穫高	價額	收穫	高		
水 稻	四三、七四	九六、九五	三、九二、六四	九七、七三	八七、八八	六四〇、三三	一、〇九九、五三〇	一、〇八、五一四		
陸 稻	六〇〇	一五五、六八	六、〇九	五、二五六	一、七三	七、一〇四	四、五六九			
計	四三、三四	九八、九五	三、一六、三六	九八、八四	八八、九四	六四二、八三	一、〇九六、三四	一、〇九、一〇四		
一反歩收穫高	—	二・八八	—	二・二九	一・九三	一・四八二	二・四九五	二・二八九		

隣縣との米收穫高比較 (昭和十一年)

縣	收穫高	價額	收穫	高
德島縣	六〇三、四三	九六三、九〇	七三、五三	九八、八四
香川縣	二、二六六	二、五四九	一八七〇	二、二二九
高知縣	—	—	—	—
本 縣	—	—	—	—

(2) 麥 昭和十二年に於ける麥作は作付反別 四、三、二町 收穫高 六七、〇三石 價額 三、〇〇九、五三〇圓にして最近五箇年平均收穫高 六〇、六七石より多し稈麥は最も多く 五三、三二石の生産ありて一反歩收穫高 田一・七三石 畑一・七三石の割なり

作付反別	昭和十二年					昭和十一年					昭和十年					昭和九年					昭和八年					昭和七年				
	收穫高	價額	收穫	高	收穫高	價額	收穫	高	收穫高	價額	收穫	高	收穫高	價額	收穫	高	收穫高	價額	收穫	高	收穫高	價額	收穫	高	收穫高	價額	收穫	高		
大 麥	三三	五、四二	五三、五二	六、六六	五、七八	六、〇四七	七、三二	九、三八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小 麥	七、七三	二、六四、九四	一〇三、三四八	一五、〇二七	一〇七、四四一	八六、七七九	七〇、八五八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

稗	三、一七	五五、三四一	九、三九、七五〇	五四、四九五	五八四、四八七	五四三、〇五九	三九九、八七	五四一、三六
燕	九	七八	一、二七五	二	四	—	—	—
計	四、二八三	六〇七、〇三三	一三、〇〇九、五〇〇	六四、四七一	六九五、二九六	六五六、五四七	四九、九四三	六三三、八〇〇
一反歩收穫高	—	一、五六七	—	一、五四九	一、七三七	一、六三七	一、二三五	一、五六五

隣縣との麥收穫高比較 (昭和十一年)

德島縣	香川縣	高知縣	本縣
四四六、七四石	八三、一七〇石	一五九、六〇五石	六三四、四七一石

(3) 食用農産物 昭和十二年に於て食用農産物は總作付段別一九、五町之が産額五、四八三、二三圓にして前年に比して八四、四〇圓約一割増増加せり食用農産物は食糧土地利用上重要な關係を有し就中甘藷は全國第十位の産額(昭和十一年)を有し一部縣民の食糧に供せられ又澱粉を製造し阪神地方に移出するもの尠からず又玉蜀黍は北海道に亞ぎて全國第二位の産額(昭和十一年)を有し山間部に於ては食糧とし又牛馬の飼養糧に當てらる主なるもの次の如し

大豆	昭和十二年	作付反別	收穫高	價額	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	
	大	町	二、九九八	二五、四九石	五〇、六四一圓	二五、二四四石	二二、〇三三石	一六、六三四石
小	豆	町	一、二四二	六、四九五	一五三、七三五	六、五二六	六、一七九	四、六二七

ア	七四〇	七、二六五	一四〇、六八	六、八〇七	六、三六六	四、三二一
トウモロコシ	四、三九	四五、七二	五七八、六三五	四一、二四四	三、三九六	三〇、〇六九
サツマイモ	八、六七四	三三、一五七、二四七圓	二、七九四、三三五	二八、九八一、四七七圓	二五、四四九、四二四圓	一六、〇一六、八五九圓
ジャガイモ	九〇一	二、七九、八元	三七、三六五	二、四七四、一九五	一、九三二、六三二	一、五〇七、三五三

(4) 果實 果實は全國屈指の産額を有し昭和十一年産額四、三二、五九圓にして青森、静岡、和歌山の各縣に亞ぎて多産す殊に蜜柑、夏橙、日本梨等は氣候風土に適應し風味に富み美味にして一般の嗜好に適し又出荷、販賣に統制を加へし爲近年東京、阪神方面に需用増加し聲價著しく高し梨は松山附近柑橘は宇和島附近を主産地とす主なるもの次の如し

日本梨	昭和十一年	數量	價額	昭和十年	數量	價額	昭和九年	數量	價額
	町	二、五〇七、四〇〇圓	五五二、二二三元	二、五六二、九〇〇圓	四七〇、六〇六圓	一、八〇九、〇一一圓	三二一、六八八圓	—	—
ミカ	町	六、六三七、八六六	二、二二三、七三二	一〇、三九二、九六六	一、八四、九九一	三、九四一、六二九	五七三、五七〇	—	—
ネーブルオレンジ	町	五四五、五六四	二〇六、六九三	四九三、一七六	一九三、四三四	五〇二、四二〇	一九二、七三三	—	—
夏橙	町	二、四三二、三六〇	四三八、八六六	三、四四八、九六九	七七、六九九	三、九四一、六二九	五七三、五七〇	—	—
生柿	町	一、五八八、一六一	四五、二六七	一、四三六、九二二	三六、三三七	一、二〇九、四三三	二八六、二六五	—	—

(5) 蔬菜及花卉 昭和十一年に於ける蔬菜及花卉の産額は總作付面積九、三四町之が産額四、三七、四二圓に達す主なるもの次の如し

作物反別	昭和十一年		收穫		
	收穫高	價額	昭和十年	昭和九年	昭和八年
ソラマメ	一、七三〇	二〇、四五〇	二、五六二	三三、二〇三	二二、八五〇
キウリ	二八五	一、〇二、八五三	九五七、二六五	八六一、七三九	一、〇三四、五七五
シロウリ	一三〇	四三九、五七三	三三三、〇九四	二九二、二三八	三五〇、五四三
カボチャ	三二一	一、一九一、一六八	九七〇、六九五	七八七、〇七六	九五〇、九七四
スイカ	七二一	三、八四一、八八四	四、一六二、〇九〇	三、六四三、七四八	三、六九一、〇五〇
ナス	三九三	一、二七八、〇三三	一、三二一、三四七	九七七、〇五六	一、三〇五、九四九
トマト	一四四	四七八、八三三	四一五、三四七	三三三、六八一	二七八、一七六
生大根	一、八九九	一、六〇一、二四六	二、一九六、二九一	一三、二〇八、三四一	一〇、九七八、三六六
カブラ	二五三	八八九、四四〇	八九五、三八六	八七七、六三五	八七二、二〇一
ニンジン	一四二	三六七、八〇二	三六七、八六七	三五一、六八八	三六三、〇〇九
ゴボウ	三八一	一、五八、二二一	一、〇一一、九一四	九三三、六七五	一、〇七七、六五五
サトイモ	一、二八五	五、二七、八五〇	四、四〇五、六七三	三、二四八、二五三	五、四七〇、六七九
レンコン	六二	三三、二三五	三三、四六三	二八四、九一三	三九、六九二
ネギ	一九九	五五、七二八	四八五、〇〇八	五〇七、九〇二	四八二、四六八
タマネギ	三六九	一、七五九、二四六	一、五四三、九一五	一、三八〇、〇五五	一、三三九、六四二
ツケナ	四五三	一、七〇三、六六七	一、五五三、三三三	一、六六三、四五三	一、五五四、六七八

(6) 工藝農産物 米麥作を主とする本縣に於て多角經營として工藝農産物の栽培を奨励指導せる結果

昭和十一年に於て總作付面積七、八四町之が産額三、三元、七〇八圓となり全國第十位にあり主なるもの次の如くにして何れも全國有数の多産地とす

作物反別	昭和十一年		收穫		
	收穫高	價額	昭和十年	昭和九年	昭和八年
コウゾ	六九八町	一七、五八一	一五三、八〇六	一五〇、〇九七	一六六、八八一
ミヅマタ	二、八四六	八九三、九七三	七六〇、五九〇	八二〇、二六〇	八二七、四三三
シヨチユウギク	一、六五五	三三三、六九六	四三三、六八二	二七四、七五七	一五四、六六五
ハゼ	一、〇六五	七八、三九一	八二四、三三六	六八、四三三	八四〇、五三三
葉煙草	七〇一	三三、九四三	三三、一九九	三六、三四〇	三三、二八五
ナタネ	五六三	六、八八三	一三三、八六一	六、三三九	四、二四八

三、畜産物

(1) 家畜及家禽 元來本縣は氣候温暖なるに依り家畜家禽の飼育に適し家畜としては牛、馬、豚を主とし家禽は鶏を主とし鶯之に亞ぐ牛は六萬餘頭ありて早熟早肥の性を有し柔順なるに依り農耕、運搬等の力役に適し又肉質優良なるを以て東京、阪神地方に多數移出し食用に歡迎せらる南豫地方は畜牛に適し就中御莊牛及三崎牛は夙に良牛を産し且宇和島を中心とする全地方には農村娛樂として闘牛盛んに行はれ地方名物の一として有名なり、馬は凡五千餘頭あり一時畜馬旺にして二萬頭以上ありたるも明治二

十四、五年頃より漸減したり之一般に馬は主として農業用運搬用で使用せられたるものにして養蠶の旺盛と交通機關の整備變遷によるものなるべし我國現下の産業經濟界未曾有の難局は農業經營の集約となり自給肥料の使用となり豚、鶏等を副業的に飼育し茲に家畜家禽の飼育旺になれり

飼養戸數	昭和十一年			昭和十年			昭和九年		
	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	
牛	五、三六四	六、八六三	五、七四七	五、七九四	五、〇二七				
馬	五、五六二	五、七八七	六、〇三四	六、一六〇	六、一六七				
豚	三、二五七	七、三〇八	六、八二二	五、三五六	四、七九七				

飼養戸數	昭和十一年			昭和十年			昭和九年		
	成禽	雛	計	數量	價額	羽數	產卵數	羽數	產卵數
鷄	五、三六一	四七、〇二二	二八、二五五	七六、三三七	六、一九、九三三	一、三六三、二九	七六八、四四六	五、五九七、二八	七五〇、五七二
鷺	二、五六	三、五三六	一、二七五	四、八三三	三四八、一九〇	七、九〇〇	七、三〇〇	三〇七、〇五	二、四四四
									一、三九、一八九

(2) 屠殺 昭和十一年の屠場數一〇屠殺頭數六、四〇三頭 中成牛四、五八頭 犢九七三頭 馬一四九頭 豚七四三頭にして之が肉量三三、九五貫 價額七六、六六圓 人口一人當一九三匁なり

(3) 牛乳 牛乳は之を調理又は飲料として用ふるもの極めて少く大部分は病者又は哺乳用として使用

するに過ぎざるなり昭和十一年に於ける搾乳場八三乳牛頭數四四頭 搾乳高五、七四石之が價額三〇三、九〇三圓なり

#### 四、副業

關西第一の小産業國たる本縣の農村をして益々勃興内容充實を促すべく三十二種の指定副業を定め山地部には三椏、楮、茶、椎茸等の栽培加工平坦部に在りては薬工品、真綿及真綿加工品、絹織物等の製造加工を圖りつゝあり之が助成の爲獎勵金を交付し副業組合を處々に設置せしめ共同經營により生産、販賣施設をなさしめ之に依り疲弊せる焦眉の農家經濟の一端を緩和し其の效果一般に知られ既に副業組合は二百有餘を算す而して縣下の之等組合統一連絡を圖り見本市、展示即賣、市況調査、販賣斡旋等を爲す爲全國に卒先して副業協會を設立し範を示す 副業的生産額は凡そ昭和十一年に於て一、〇七〇萬圓に達す

#### 第二節 蠶絲業

蠶絲業は本縣の主要産業に屬し昭和十一年に於て三、六〇七、三六〇圓の産額あり養蠶は主として副業として近來縣下各地に普及せられ東中豫地方は中、小規模經營者多く南豫地方にありては大體に中規模經營多く南宇和郡を除いては大經營者相當ありて殊に旺なり常に之が助長に盡力し町村を單位とせる養蠶組



【三津ノ朝市】

合により共同經營を獎勵し又蠶品種の整理或は桑園の改良蠶兒飼育の向上刷新等逐年生産の改良増殖の實を收め來れるが共同繭倉庫及共同乾繭裝置の設置を獎勵して斯業經營組織の根本的改善策たる乾繭取引の普及を計り又松山に繭檢定所を設置し以て繭取引の公正圓滑を計り且つ製絲講習所を設置し製絲に關する學理技術を教授し傍ら製絲教婦の養成をなすと共に製絲に關する試験研究を行ひ製絲業の改良發達に努めつゝあり

一、桑畑 昭和十二年(ホリ)に於ける桑畑段別二〇、四九町にして前年に比し八町を増加したり桑の仕立方に依り區別すれば根刈二〇、四三町 中刈三町 高刈一五町 立通三町にして之を栽培地別に觀れば本畑二〇、〇三町其他の畑三町其他二六町なり

二、養蠶戸數 昭和十二年に於ける養蠶實戸數の總數

は三六、九七戸にして中春蠶 三〇、七五戸 春秋蠶 三〇、二五戸(内春蠶を飼育したるもの三〇、三六戸)なり而して最近の趨勢を觀るに急速なる増加の傾向なりしも昭和五年より減少の傾向となれり前年に比し畝の減少とす

三、蠶種掃立數量 昭和十二年に於ける蠶種掃立數量三、二〇、七三グラム 中白繭種 二、六八、二〇五グラム 黄繭種 四三、五八グラム 又季節に依り觀れば春蠶 一、四八、九四グラム 夏秋蠶 一、六九、七九グラムの掃立あり最近十箇年の趨勢を觀るに急速に増加したるも昭和五年より物價下落の爲飼育數減少の傾向となれり

四、繭 繭は關西第一の産地にして品質優良として其の名高し昭和十二年繭産額は二〇、九〇、九七〇貫にし(春蠶 一、〇〇、〇〇〇貫 夏秋蠶 一、七〇、九七〇貫)なり之を白繭、黄繭種に區別すれば白繭種 一、七二、六三貫(八四分) 黄繭種 三三、二七貫(二六分)にして又上繭一、九八、〇三貫(九二分) 玉繭二七、五貫(五) 屑繭八四、七七貫(四分)の成績を示す

最近十箇年間の趨勢を觀るに著しき増加の傾向にありたるも昭和六年來減少の傾向を示し本年に於ては前年に比し七九、六〇貫を増加せり

五、蠶絲 昭和十二年に於ける製絲場數一七 繰絲釜數五、七四 職工數六、八〇人前年に比し場數四 漸増し繰絲釜數三二 職工六三人生産額は生絲 二、三六、二三五 屑物 三、八三、二六四にして總價額一三、三五四、七三圓前年に比し三、四三、九七圓の減少とす其の品質に於ては本邦第一を以て目せられ所謂伊豫絲の稱あり南豫

地方に多産す

第三節 林業

本縣の昭和十一年末林野面積は三七、三六町にして公有林五、二五町 社寺有林三、三三町 私有林三三、九〇町 國有林 四、九三町なり、亦之を林況別より觀れば針葉樹林(四割) 闊葉樹林(三割五分) 針闊混生樹林(三割五分) 竹林(二分) 無立木地(九分) を示す、從來の施設は公益的林業の助長に努めたるも近時一般民有林の造林促進の方面にも努め官行造林の促進模範林の造成、水源涵養林補助、林道改修に對する補助等相當見る可きものあり、林業は造林並に林道完成の曉には縣産業の重要地位を占むるに至るべきなり

一、林産物 昭和十一年に於ける林産物八、七〇五、四四圓にして公私有林の年伐採量は用材、薪炭材を合して五百萬圓内外に達す、近時財界の影響を受け伐採量増加の趨勢に在りて過伐の嫌ひあり殊に伐採齡の漸次低下しつゝあるは最も考慮を拂ふべき現象なり、山林の樹種は主として杉、扁柏、松、クヌギ等とす

主なる産物は用材 三、五六九、七六六石 薪炭材 一、六二四、二七二圓 竹材 一〇七、六五五束 椎茸 六九、九三三石  
クノコ 六九、六五六石 マツタケ 一、三九、八〇〇石 木炭 一、二五、九二〇石 等なり

第四節 水産業

本縣は三方海に面し海岸の出入に富み海岸線の延長は三百十里にして全國第五位にあり三崎半島は外海と内海とを劃し魚族の分布、漁業の状態自ら異り隨て漁業の種類も多様なり、概して外海は魚族豊富なるも内海は漸次集約に向ひつゝあり古來鰯、鯛、鯉、鯔等を主なるものとす、東部一帯は淺海にして魚介藻類の養殖に適す、昭和十一年に於ける水産物價額は一三、四七、三三圓に達す

一、水産業者 昭和十一年末現在縣下の水産業者 四、三七人 男 三、七八一人 女 五八八人 にして内 業主は 四割 被用者は 六割 なり又本業者 三、〇五人 副業者 三、二五人にして従業別に觀れば漁撈は 七割 養殖は 二分 製造は 三割 割合なり

二、漁船 昭和十一年末漁船數一六、八七隻にして北海道、長崎、千葉、山口縣に亞ぎて多數あり内動力を有するもの一、九四隻 動力を有せざるもの一四、九三隻にして動力を有せざる漁船は漸減し動力を有する漁船は漸増の趨勢に在り

三、沿岸漁獲物 昭和十一年に於ける沿岸漁獲物價額 五、九四、五六圓にして全國中第十一位なり、魚類の主なるものは鰯 一、七〇、七五三石 鯛 一、〇七、六六四石 タヒ 一、〇七、六六四石 アヂ 一、二八、二五五石 サハラ 一、三九、四五四石 ボラ 一、九〇、二六五石 カレイ、ヒラメ 一、六九、三三三石 エビ 二、九八、五三〇石 タコ 二、五〇、一四九石 イカ 一、四二、四七四石 等なり鯛は首位を占め鰯は全國中第八位とす  
四、遠洋漁業 昭和十一年に於て内地沖合遠洋漁船は 三隻(一、四五噸)にして乗組員 八九人 漁獲高



一、五三、三六〇圓 漁船を漁業の種類により區別すれば沖曳網漁業 二隻 一本釣漁業 三五隻 鯉釣漁業 一五隻 其の他 二〇隻とす、之等漁獲高の中主なるものはカツヲ 一八九、三〇〇圓 サバ 一八九、七〇〇圓 マグロ 三九、〇七〇圓 等なり、又樺太、朝鮮、臺灣等の沿海に出漁せるもの船數 二九隻(三四噸) 乗組人員 三〇人 漁獲高 二〇〇、〇〇〇圓に達す主な漁獲種類は鰯、鯖等なり

五、水産養殖 昭和十一年に於ける水産養殖場數 九二 面積 二、九七、一八〇坪にして收穫高 八三、八六圓養殖の主なるものは鯉、鯿、真珠、アマノリ等にして年々旺になりつゝあり

六、水産製造物 昭和十一年の産額 五、二二、三〇九圓にして全國屈指の生産なり、其の主なるものは鯉節 八二、四七〇圓 塩乾イワシ 八三、七九二圓 煮乾イワシ 一、五二、六五一圓 カマボコ、チクワ 一、八〇四、五六三圓 等にして就中宇和島蒲鉾は其の名高し

七、製 鹽 食塩は本縣中越智郡、新居郡地方に産するものにして昭和十一年に於て製造人員 七人 従業者 二、〇四三人 塩田段別 三七町之が收納 三、五、一〇七、五〇圓 なり

第五節 鑛 業

一、鑛 區 鑛山の最も著名なるものは住友別子鑛山株式會社の經營に係る別子銅山にして其の他大小の鑛山點在す、鑛區の大なるものは住友、三菱、日本産業、矢野、岩城等の經營にして金、銀、銅、

銅硫化鐵鑛、硫化鐵鑛を主産とす

二、鑛産物 昭和十一年に於ける鑛産額 二四、五〇五、六三三圓にして中金、銀、銅、銅硫化鐵鑛、硫酸等主なるものにして銅は秋田、栃木に亞ぎて産額多し鑛物は概ね縣内にて製鍊せられ製鍊所に住友經營の四坂島製鍊所、新居濱電氣分銅所等あり

第六節 工 業

工業は本縣の主要産業にして海運の發達原料品及勞力の供給潤澤豊富なる發電水力の利用等有利なる條件の備はれると相俟ち昭和十一年に於て總生産額の凡 六割二分を占め 一、九〇、七三三、三六四圓(電鑛額を除く)の産額あり

- 一、工場 昭和十一年に於ける常時職工五人以上を使用する工場數 一、三三三あり
- 二、工産物

(1) 織物 纖維工業殊に旺にして昭和十一年に於て綿織物産額 四、九八、二〇三圓にして全國第五位なり、内廣幅物は 三、二〇五、五三三圓を示し中綾綿布 四、二〇九、三三九圓にして大阪、愛知に亞ぎて多産し粗布 一、九二、三九、九八〇圓 綿ネル 四、二、一四一、一三三圓 絹木綿及織色無地 五、二、一五、七〇八圓 等に主なるものにして綿ネルは大阪に亞ぎて多産す之等は凡て何れも今治を中心として製織し中華民國、南洋方面、アフリカ、印度及北米

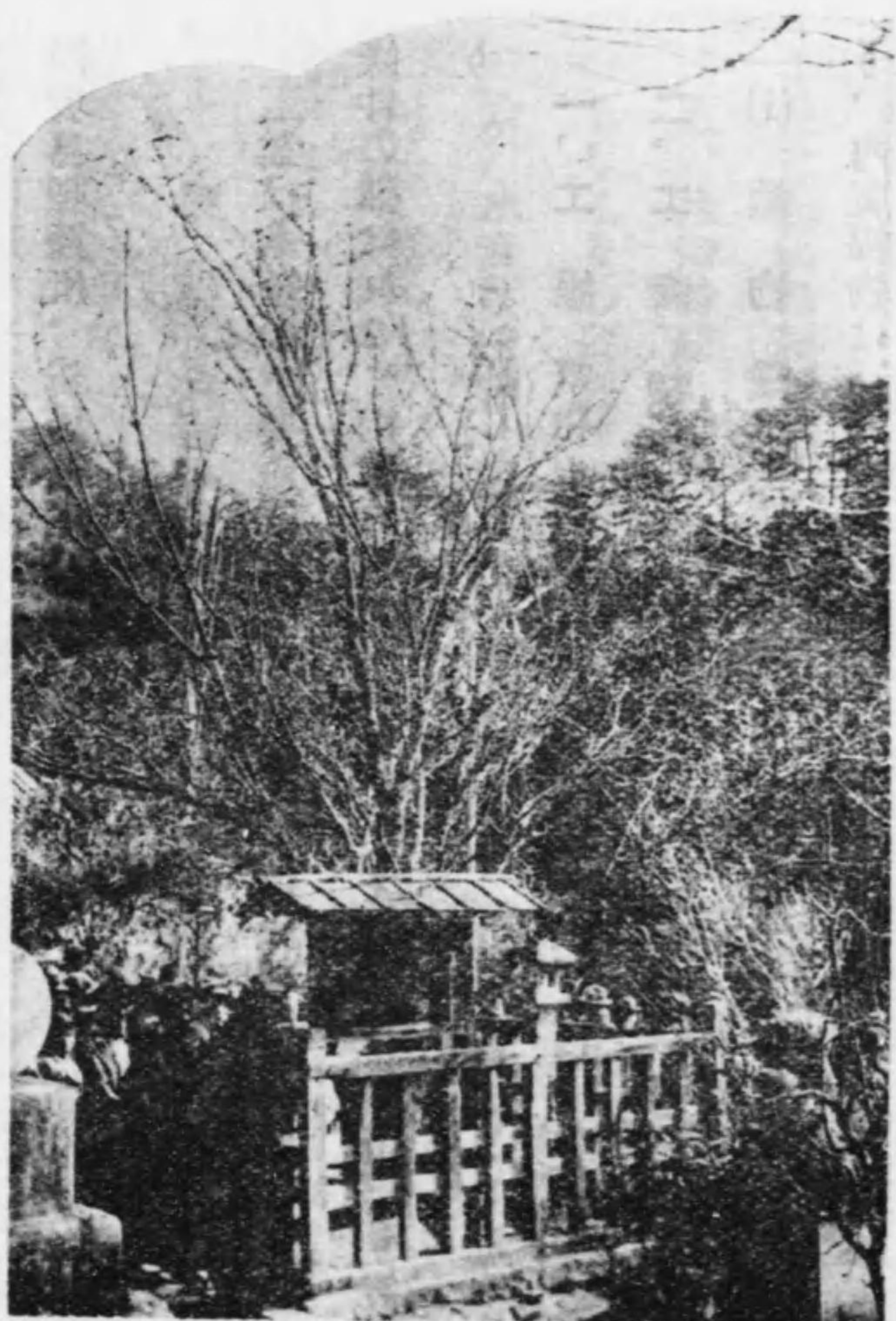
の一部に輸出せらる、又小幅物四、五八、五四圓主なるものは白木綿一、六八三、一〇四圓、紺木綿三、一九七、七三五圓等なり特殊物七、三四、〇七六圓主なるものはタオル三、五八七、六九九打にしてタオル地を含めて全國第一に多産す、

四四

紺木綿は伊豫紺と稱し全國第一に多産し價格低廉を以て全國に知られ概ね松山附近に製織せらる

近時織物業界は人絹交織の異常なる進出に依り一大轉換期に當面し之に對する設備準備對策として權威ある試験及指導の爲昭和九年度より染織試験場を設置せり

(2) 清酒 昭和十一年度酒造の清



【十 六 日 櫻】

酒醸造場數三四 生産高九、八〇七、〇三、九〇圓にして温泉郡、周桑郡地方に多く産し製品は大阪、廣島、高知及九州方面に多く移出せらる

(3) 綿 絲 昭和十一年に於ける綿絲生産高三、一八、五〇圓なり産地は今治、松山、三島、川之江、

川之石、三瓶の各市町とす

(4) 製 紙 昭和十一年に於ける産額六、三三、三二圓に達す、主産地は宇摩郡地方にして四、〇九六、一三〇圓を産し總額の六割身に當る、紙の主なるものは美濃紙一、六八、九八、一〇一圓、改良判紙一、六二五、三三、七四圓、奉書九七、〇二、二四圓、塵紙一、二八三、五二、二四圓、薄葉紙及コツピー二、六三、九六、〇六圓、仙貨七四、三三、五三圓、障子紙五九、五八、八八圓等なり

(5) 肥 料 昭和十一年に於ける肥料製造戸數二四 生産總額二、八四、三三圓にして新居濱市にある住友肥料工場の製品其の大部を占む、肥料の内礦物質肥料七六、〇一、五五、三三圓、配合肥料一、五九、九七、二〇圓を主なるものとす

(6) 捺染物 昭和十一年に於ける染物染賃四、六〇、三九圓にして中今治地方の綿無地物綾木綿五三、五八、五、二〇圓、及松山、西條地方の綿捺染物機械製小幅物二、三六、九、〇三三圓を主なるものとす

(7) 漆器、陶器及竹製品 昭和十一年に於ける漆器は製造場數三、職工數三〇三人 産額一九、〇〇圓 中 飲食用器物五、三〇圓 家具及裝飾品一三、三〇圓等主なるものにして主産地は櫻井町にして中國、九州の各地に移出さる

陶磁器は昭和十一年に於て製造場數四、職工數三〇三人 窯數五にして産額三五、二二圓 内地向 一、一七、七、二二圓 輸出向 一九、七、四、〇〇圓 あり大部分伊豫郡に産し砥部焼最も名高く内地各地及海外に多く移出さる製品の主なるものは茶碗及コ

四五

トヒ一碗七、〇〇圓にして其の他花瓶、置物、裝飾用品、皿類、鉢類等とす又樂焼として二六燒(宇摩郡松柏村)水月燒(松山市及道後湯之町)江山燒、五色燒(郡中)等あり

此の外瓦の産額九七、五九圓ありて越智郡菊間地方に最も多く産し菊間瓦の名高し

竹製品は昭和十一年に於て製造場數七二職工一、三六八人産額三〇三、四四圓にして松山市、西宇和郡に多産し主として籠及箆等なり

(8) 木 蠟 昭和十一年に於て製造戸數一五職工數六四人生蠟一九二、〇九九圓 晒蠟一七六、九五三圓の産額あり、製品は阪神地方の商賈の手を経て海外に輸出さる

三、電氣事業 電氣事業は近年製産工業の發展に伴ひ甚だ旺盛に向へり、昭和十二年に於ける會社數九總資本四七、三七圓にして總發電力九八、四〇キロワットに達す、而して光力の供給を見ざるは島嶼、山間等の極めて僻陬の一部のみにして常時燈取付燈數五九、五四燈にして一戸當三燈三の割なり、大口電力契約三六、五〇キロワット 小口電力契約一四、四〇キロワット、電熱用其の他電氣裝置三、〇三キロワットに及べり

第七節 會社及金融

一、會社 昭和十一年末本縣に本店を有する會社數は九七五之が資本金一四〇、三八〇、七〇〇圓にして組織別

より之を觀れば株式會社社數 資本一三二、四二八、五〇〇圓 社數の 三割 資本金の 九割四分 を占め 合資會社社數 資本五、二五七、〇

五〇圓 社數の 五割弱に當り社數に於ては合資會社最も多し合名會社社數 資本三、七〇、八〇〇圓 なり、會社を事

業の目的により觀れば商業社數 資本四一、二六五、四六六圓 工業社數 資本七五、九一三、三九五圓 運輸業社數 資本五、八三七、四九 農 業社數 資本二、一八二、四三

礦 業社數 資本一五、二七千圓 水産業社數 資本五、五五千圓 なり

二、金 融 昭和十一年末に於て銀行(本縣に本店あるもの) 二 無盡業 五 信用組合 三六 質屋 三六 内一般のもの

一八三 公營のもの 三 郵便局所 三三あり尙昭和七年十二月より松山に日本銀行支店の設置ありたり

(1) 銀 行 昭和十一年末に於ける銀行本店二支店三資本金二四、七六千圓 拂込資本金 一八、五五千圓にして内農工銀行、貯蓄銀行各一行あり昭和十一年中預高四二、二九千圓 年末現在 一〇五、五〇千圓 又貸付高一五、六六千圓 年末現在 六、〇九六千圓なり

普通銀行の割引手形は割引高四七、三九千圓 年末現在 三、七六千圓にして内商業手形割引高二七、七二九千圓 年末現在 三、一五三、千圓 荷付爲替手形本年割引高 一九、五五〇千圓 年末現在高 六〇、三、千圓 普通銀行の送金爲替は振出高 一〇七、五五千圓 受込高 八七、四九千圓又代金取立は振出高 四、八四千圓 受込高 七三、四五千圓なり

(2) 産業組合 昭和十一年度末に於ける産業組合數 三六にして内事實信用事業を行ふもの 二八あり 年度末資金調査組合數 三五の拂込出資金 四、七四千圓 積立金 三、四七千圓 借入金 四、八六千圓 貯金 三、九

八千圓 損失金 三、四三千圓 剩餘金 三、五〇千圓 差引計 七千圓にして一組合平均 八五圓なり

組合員數 二七、五三人にして業態別に之を見れば農業最も多く 三、八八八人 商業 一四、五六八人 工業 五、〇八三人 水産業 四、三二人 林業 五五人 其他 三、六〇八人なり

年末現在貸付金 三、五三三圓 手形割引 七千圓にして貯金は年末高三、九九千圓とす

(3) 無盡業に關する會社は五にして松山、今治、宇和島、新居郡西條町、宇摩郡土居村に各一あり  
昭和十一年末組數 七〇 總口數 一七、八九にして百圓迄 (口數一) 三百圓迄 (口數七、四三) 五百圓迄 (口數一、九五) 千圓迄 (口數四、三五) 三千圓迄 (口數四、八) なり又期間別に之を見れば三年迄 三、〇九九 口數 五年迄 二、一八〇 口數 十年迄 四、八 口數とす

(4) 質 屋 昭和十一年末に於て店數 三三 内一般のもの 一三 公營質屋 五之れが一箇年中の貸出高 口數 一、四一八、四七六 金額 一、六一九、三二五円 一口當平均 三圓 八十七錢なり、一箇年間受戻高 口數 一、二四九、一七八 流質高 口數 一、八四八、四 金額 一、〇三三、〇六六円 流質高 金額 五九、二六八円 して貸出高に對する流質の割合は 三、七 厘とす

(5) 郵便貯金 昭和十一年度中に於ける預入高一、九、六五、〇七圓 拂戻高 一七、六〇、四〇圓にして年度末現在 三、九三、三〇圓之が人員 五、四、四、一五人當平均 六〇圓三錢なり

第八節 産業諸團體

昭和十一年末に於ける産業諸團體は水産關係 一六 (漁業組合 一四 同聯合會 九 水産會 三) 養蠶業組合 一三 養蠶實行組合 八 三 同聯合會 一 其他養蠶關係 六 畜産關係 二 四 同聯合會 一 農事實行組合 三 九 茶業組合 一 農會 一 七 同業組合 一 七 (果物 四 養蠶 二 除蟲菊 一 紙 一 漆器 一 材木 二 肥料 一 油揚 一 織物 四 同聯合會 一) 等あり、尙産業組合數は 三、八 同聯合會 五にして各其の目的に向つて活動しつゝあり

第五章 交通及通信

一、道路及諸車 昭和十一年末國道一線延長 九、九 縣道延長 三、七三 市道 三、七 町村道 一〇、〇七 糶なり、鐵道軌道の敷設未だ乏しく樞要地點の連絡は自動車便に俟つもの多く鐵道未成の地方にありては自動車の定期往來比較的旺なり

昭和十一年末に於ける諸車數次の如し

乗用Ⅱ 馬車	一〇	自轉車	一〇八、四五	自動自轉車	一五	人力車	四六〇
荷積用Ⅱ 馬車	二、三三	牛車	七、八	荷車	三、四九	其他	八、八三

二、鐵道 國有鐵道の敷設は未だ縣内の一部に過ぎず豫讃線の縣内走行は 三三・三 糶及宇和島線 三三・六 糶にして宇和島線は昭和八年十月より國有鐵道に移管されたるものとす

昭和十一年度縣内各驛の乗客 乗車人員 六、四三、四、六六二人 乗客賃金 三、〇三、七、九圓 小手荷物 運送 四、七、七、四、九個 貨

物 運賃は小手荷物 二二、六六圓 貨物 五三、二九四圓なり

五〇

私設伊豫鐵道は我國に於ける輕便鐵道の嚆矢にして明治二十一年の開通なり、松山市を中心として郡中線(松山) 森松線(松山) 横河原線(松山) あり又松山道後及松山高濱間は電車に依る伊豫鐵電に係る乗客賃金次の如し

線路	乗客	發送貨物	乗客賃金	貨物賃金
鐵道	五、七五六、六三〇人	八三、七五噸	四七、一八六圓	六四、七二〇圓
軌道	三、五七、六八四人	—	一三、〇九三圓	—

尙新居濱端出場間に住友經營の輕便鐵道一〇、三杆あり其の業績次の如し

乗客	發送貨物	乗客賃金	貨物賃金
九五、九九人	八六、八三噸	三、五八圓	二五八、五三四圓

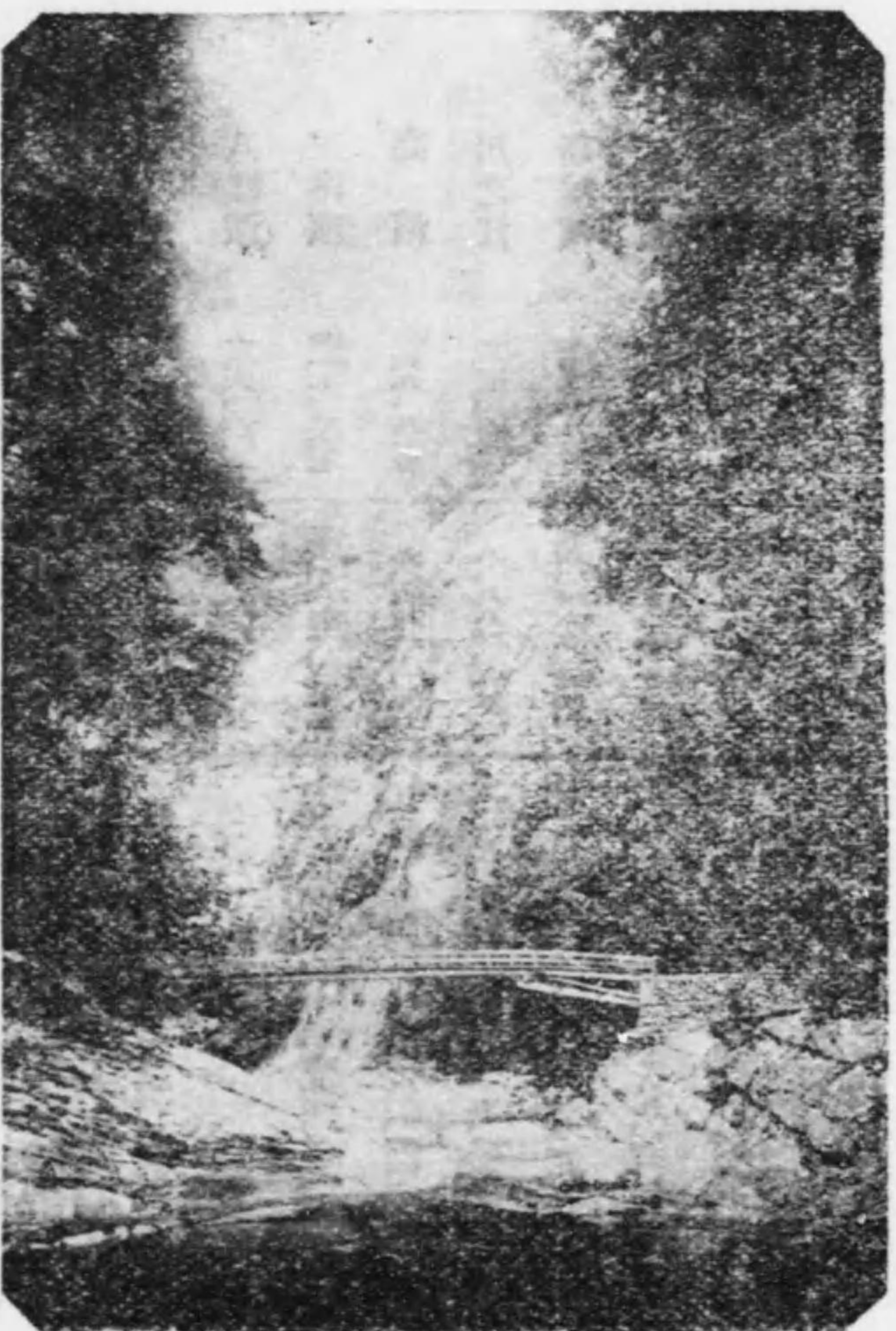
三、海 運 海岸線の延長三〇里岬灣の出入に富み天然の良港多く古來沿岸航路能く開け阪神、中國、九州地方に毎日數回の定期航路あり我國海運史上夙に其の名顯著なるものあり殊に今治港は開港場として最も殷賑を極め新居濱、高濱、三津濱、長濱、八幡濱、宇和島等の各港亦旺なり

主要港灣移出入貨物、入港船舶並乗降船客

埠頭	移出		移入		入港船舶		乗降船客	
	數量	價額	數量	價額	船數	純噸數	乗込	上陸
今治	二八七、一〇四噸	三七、三五、九三三圓	五五、七三四噸	六四、六四三、一六八圓	三三、七九二隻	二、五八九、二八四噸	三九八、七四四人	四三、〇二一人
宇和島	三四八、三九五噸	三三、五四、一三七圓	三六五、八二三噸	三五、六九二、四六五圓	四四、四五六隻	一、九二八、三三六噸	六八二、九〇〇人	六七、六〇〇人
八幡濱	一〇六、六〇一噸	三六、五〇〇、六四三圓	五〇六、一七九噸	三五、八二一、四〇五圓	五四、七四四隻	一、九五三、五九七噸	二五五、九六〇人	三三〇、三七一人
三津濱	四一七、三六七噸	三六、八四一、五七九圓	五三〇、七七七噸	四三、四九四、二二〇圓	七七、三五五隻	二、八四八、八二六噸	九八、九四四人	九〇、八〇〇人
高濱	六九、九一五噸	九、四四一、〇五五圓	一四二、五〇一噸	一四、七三〇、五四六圓	一八、〇〇六隻	一、七三三、六八八噸	一四七、五五五人	一四五、八七七人
川之江	二五、五三六噸	八、八八二、九五〇圓	一〇九、四六〇噸	一〇、四一五、二二七圓	七、二七七隻	九六五、三九〇噸	七、二七八人	六、九四四人
新居濱	七四三、九三五噸	五六、四六五、五六六圓	七四〇、三二一噸	四八、六六九、一九五圓	一七、二九七隻	一、四八〇、〇一九噸	二二、三三七人	二五、〇三三人
長濱	七〇六、九二六噸	一三、三三六、五三三圓	九七、八五五噸	一一、三九九、六〇〇圓	一六、七七七隻	一、八七五、三三二噸	六〇、三八八人	七五、二九七人
三島	三六一、六七二噸	一三、三九九、〇〇一圓	一一、六五二噸	一六、八四八、五九五圓	一〇、八三三隻	一、四三八、五二八噸	九、九九八人	九、七九九人
川之石	五五、〇五六噸	一一、三三六、八四四圓	五、七七八噸	八、八六六、〇二九圓	二七、六六一隻	一、〇六九、二五〇噸	七六、二〇五人	七五、八五〇人

四、通信 昭和十二年三月末現在郵便局所 三二 電信取扱局所 一七 公衆電話 三 電話加入者 九、三六九にして通信機關は概して普及せり尙昭和三年度より縣費を以て補助を爲し町村役場に電話架設を獎勵したる關係上現在電話未設の町村は 三〇 中四箇村なり

本縣に於ては社會事業に付慈善救済及特種兒童の保護教育等に關し夙に施設せし所ありしが世界大戰以來思想上社會上の激變を來し社會問題に對し一般の注意を惹くに至りしに依り民力涵養、地方改善、



【面一溪河】  
社會教育方面等に力を盡せり而して大正十年四月始めて縣に社會課を設け亞で全十一年三月愛媛縣社會事業協會又全十二年七月愛媛縣善鄰會なる事業團體生じ事務所を縣社會課内に置き茲に漸く施設機關整ひ斯事業に一新機軸を開くに至り救済事業、福利事業、教化事業、兒童保護事業等の社會的施設年と共に進展しつゝ

あり  
一、愛媛縣社會事業協會 各種社會事業の發達を期し縣下に於ける社會事業團體の連絡を圖る機關に

して社會事業研究會、講習會、講演會、兒童健康相談所、乳兒審査會等の開設、機關雜誌の發行並視察旅行を行ひ社會事業従業員の養成を計りつゝあり

二、愛媛縣善鄰會 社會民衆をして各其の志を遂げしめ國內諸方面に涉り克く協調偕和の實を擧げしむることは現代世相に於て最も緊切なる事たるべし依つて社會の弊習たる因襲偏見を芟除し融和善鄰の促進を圖るため創設せるものにして本會は相互善鄰の趣旨を宣傳し因襲的偏見の除去に努め矯風教化の振興を圖り日常生活の改善を促し其の他必要と認めたる事項を實行し又縣下に於ける該事業統一聯絡機關なり之が經費は國、縣等の補助金其他寄附金等に據るものとす

三、愛媛縣教化聯盟 昭和三年五月中央教化團體聯合會長山川氏等を招聘し縣下教化團體關係者の座談會を開きしに端を發し凡ての教化團體並教化事業關係者の聯絡提携を圖り斯業の改善發達に資する目的にて本縣教化團體聯合會の設立當時には全國十數府縣に過ぎざりき爾來教化網の普及に努め昭和五年八月更に規約を制定して愛媛縣教化聯盟と稱し一層之が目的の充實を期せり而して之が下に郡市教化聯盟を設け郡教化聯盟には町村を單位とする町村教化聯盟を屬せしめ其の組織に至りては全國の範たるものあり

四、縣方面委員 大正十二年十一月方面委員制度を創設し松山、今治、宇和島の三市に實施したり昭

和二年以來縣下一圓に普及を圖りたる爲昭和十一年三月に於ては四市の外五箇町村に實施し委員數  
五八名あり方面委員は擔當區域に於て一般社會狀態を調査し其の改善向上に努め保護又は指導を要する  
者及現に公私の救助を受くる者につき其の實狀を視察し適切なる方法を盡し社會施設の適否を調査し其  
の完備改善を期し且各種社會事業團體との聯絡を保ち其の目的の達成に助力する等熱誠以て活動しつゝ  
あり

五、救濟 昭和十一年度に於ける救護法に依る救護人員は實人員二、九八人にして救護に要したる金  
額七六、九五圓なり、救護の種類を見れば生活扶助二、七六人 醫療四三人 助産四人 生業扶助二七人とす  
又行旅病人及行旅死亡人取扱法に依る救護人員は行旅病人五五人 行旅死亡人三三人にして之に要した  
る縣費一、四〇圓なり

六、職業紹介 大正十一年一月愛國婦人會愛媛縣支部婦人職業紹介所の開設あり續いて全年松山市、  
宇和島市、今治市、三津濱町、八幡濱町の五箇所其の後大洲町、川之石町、長濱町、宇和町、三島町、  
西條町、新居濱市に各一箇所の開設を見現在に於ては其の數三に及ぶ而して昭和十一年中に於ける取  
扱狀況左記の如し

求人 男 一〇〇、四〇〇人 女 九六、五五人 求職 男 九、一三七人 女 六、二九三人 就職 男 五、一九五人 女 四、二五三人

七、公益質屋 大正十二年一月長濱町營質庫の開業あり其の後昭和二年公營質屋法の公布ありてより  
漸次各所に開設するに至り昭和十二年末に於ては五箇所にして庶民階級の金融機關として活動し其の  
成績良好なり

昭和十一年に於ける貸付狀況次の如し

貸付高	口數	一五、四九	受戻高	口數	一〇、三三〇	流質高	口數	一、六四九
	金額	八五、二八四円		金額	五三、八七九円		金額	四、九六六円

八、住宅組合 住宅組合法に依り大正十一年より設立許可されたるもの昭和十年末に於ける組合數  
暨組合員數三四人 低利資金貸付額 五九、九九圓 平均一戸當該資金融通額一、六〇四圓なり

九、公營住宅 昭和十年末公營住宅戸數五三戸あり即ち松山市二四戸 宇和島市五戸 今治市四七戸 三  
津濱町三戸 三島町三戸 西條町二戸 郡中町三戸 大洲町七戸 長濱町二戸 八幡濱市三戸 川之石  
町三戸 吉田町九戸 波止濱町三戸とす

一〇、釋放人保護 財團法人愛媛保護會（明治二十八年七月開設）を中心として縣下三箇所の保護教團あり愛媛保  
護會は縣下免囚保護團體の連絡統一を圖り且直接間接免囚者の保護をなす

昭和十一年度中に保護したるもの直接保護 三人 間接保護 一、三〇人にして保護を解きたるもの 五四人

一一、託兒所 昭和十一年三月末常設託兒所は二七箇所（宇和島市、今治市三大洲町、八幡濱市ニ波止濱町、川之石町、蔭淵村、新居濱町、長濱町、宮内村、松山市ニ御莊町、郡中村）にして託兒數二、一六六名が關係經費三六、三〇六圓なり、農繁臨時託兒所の事業は成績良好にして全體的に其の名高く昭和十一年三月末に於ける開設市町村數二九受託兒童數一六、三二人にして之が關係經費一四、九六圓なり

第七章 財政

昭和十二年度地方費の状況を掲ぐれば次の如し

道府縣	市		町		村		水利組合
	歳出	税一人當	歳出	税一人當	歳出	税一人當	
愛媛縣	八、三六六	四、六七七	三、九五六	一、三九三	六、四四四	一、四一五	五、三五〇
全 國	五、八五二	二、四四八	三、七六六	一、一八八	四、四〇三	七、九八八	五、六二二

即ち本縣の地方費總額三六、三二五圓にして税收入二、四九千圓一人當九七六に當る

本縣の地方債昭和十二年三月末現在總額二六、三三三圓（轉貸を除く）にして人口一人當二四、三二七に當る

團體別に觀れば縣債九、八六千圓 市債七、二四千圓 町村債二、三三三圓 水利組合債九千圓なり又目的別より之を觀れば教育費三、四七千圓 水道費一、〇三三圓 土木費一〇、三三三圓 社會事業費四、八〇二圓 財政整理費六、四四四圓 時局匡救農村應急事業費三、三三三圓 衛生費三、〇八千圓 勸業費四、三三三圓 其他六、〇〇〇圓なり

一、國 税 昭和十一年度國稅收入濟額は總額七、七六千圓にして内直接税三、〇六千圓 間接税四、七〇六千圓なり直接税中地租二、七〇分 所得税六、〇分 營業收益税一、〇分を占む

税別金額次の如し

地 租	所得 税	營業 收益 税	資本 利子 税	礦業 税	相續 税
八三三、五四九圓	一九九四、二五四圓	五八二、一四六圓	六、九三三圓	一一二、四四二圓	一五四、六四四圓
酒 税	清涼 飲料 税	砂糖 消費 税	織物 消費 税	臨時 利得 税	
三、五三三、八二四圓	四七、三三五圓	四、九三七圓	七、〇三三圓	四〇八、〇八五圓	

二、縣 費 明治三十年十月縣制實施當時の縣費は六十八万七千圓にして税收入の如きも五十五万一千圓に過ぎざりしが爾來時勢の進展に伴ひ經費も逐年増加し其の間多少の消長ありと雖近年著しく増加す、昭和十三年度當初豫算八、六八二、五三三圓（特別會計を除く） 税收入四、三三八、三六六圓にして明治三十年に之を比すれば前者三倍、後者七倍に當れり、縣費一人當八三三圓一戸當三、一五五圓、歳出に於ては教育費二、〇六五圓 土木費一、〇六五圓 警察費一、〇六五圓 縣債一、〇六五圓を占む又税收入は歳入の五〇分に當る



昭和十三年度歳入歳出豫算

歳入		歳出	
科 目	金額	科 目	金額
國稅附加稅	二、三三、四九六円	縣職員費	五五、九〇円
家屋稅	一、一六、七二〇	警 察 費	一、〇八四、〇五七
營業稅	一〇三、〇八八	土木費	一、二八四、〇二四
特別地稅	一四九、九六三	教育費	一、八八八、七五五
雜種稅	七二四、九八九	衛生及病院費	一、五七、九四四
計	四、三七八、二四六	勸業費	七六八、九七四
國庫下渡金補助(交付金、助成金)	一、二〇、六五七	社會事業費	三六、五四六
財產收入	二五、七五三	社會事業費	三六、九三二
使用料手数料	八〇四、八四八	縣稅取扱費	二九、五二〇
雜收入	二六三、五五一	土木補助費	二八九、七〇一
寄附金	一七三、五四三	教育補助費	一四一、五五六
縣負擔金	九四〇、〇〇〇	衛生補助費	五四、三四八
其他	一八二、五八八	勸業補助費	五四〇、七三二
計	八、六八一、五三三	社會事業補助費	八九、一八七
		統計補助費	一三、七〇九
		縣債費	七六〇、〇三三
		其他	八九〇、〇六五
		計	八、六八一、五三三
			一〇〇・〇

三、市 費 明治二十二年十二月二十五日市制施行當時は松山市のみなりしが大正九年二月十一日今治市、大正十年八月一日宇和島市、昭和十年二月十一日八幡濱市、昭和十二年十一月三日新居濱市何れも市制を實施するに至り現在五市となる

昭和十二年度に於ける四市の豫算總額三、九七、六九三圓にして松山市一、七六、二四圓 今治市九二、八三〇圓 宇和島市九三、五七圓 八幡濱市三、四、七三圓なり、歳入中稅收入一、三三、三四圓にして三割を占め平均一戸當三、八七五なり、市稅松山市四三、五二圓 一戸當三、六四七圓 今治市三三、〇二圓 一戸當三、〇六一圓 宇和島市三、八、三、八九圓 一戸當三、〇三七圓 八幡濱市一八、三四圓 一戸當三、八四五なり

昭和十二年度市歳入歳出豫算

歳入		歳出	
科 目	金額	科 目	金額
市 稅	一、三三、三四円	役 所 費	三〇六、四八円
財產收入	一八、一六四	土木費	一、二七、二三三
使用料手数料	一六〇、一九一	教育費	七五、六六一
交付金	五、三三三	衛生費	一、九、五四八
國庫下渡金	一六、五二四	病院費	一五四、一八八
國縣補助金	一五、一九九	勸業費	二五、〇六六
			〇・六
			五九

寄附金	一三、八五〇	〇・三	警備費	二八、九八九	〇・七
繰入金	八、三四五	〇・二	基本財産造成費	四、四二九	〇・一
財産賣拂代	一〇、三五九	〇・三	社会事業費	五九、三七八	一・五
繰越金	一九、九四七	〇・五	水道費	一七、九八九	〇・五
公債	八九三、〇〇〇	三三・三	公債費	三九四、四〇七	一〇・〇
其他	一、二三、五三四	二七・九	補助及寄附	四五、四七八	一・一
計	三、九七、六三三	一〇〇・〇	積立金	六九二	〇・〇
			諸税負擔	四、四三六	〇・一
			其他	一、九一、七七〇	四・八
			計	三、九七、六三三	一〇〇・〇

六〇

四、町村費 明治二十二年十二月二十五日町村制實施當時 三六町村なりしが其の後廢置分合に依り昭和十二年末現在 三三町村となり、昭和十二年度町村豫算歳入 一四、四九、九三九圓にして内稅收入 三割八分國庫下渡金 一割二分 交付金補助金 一分 町村債 六分に當り町村稅 一戸當三八圓八五なり、歳出に於ては教育費 三割二分を占め役場費 一割二分 土木費 八分 公債費 八分に當る

町村基本財産は毎三年の定期調査にして昭和十一年三月末現在 一〇、五〇、三五圓にして内土地建物價額 四、七〇、六六圓 有價證券及現金 三、九八、二五圓 其他 一、九二、五〇圓なり

昭和十二年度町村歳入歳出豫算

科 目	金 額	百 分 比	科 目	金 額	百 分 比
町 村 稅	五、三四二、九六四	三七・八	役 場 費	一、六四二、六五四	二・六
夫 役 現 品	六、七五一	〇・一	會 議 費	五七、一四一	〇・四
財 産 收 入	三三、五六〇	二・四	土 木 費	一、一一、一三六	七・九
使用料 手數料	六、六八七	四・四	教 育 費	四、九三三、〇三四	三〇・三
國庫下渡金	一、五六五、三三三	一一・一	衛 生 費	三三三、六六三	二・三
交 付 金	一、五三、九五八	一・一	勸 業 費	八九、一六六	〇・七
國縣補助金	四八九、九〇二	三・五	警 備 費	一五六、三六一	一・一
助 成 金	八六、八六二	〇・六	基本財産造成費	一三四、四四〇	一・〇
寄 附 金	四六〇、六四四	三・三	積 立 金	七三、一四四	〇・五
繰 入 金	二六六、三五五	二・六	諸 税 及 負 擔	七三、五〇六	〇・五
財産賣拂代	一〇〇、二六六	〇・七	公 債 費	一、一六六、六〇三	八・二
繰 越 金	九六八、九八九	六・八	財 産 費	九三、八九〇	〇・七
雜 收 入	二七八、〇〇六	二・〇	神 社 費	四八、〇六七	〇・三
町 村 債	一、一五五、二五一	八・二	社 會 事 業 費	一三〇、七三五	〇・九
貸 付 戻 入	八六、五二五	五・八	補 助 費	三六四、六四二	二・七
其 他	一、四九五、五七四	一〇・六	寄 附 金	九六、九二四	〇・七
			貸 付 金	一、〇六六、七八〇	七・五

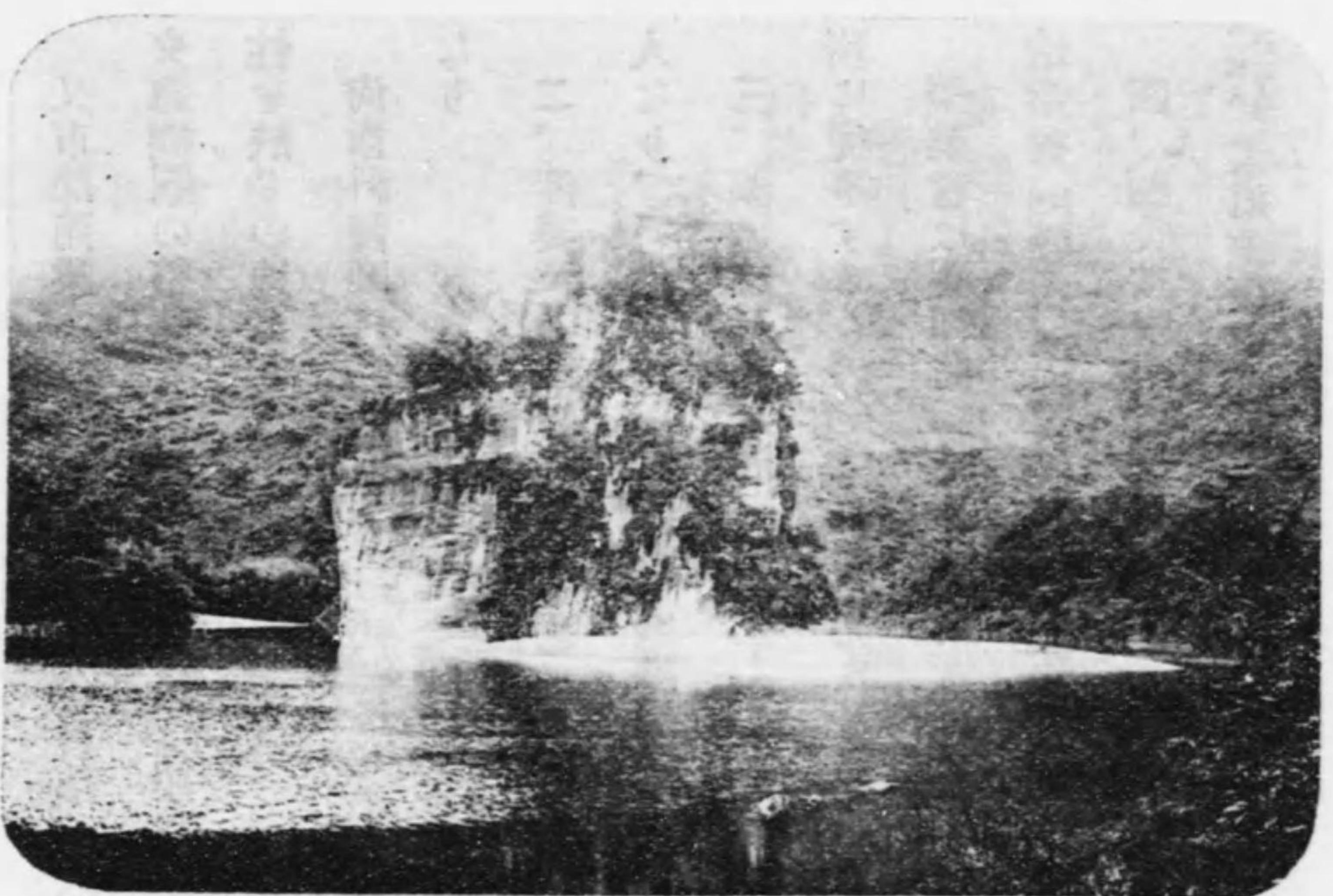
計	一四、四九、三九	100.0	計	其の他	三、三三、〇八三	三三・七
					一四、一四九、三九	100.0
隣縣との地方費比較 (昭和十二年度 豫算)						
府縣費	市費	町村費	總額	一戸當	一人當	
愛媛縣	八、三五、七四三	三、八六、〇七四	一四、四一、八一七	二六、五一、六九九	一〇八・三五	三三・六
高知縣	五、九八、五八八	一、四〇、三九九	五、六三、五七六	二二、九一、五四三	八二・九五	一八・四
香川縣	六、〇八、一六八	二、五〇、六五四	五、九九、〇四一	一四、六五、八六三	九六・三〇	一九・五六
徳島縣	七、一八、五七一	二、五八、〇六四	八、〇五、八〇三	一七、七九、四三八	一二・九一	二四・四〇

第八章 警察及衛生

第一節 警察

一、警察官署及警察職員 昭和十一年末警察署一七警部補派出所五 巡査部長派出所三 巡査派出所  
 三 水上巡査派出所六 巡査駐在所三七にして警察部長一人 警視五人 防疫醫二人 技師五人 技手三人  
 屬八人 警部三人 警部補五人 主事補二人 巡査部長二人 巡査五八人 雇員四人 其他一人 而して巡  
 査定員一人 當人口一、五八八なり

二、犯罪 昭和十一年に於ける刑法犯發生件數二、五三 檢舉件數二、四三 なり、尙規則違反七、七六



【戸 三 御】

人 男七、三二〇人にして内法律違反 兇人 勅令違反 一人 省  
 女 五、五六八人 令違反 三、四九人 縣令違反 四、三九人 なり

三、火 災 昭和十一年に於ける火災度數 三六にして  
 内失火一七 不審火七 放火二 其他二 なり  
 家屋數は全燒 二八棟 半燒 八棟 之れが損害見積額 元  
 一、七七圓に達す

原因別に見れば使用火不始末 三 最も多く吸殻 六 燈  
 火 二 不明火 七 弄火 三 放火 二 等を主なるものとす尙  
 一箇年を通じて見れば一月、二月、三月に多く三箇月間  
 に八三度あり本年中に於ては七月、八月、九月最も少し

第二節 衛生

一、醫師及齒科醫師 昭和十一年末に於ける醫師は  
 六六人 男 六六一人 内開業醫 六八人にして人口一、七四四人に對

し醫師一人の割合を示す

又市部開業 三六人 町部 二七人 村部 六八人にして之が分布農村に少く開業醫なき村落さへあり而かも交通機關の整備と相俟つて收容又は往診により僻地に於ける缺陷の緩和を計りつゝありと雖是等の可能性を缺ぐの地あり

尙齒科醫師は 三七人男 二三四人 女 一三四人にして診療に従事する者の分布状況は市部 八人 町部 七人 村部 五人なり

二、産婆及看護婦 昭和十一年末現在産婆 八四人にして之が分布は市部 三三人 町部 一七五人 村部 四七人なり、看護婦 一、四六人 準看護婦 二四人 看護婦一人あり

三、藥劑師及藥業者 昭和十一年末現在藥劑師は 一三三人女 一三四人にして之が分布状況（藥劑師の業務に従事するもの）は市部 五九人 町部 三六人 村部 二人 病院其の他 三九人なり

藥業者は藥種商 四八八 製藥業者 一〇二にして藥劑師 八藥劑師使用のもの 四其の他 二五なり 尙賣藥製造業者 四〇四 賣藥請賣業者 七、三五 賣藥行商者 二、二九あり

四、鍼灸按摩業者 昭和十一年末鍼術、灸術、按摩業者 一、六五五人にして晴眼者男 一五三〇人 女 一四五五人 盲眼者男 三六二四人 女 一四三人 柔道整復術者男 一四あり

五、傳染病 昭和十一年中の傳染病患者は 三、一八八人にして内死亡者は 三九七人 患者百に付死者二十二人の割合を示す、病類別に之れを見れば赤痢患者 二三五人 死亡 一三三人 腸チフス患者 一、〇六八人 死亡 一七九人 パラチフス患者 二八人 死亡 二人 痘瘡患者 一人 死亡 一人 流行性腦脊髄膜炎患者 二人 死亡 二人 猩紅熱患者 八五人 死亡 一人 デフテリア患者 三七八人 死亡 八二人 腸チフス疑似症患者 二五二人 死亡 三六人 赤痢疑似症患者 五五人 死亡 七人 なり

昭和十一年末に於て傳染病院 二 隔離病舎 三七 にして外に公立病院 四 私立病院 三 娼妓病院 一 精神病院 二 あり

道府縣歳出豫算（昭和十一年）及諸稅負擔（昭和十一年）

道府縣	直接國稅		府縣稅		市町村稅		道府縣歳出
	稅額	一人當	稅額	一人當	稅額	一人當	
北海道	七、六六七	二・五二	七、二二七	二・三三	一六、三六五	五・三三	一三、七九二
青森縣	一、四七三	一・五三	二、五九七	二・六九	四、三三九	四・三七	八、二七八
岩手縣	一、六一七	一・五五	二、五五三	二・四四	四、〇〇三	三・八三	六、七六〇
宮城縣	二、六三五	二・二三	三、七五六	三・〇四	五、三七〇	四・三五	一〇、五五六
秋田縣	二、七三〇	二・六三	三、四三九	三・三〇	五、三八〇	五・一八	八、三九七
山形縣	三、二三五	二・八八	三、六九九	三・三二	五、一三四	四・六〇	八、六二六
福島縣	二、九〇九	一・八四	四、六六九	二・九五	六、四二四	四・〇六	一〇、四六四

茨城縣	三、二〇一	二、〇七	四、九四五	三、一九	六、一〇六	三、九四	八、七九二
栃木縣	二、七五二	二、三〇	四、二一八	三、五三	四、六七九	三、九二	八、六〇〇
群馬縣	三、四八〇	二、八〇	四、一七〇	三、三六	五、〇九六	四、一〇	七、九〇九
埼玉縣	三、四五一	二、二六	五、九四八	三、八九	六、八九七	四、五一	九、五三三
千葉縣	三、五五七	二、三〇	五、四九七	三、五六	五、八七六	三、八〇	一〇、六六〇
東京府	一四三、六五七	二、三五五	三、四〇九	五、〇九	四九、七八二	七、八二	七、五九八
神奈川縣	一三、七二七	七、四六	八、八八〇	四、八三	一一、五〇七	六、二五	一五、一六七
新潟縣	七、四六一	三、七四	八、〇九五	四、〇六	九、七七三	四、九〇	一五、九八七
富山縣	二、八八〇	三、六一	四、〇八〇	五、一一	四、九〇一	六、二四	一〇、五四八
石川縣	三、〇〇六	三、六一	三、五六一	四、六三	四、八九二	六、三七	八、〇七七
福井縣	二、三五八	三、六五	二、九一九	四、五一	三、四五二	五、三四	六、七七八
山梨縣	一、一三九	一、七六	二、〇四四	三、一六	二、三九〇	三、七〇	六、〇三三
長野縣	三、二三四	一、八八	六、三三八	三、六九	六、一三四	五、一五	一一、四〇四
岐阜縣	三、〇一一	二、四六	四、五二四	三、六九	六、一三四	五、〇〇	一一、六九九
靜岡縣	五、七五〇	二、九六	七、〇六四	三、六四	九、八四八	五、〇八	一三、一一〇
愛知縣	二、二四五	七、四二	一一、四九二	四、〇一	一七、三五六	六、〇三	二六、四四〇
三重縣	四、一七八	三、五六	四、五七七	三、九〇	六、〇五九	五、一六	一〇、二二五
滋賀縣	二、五九五	三、六五	四、一九七	五、九〇	四、二〇一	五、九一	八、四八八
京都府	一三、〇四二	七、六六	八、四五二	四、九七	一一、一九四	七、一六	一八、二二三
大阪府	六九、四四一	一六、一六	二二、〇二二	五、四〇	三四、〇五八	七、九三	三八、五六六

兵庫縣	二六、九九九	九、三三	一三、五五五	四、六三	一九、九五六	六、八三	二八、三四四
奈良縣	一、九〇五	三、〇七	二、八八七	四、六五	三、六八五	五、九四	四、四三二
和歌山縣	二、四七四	二、八六	三、五〇二	四、〇五	四、〇五七	四、七〇	七、六七七
鳥取縣	一、一三三	二、二二	一、八六一	三、八〇	二、七二九	五、五七	七、〇六七
島根縣	二、二一九	二、八五	三、〇一三	四、〇三	四、四七一	五、九八	八、七七七
岡山縣	五、六三二	四、三三	五、八三〇	四、三七	七、七五七	五、八二	一一、七二七
廣島縣	七、二九三	四、〇四	七、六九七	四、二七	一〇、五九四	五、八七	一六、〇三五
山口縣	六、一四九	五、一七	五、〇〇一	四、三〇	七、〇〇八	五、八九	一〇、七三九
德島縣	一、三八五	一、九〇	三、〇五五	四、一九	四、一〇三	五、六三	七、一九〇
香川縣	二、〇三八	二、七二	二、九一一	三、八九	三、二五八	四、三五	六、〇八四
愛媛縣	三、一六二	二、七二	四、四八四	三、八五	五、六七五	四、八七	八、三八六
高知縣	一、四六七	二、〇五	二、六二二	三、六七	二、七九九	三、八九	五、九九九
福岡縣	一三、四六五	四、八九	一一、一八二	四、〇六	一五、七八五	五、七三	二四、八一四
佐賀縣	二、〇四〇	二、九七	二、五七一	三、七五	三、六〇二	五、二五	六、一三二
長崎縣	三、二三八	二、四九	四、〇三〇	三、一一	六、六三二	五、一一	七、八三三
熊本縣	四、一六三	三、〇〇	五、二二二	三、六九	六、四八二	四、六七	九、八五一
大分縣	二、四三七	二、四八	三、七〇七	三、七八	四、八九五	四、九九	八、一七六
宮崎縣	一、七〇四	二、〇七	三、三六五	四、〇八	四、〇〇六	四、八六	七、三三六
鹿兒島縣	二、七七六	一、七四	四、八六六	三、〇六	七、〇九一	四、四六	八、六七七
沖繩縣	三七	〇、五四	七八六	一、三三	一、四二四	二、四〇	一、九二〇

附錄

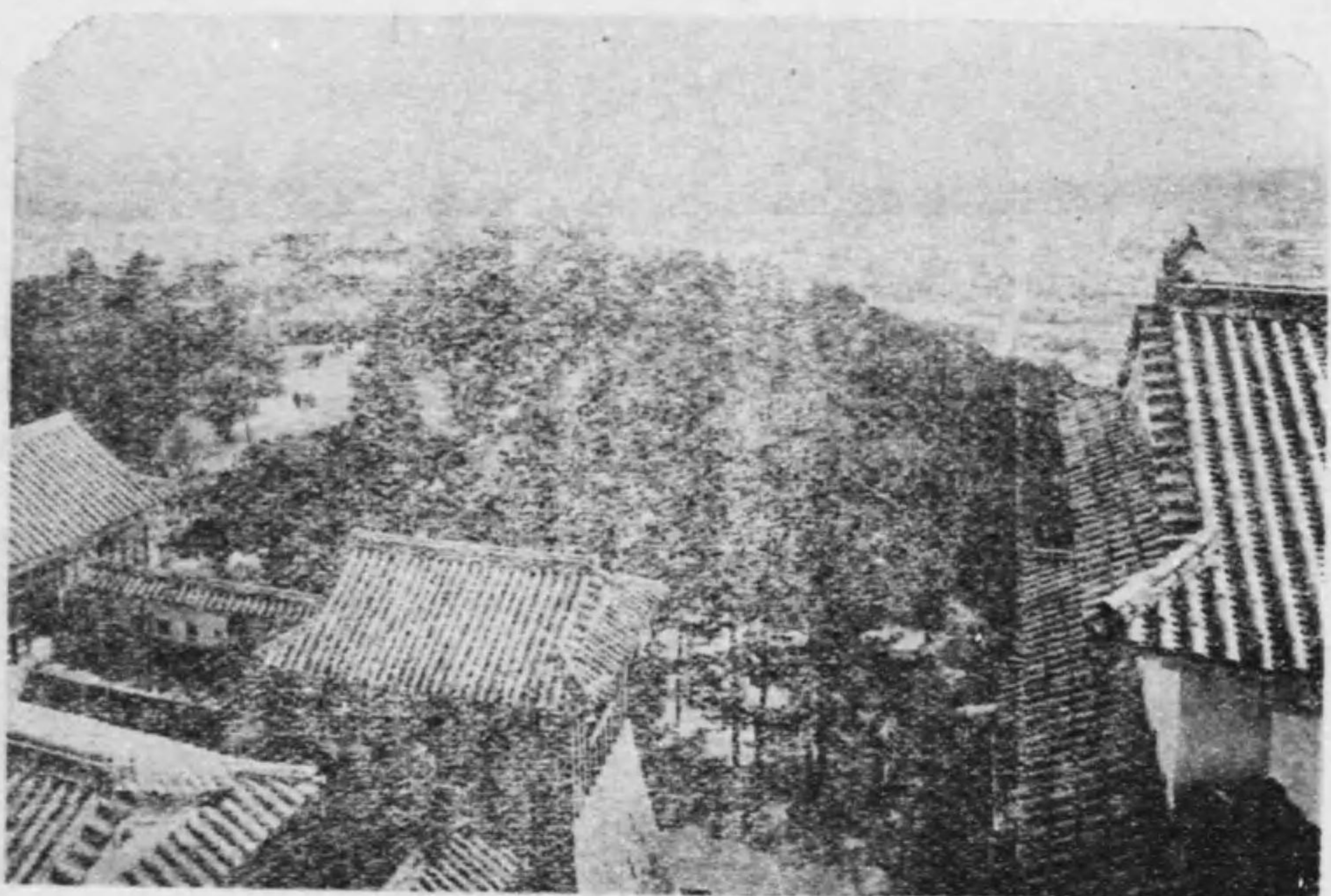
史蹟名勝天然記念物概覽

並  
歷代長官



【景全城山松】

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.



【景全市山松】

松山市勢

二

面積戸口一面積 一方里一六九 世帯數一八、三六四  
人口 八一、九四〇

重要生産物—綿織物 二、二八、二九圓 菓子 九五、六〇圓

捺染物 七四、二〇圓

諸官 衛—愛媛縣廳、松山警察署、工業試験場、松山測候所、農産物検査所、同松山支所、蠶業取締所、同松山支所、松山土木出張所、松山財務出張所、愛媛縣商檢定所、愛媛縣警察練習所、木炭検査所松山支所、松山稅務署、松山聯隊區司令部、歩兵第二十二聯隊、松山陸軍病院、松山憲兵分隊、松山地方裁判所、同區裁判所、同供託局、松山刑務所、松山郵便局、廣島地方專賣局松山出張所、商品陳列所、松山市役所

諸

學校—松山高等學校、愛媛縣師範學校、同附屬小學校、同附屬幼稚園、縣立松山中學校、北條中學校、松山高等女學校、松山城北高等女學校、松山商業學校、松山工業學校、青年學校二、小學校九、私立松山高等商業學校、濟美高等女學校、東雲高等女學校、松山技藝女學校、松山商業女學校、松山夜學校、愛媛縣立盲啞學校、愛媛國學館、幼稚園五

名所

舊蹟—松山城址、石手川公園、阿沼美神社、大寶寺、子規埋髮塔、足立重信の墓、十六日櫻

鐵

道—國有鐵道豫讃線松山驛、省營バス、豫土線（松山佐川間起點）  
私設伊豫鐵道の高濱線、横河原線、森松線、郡中線（各線基點）電車 松山驛道後間 松山市驛高濱間



【閣主天と園公山松】

松山公園

舊松山城址にして市の中央にあり全山樹木繁茂し頂上の城櫓遺蹟今尙舊形を存し宏壯雄大にして眺望絶佳、山の高さ七十二間、周圍三十町十五間其の面積五万九千坪なり。

松前城主加藤嘉明（十萬石）關ヶ原の戦功により二十萬石に加封せられ慶長八年此の地に五層の城廓を築きて移居、寛永四年嘉明會津に移封せられ、同年蒲生中務少輔忠知二十萬石を以て入城、同十一年忠知京師に愛し嗣子なく、同十二年松平隱岐守定行十五萬石を以て桑名より入城、世襲して定昭に至り城邑を奉還す、定行入國のとき城山は恰も赤土山の如くなりしかば臣下に命じ麥、粟等を蒔かしめ鳥類を集めて其の散糞により草木の繁殖を計り且つ日向の松實を蒔き子孫と共に其の繁殖保護に努めしかば比年ならずして鬱蒼たる林相を爲すに至る、降て寛永十九年天主閣を改築して三層となせしも天命四年の雷火に天主閣及本丸を焼失す、文政三年更に工を起し三十五年の久しきに亘りて安政元年漸く竣工せしもの即ち現在の城廓なり、（昭和八年七月怪火の爲玄關、多門、北隅櫓、十間廊下、南隅櫓、小天主を焼失し之が復工計畫中なり）建造物中加藤嘉明の築造に繋るものは僅に筒井門乾乾櫓を存するのみ、明治維新廢藩の際縣は之を公園とせしも同十九年陸軍省所管とし其の後明治四十三年松山市貸下を受け現今市の公園として經營せり、大正十二年久松定謀伯大藏省より拂下を受け更に松山市に寄附する處となる、城廓は昭和十年五月國寶に指定せらる。



**阿沼美神社** 松山市宮古町に在る縣社延喜式内の大社にして最も歴史に富み大山積命を祭る、境内廣く古松鬱蒼として森嚴を極む、往古勝山の巔に在りしを慶長八年現所の地に遷座累代松山城主の尊崇篤く神田の寄進神社の造營等屢々なり。

**大寶寺** 松山市南江戸に在り大寶元年の建立にして崇徳院讀岐よりこの地へ行幸の時御車を返し櫻を觀覽ありて一名にしほまたも来て見ん花の春夕影殘す雪の古寺の御製あり一に古寺さいふ、堂前の姥櫻は聞ゆる名花にして當寺安置の釋迦如來、阿彌陀如來の二像は國寶なり、本堂は特別保護建物となれり。

**子規埋髮塔** 「痰一斗へちまの水も間にあはず」の辭世句を残して明治三十五年九月十九日東京上根岸の寓居に逝き併人正岡子規の埋髮塔は松山市末廣町一丁目正宗寺境内に在り、大正十五年本堂に接續して子規堂を建設せられ子規の青年時代の面影を偲ぶに足るものあり、子規名は常規慶應三年九月十七日松山市大字新玉町に生れし明治文壇の異彩なり。

**足立重信の墓** 松山市の北方山越來迎寺境内に在り足立重信は加藤嘉明の重臣にして松山築城の際重信川、石手川を改修して民生に資したり重信川の名こ、に因す、又松山城廓の結構經營に力を致し以て松山市の開市を見るに至らしめり、重信は寛永二年十一月十七日を以て逝く大正八年十一月正五位を追贈せられ大正十四年同寺境内に頌功記念碑を建設せり。

**十六日櫻** 松山市の北方山越龍禪寺庭前に在り毎年舊正月十六日に開花するを以て此名あり、其の由來は往昔此里に花鳥風月を友として餘生を樂しむ翁或年病床にあり正月十五日夜吾子吉平を呼びて自分は、や八十黄泉に旅立つこは露程も惜しくはないがたゞ常に愛している庭前の櫻花の開期を待たずして逝くこが誠に口惜い花にも靈あらば心して咲けよと嘆ず、吉平其の情に堪へず終夜樹下に井水を被りて身を淨め祈願せしに十六日の拂曉見事に開花したり、父子之を眺めて狂喜せんばかりに打喜び翁の病忽ち去りて更に十年の齡を保つこを得たりと傳へられ爾來毎年正月十六日には必ず花を開くを例とし觀客多數なり。

今 治 市 勢

面積戸口面積 〇、八五一方里 世帯數 一一、〇二〇

人口 五一、六〇二

重要生産物—綿織物 二二、六六三、七八二圓 採染物三、三

八〇、一一五圓 漁獲物 四二七、五三〇圓 菓子 三二

九、〇〇〇圓

諸官衙—今治警察署、今治區裁判所、今治稅務署、今治

郵便局、神戸稅關今治支署、今治土木出張所、今治財務

出張所、農産物検査所今治支所、今治市役所

諸學校—縣立今治中學校、今治高等女學校、組合立越智

中學校、青年學校二、小學校六、私立今治實科高等女

學校、今治實踐商業學校、今治精華高等女學校、今治中

等夜學校、幼稚園三

名所舊蹟—今治城趾、天保山、姫坂神社、東禪寺

鐵道—國有鐵道讀線今治驛

港—今治港(大正十一年二月開港場となる)

本港は天保二年藩主定茂新地港に波除石垣を築造し翌年

七月竣工せるものにして其の後若干の補修を加ふる所あ

りたるも規模狭少にして和船の碇繋に便なるのみ汽船に

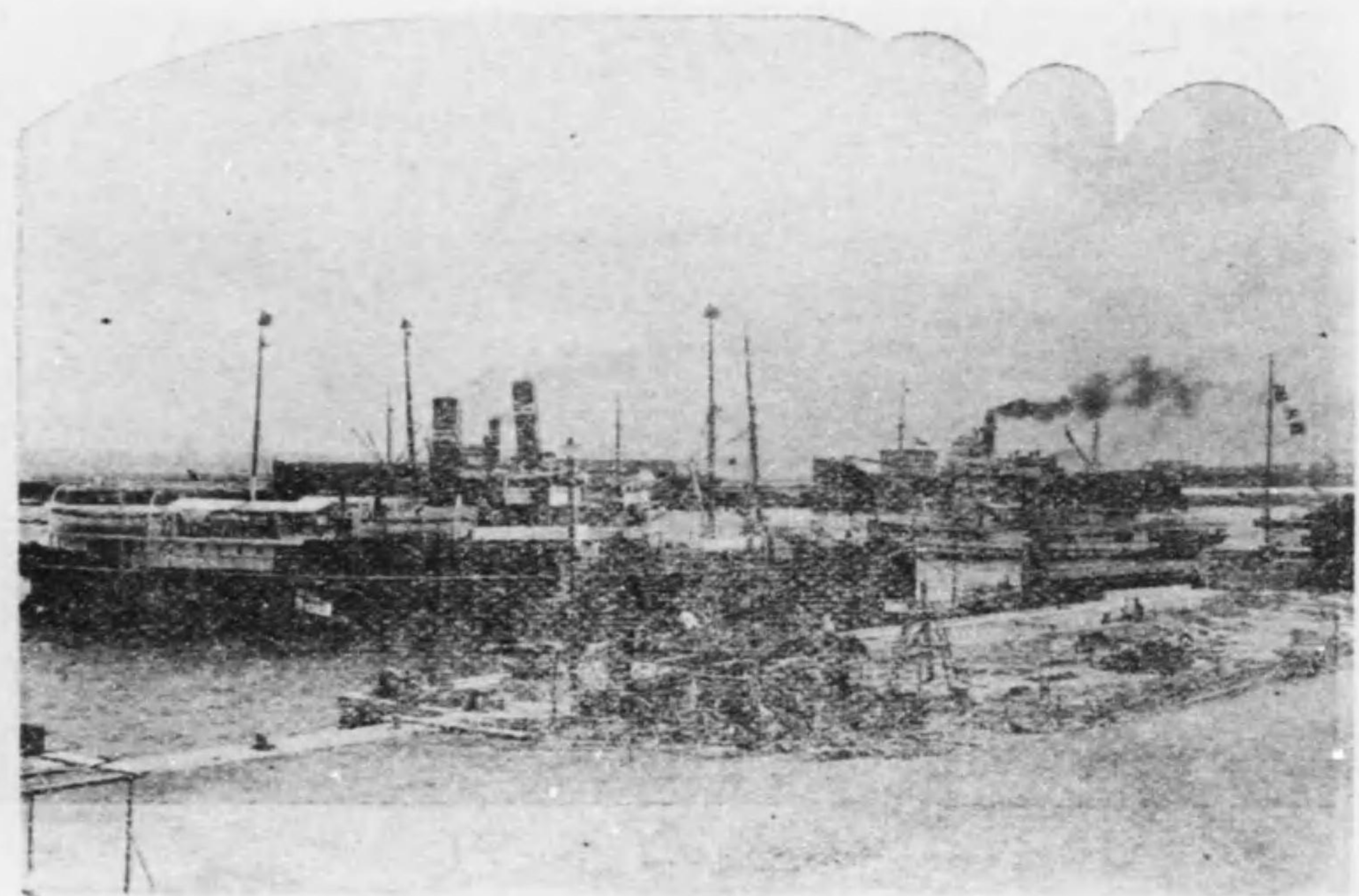
至りては港外に碇泊するの止むなく不便尠からざりしが

市に於て築港を計畫し大正九年より防波堤の築造、港内

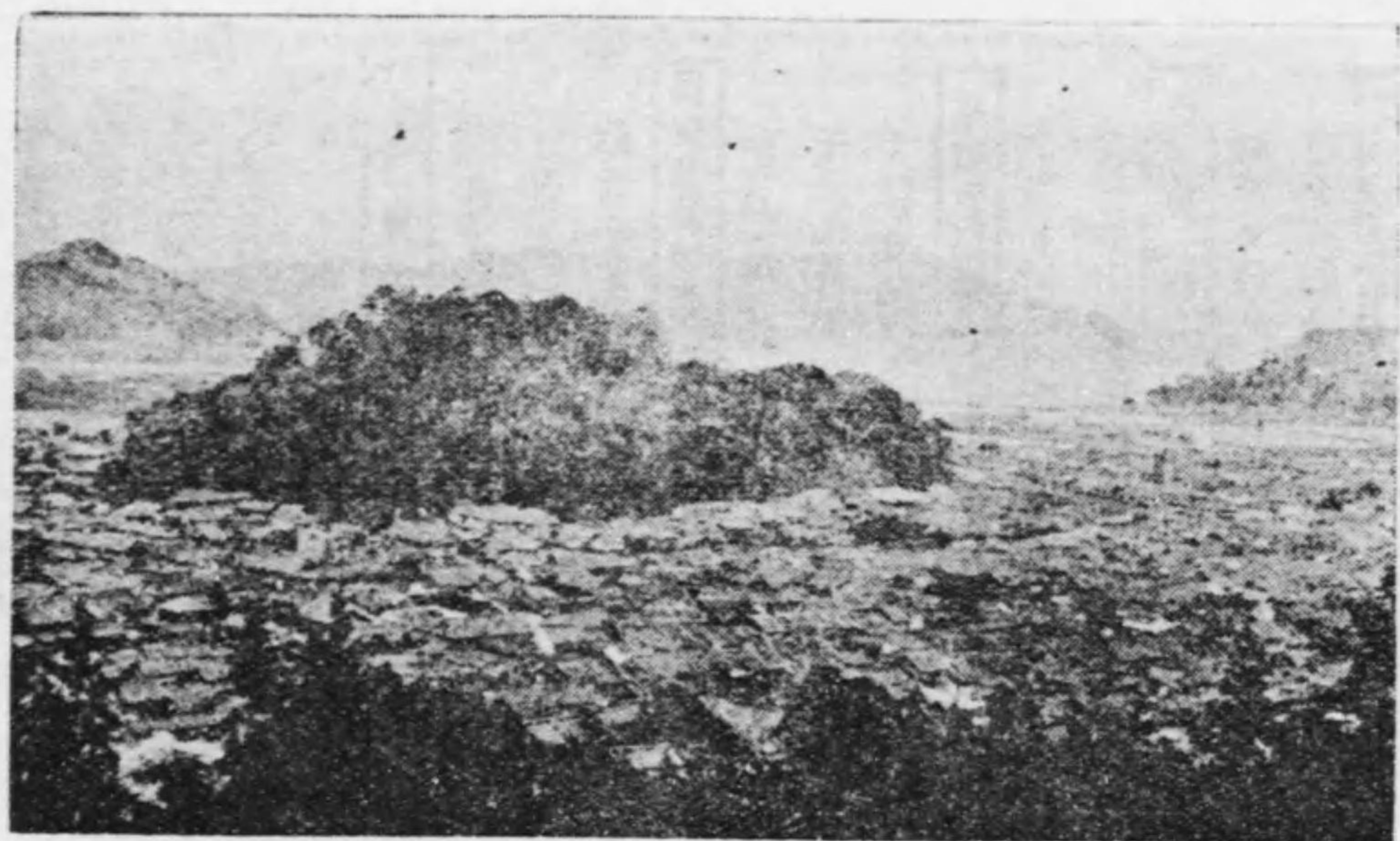
浚渫、埋立、棧橋の築造をなし

防波堤被覆面積二〇二、六三九平方米にして面目一新

せり。



【港 治 今】



【景市島和宇】

宇和島市勢

六

面積戸口—面積 三方里五二二 世帯數 一一、二二七

人口 五一、二八〇

重要生産物—綿織物 一、九三七、九七六圓 繭四四三、九二

八圓 生糸 二、八五一、四四四圓 漁獲物 一〇九、九

五三圓

諸官衙—宇和支廳、宇和島警察署、宇和島區裁判所、宇和島稅務署、宇和島營林署、宇和島郵便局、愛媛縣水産試驗場、松山刑務所宇和島支所、松山測候所宇和島支所、愛媛縣蠶業取締所宇和島支所、農産物検査所宇和島支所、宇和島財務出張所、宇和島土木出張所、木炭検査所宇和島支所、宇和島市役所

諸學校—縣立宇和島中學校、宇和島高等女學校、宇和島高等家政女學校、市立宇和島商業學校、青年學校七、小學校八、幼稚園四

名所舊蹟—宇和島城、和靈神社、宇和津彦神社、天教園、滑床

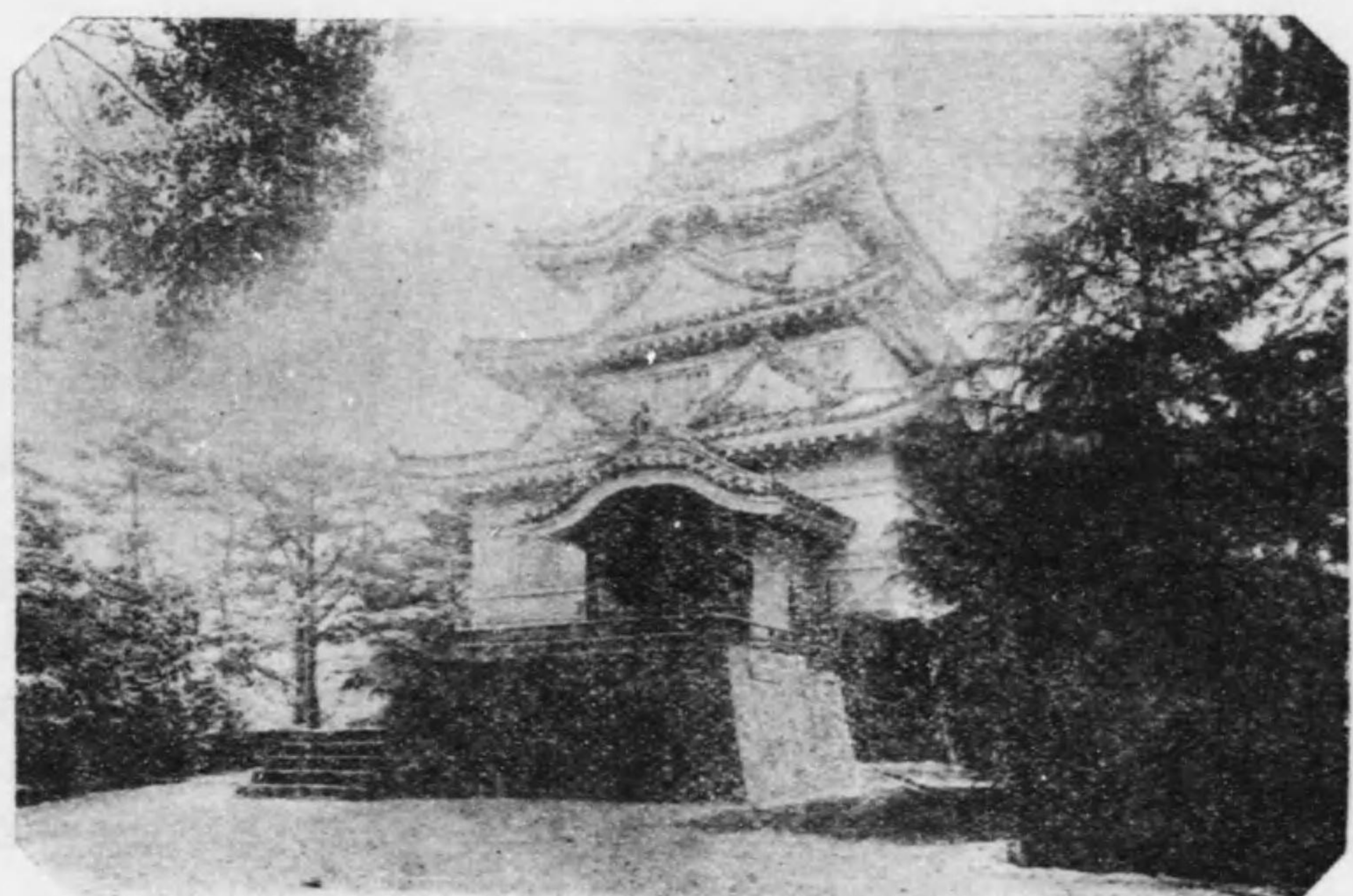
鐵道—國有鐵道宇和島線(基點宇和島吉野間)  
港—宇和島港

宇和島城

宇和島市(元板島と稱す)大字丸之内にあり、城山高き海拔三十八間餘、周圍七百四十四間、地積十町二反四畝二十一步、城廓内一帶に樹木數多密生す、從來枯損木の外伐除をなさず爲に大いに繁茂す、戰國時代板島丸串城と稱し西園寺宣久(高六千六百石)城主たりしが天正十五年戸田勝隆に屬す、文祿四年藤堂高虎(七万石)此の地に封ぜられ宇和島城(一名鶴島城)と稱す、次に富田知信城主たり、元和元年伊達秀宗(十万石)居城寛文年間伊達宗利之を改修す、維新後陸軍省の所管なりしを後伊達宗徳拂下を受けて所有現今に至る。

天主閣、追手門、上り口の門、城井は完全に存在す。

天主閣、追手門は昭和九年一月國寶に指定せらる。



【(天主閣)城島和宇】

七

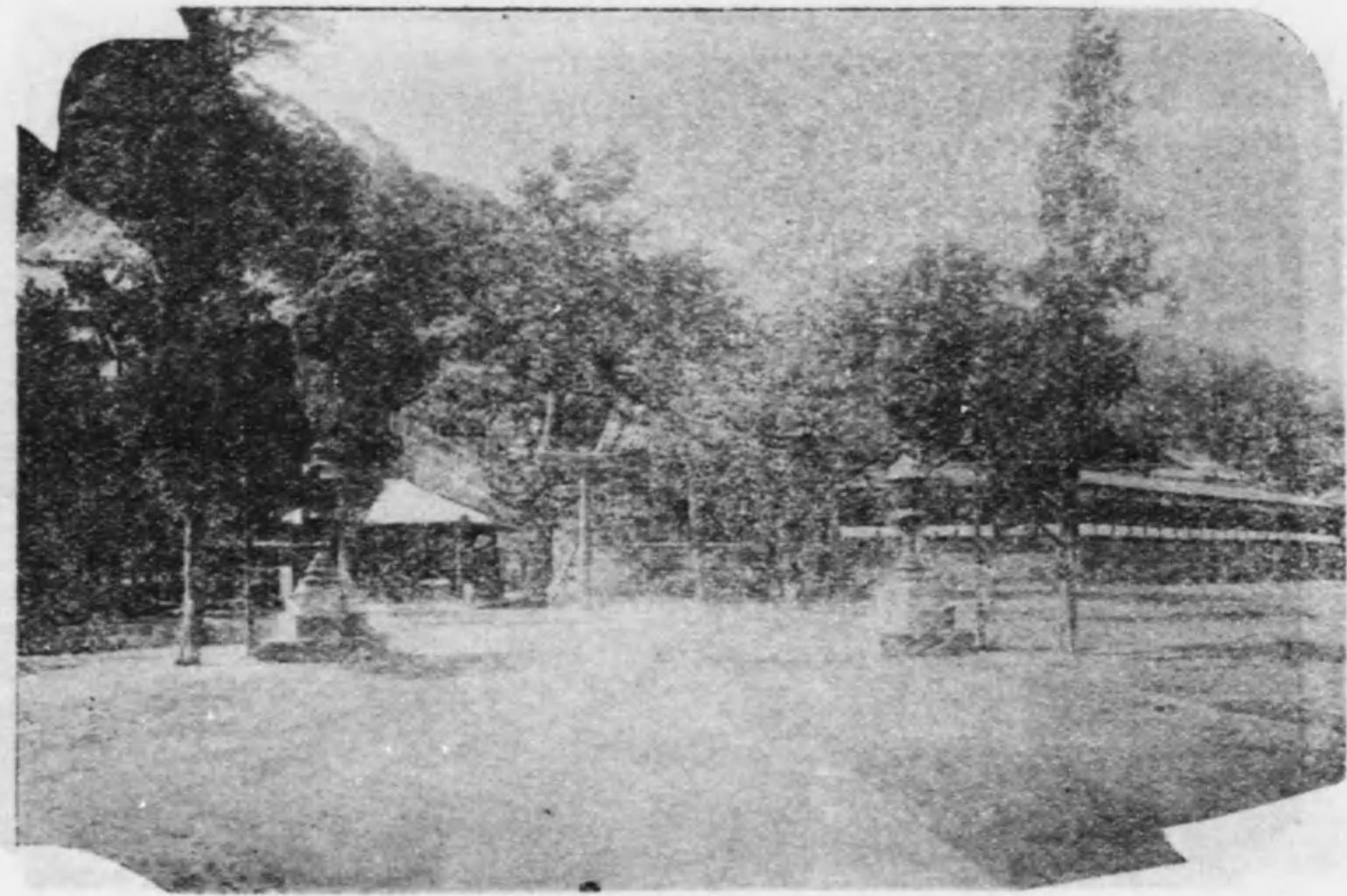
宇和島市大字丸穂字野川の滑床山にあり國有林地積千二百二十八町八段四畝二歩にして市を距ること三里半一日にして行遊を爲すことを得。

瀑布と云ふよりも奔湍と云ふべく、急斜の石上を奔流すること約三十間、幅六七間其の流水點々渦紋を爲して下る其の狀雪奕の輪形をなして降るが如く實に奇觀美景雪輪の稱ある所以なり、其の水上に奔湍六七段あり何れも浪花水



【(景全約のもるたし寫りよ下)瀧の輪雪】

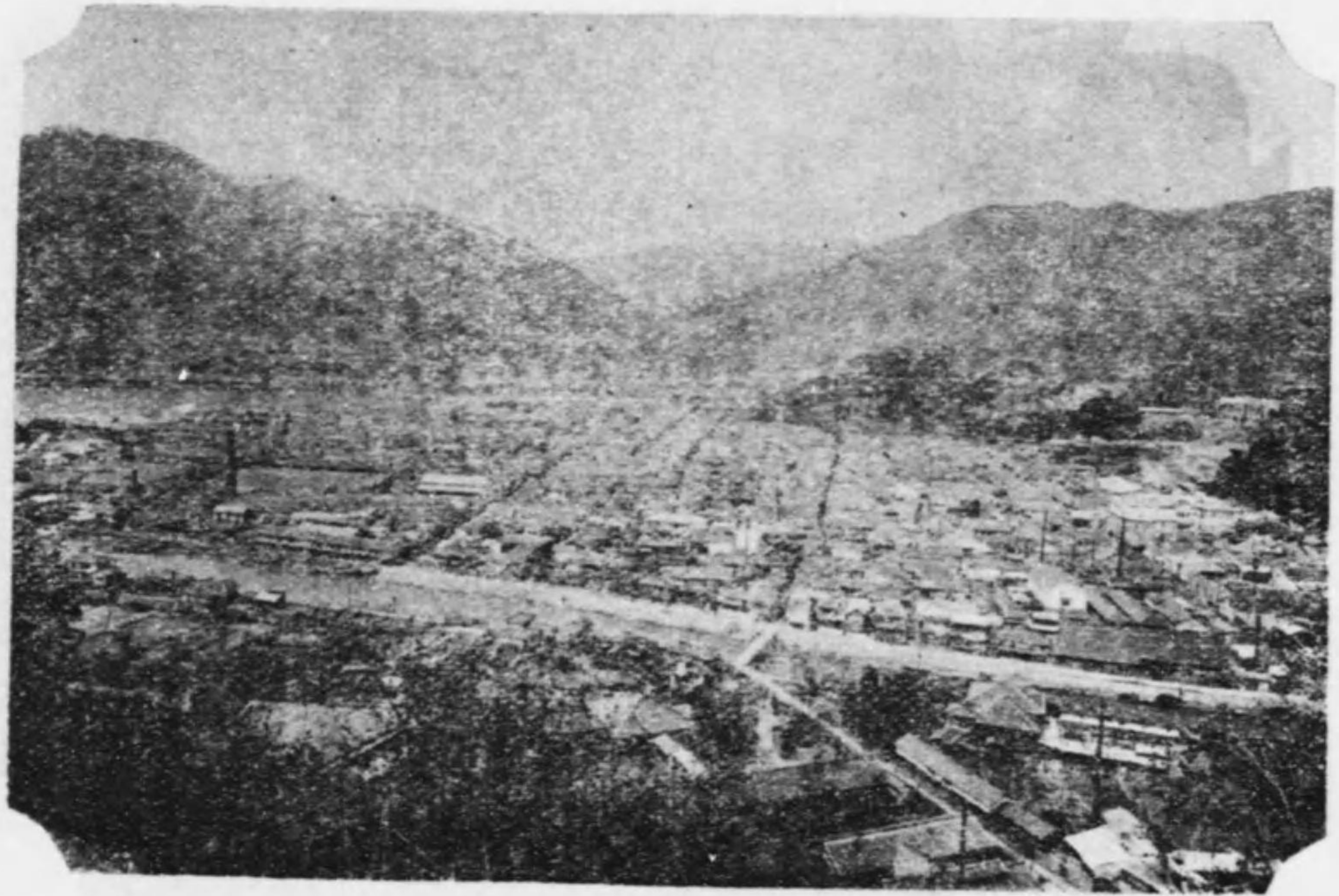
紋をなし湍末の本流五六歩の右傍に接して銚子の深淵あり、圓形の淵潭にして水色紺碧其の深さ知るべからず探險家も未だ淵中に入りて其の底を極めたるものなく水勢激甚なれば其の深度測量し得ず暫く傍に佇立せんに凄愴の氣に打たる如何に剛膽の者も雖も單獨にて探訪するものなしと云ふ、此の瀑淵の邊樹林蒼鬱として繁茂し秋霜する時は紅葉峡谷を點綴し水色と相映じ美觀比なし、秀麗美觀の點に於て縣下此の山水に勝るものあらざる可し。



【社 神 靈 和】

和 靈 神 社

宇和島市大字八幡字鎌江に在り、伊達家の忠臣山家公頼を祀る神徳を満仰する者歳々共に多く遠くは近畿、中國、九州より到り一ヶ年賽客七十万を下らす。公頼通稱を清兵衛と稱す、伊達政宗の臣なり、爲人端正篤醇廉介以て身を持す、政宗の子秀宗宇和島に封ぜらるゝに際し家老職を以て之に隨ふ其の封土に就くや公頼万勵治を圖る、佞臣之を憚ばす從て讒構し公頼遂に非命に斃る。後人其の忠烈を欽仰し崇敬日に盛なり。



【景市濱幡八】

八幡濱市勢

面積戸口—面積 二方里五 世帯數 六、五三七

人口 三〇、五〇〇

重要生産物—綿織物 五、五二九、六九三圓 蒲鋒 七〇

九、六〇〇圓 漁獲物 六四八、〇二五圓 生糸 一、二

一〇、三六八圓

諸官衙—八幡濱警察署、八幡濱稅務署、八幡濱區裁判

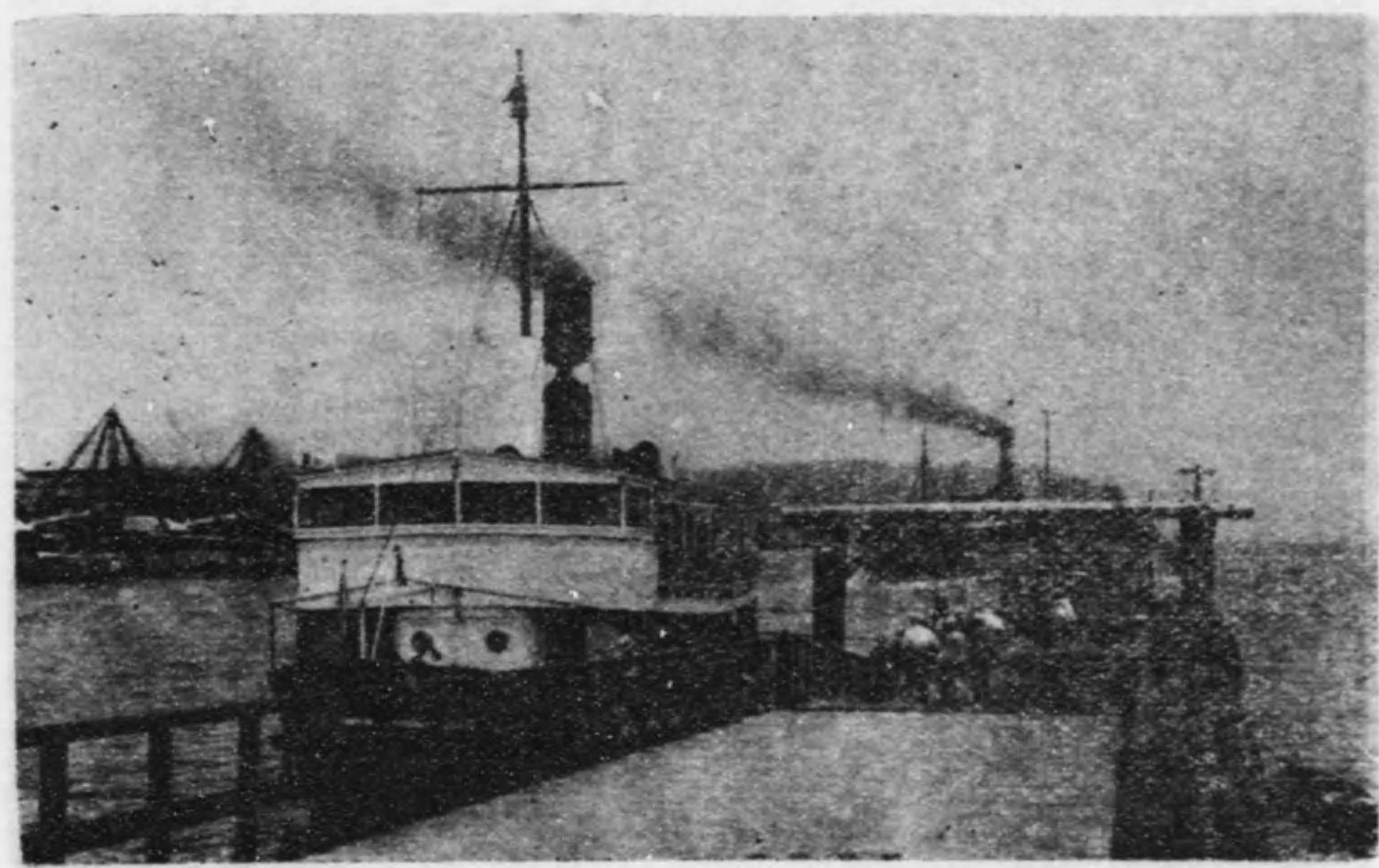
所、八幡濱郵便局、蠶業取締所八幡濱支所、農產物檢査

所八幡濱支所、八幡濱財務出張所

諸學校—縣立八幡濱商業學校、八幡濱高等女學校、青年

學校六、小學校七

港——八幡濱港



【景市濱居新】

新居濱市勢

(昭和十二年十一月三日市制實施)

面積戸口—面積 一方里一九二 世帯數 六、二三〇

人口 三一、六〇四

重要生産物—肥料 二一、三四二、八六〇圓 他に人造絹

糸、藥品、諸機械器具等

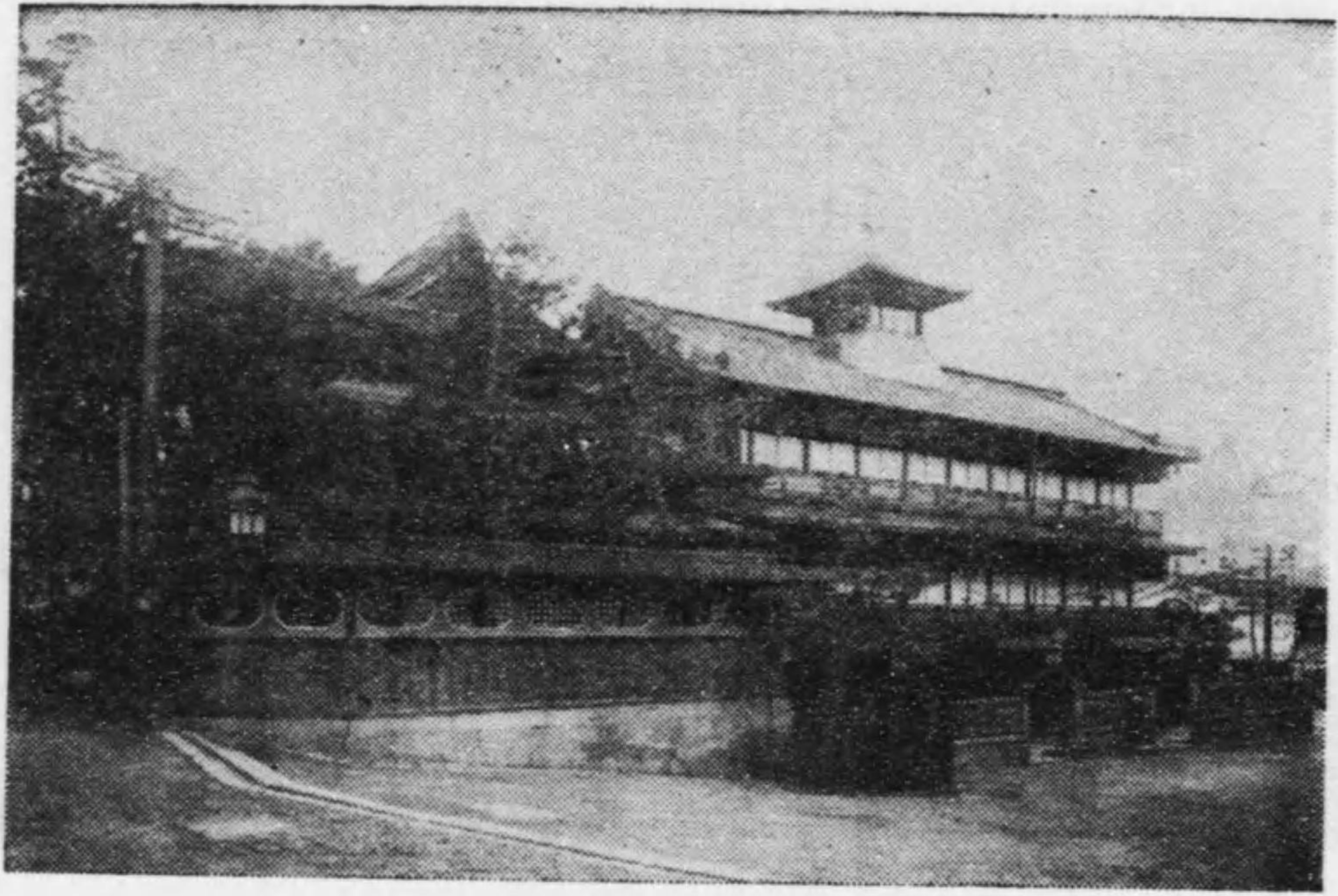
諸官衙—新居濱市役所、新居濱郵便局、角野警察署

諸學校—縣立新居濱工業學校、新居農業學校、市立新居

濱高等女學校、青年學校市立四、私立三、小學校市

立四、私立一

港——新居濱港



【道後温泉】

温泉郡勢

一一一

面積戸口—面積 三九方里八六六 世帯數 二九、三七六  
 人口 一四五、〇七一  
 重要生産物—米 六、二九六、〇四六圓 綿織物 一、四八〇、二六二圓 麥 二、二三九、七四〇圓 柑橘 八五九、〇二一圓 酒 九九六、〇〇〇圓  
 諸官衙—三津警察署、愛媛縣農事試験場、廣島遞信局海部三津濱出張所  
 諸學校—愛媛縣女子師範學校、同附屬小學校、同附屬幼稚園、縣立松山農業學校、町立北條實科女學校、町村立青年學校 五三、小學校 五二、幼稚園 一  
 名所舊蹟—道後温泉、道後公園、伊在爾波神社、湯神社、一遍上人誕生地、石手寺、太山寺、岩壘、湧ヶ淵、白猪の瀧、唐岬の瀧、興居島、鹿島、腰折山、星の岡、三津の朝市、荏原城趾  
 鐵道—國有鐵道讚岐線淺海驛、伊豫北條驛、粟井驛、堀江驛、伊豫和氣驛、三津濱驛  
 私設 伊豫鐵道松山高濱間（電車）、松山横河原間、松山森松間、道後松山驛間（電車）  
 港—北條港、堀江港、高濱港、三津濱港

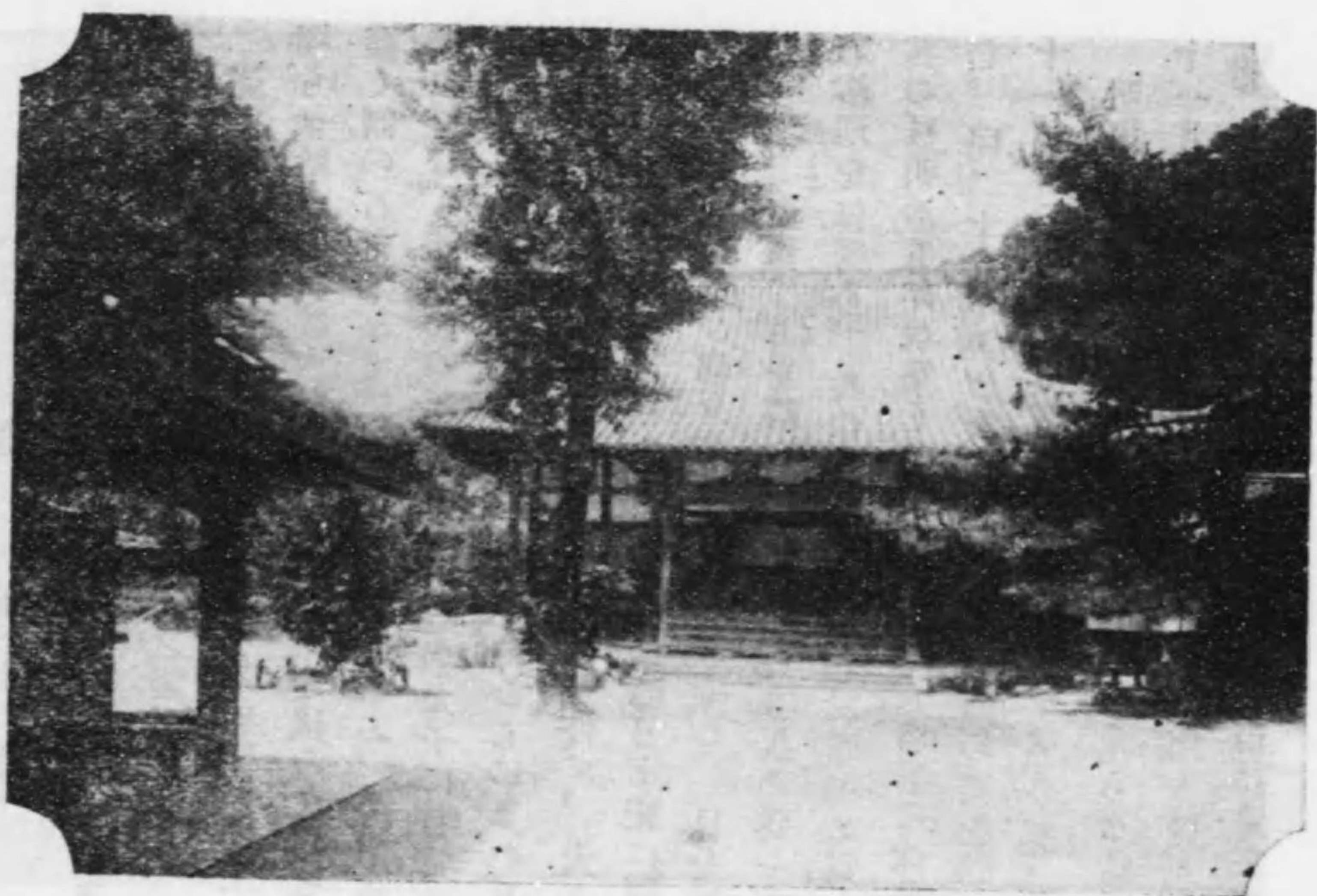
道後温泉

温泉郡道後湯之町字湯月に在り、面積一段八歩、源泉は第一、第二の二箇所より湧出し、一晝夜に付約三千二十四石に及び之を靈乃湯、養生湯、神之湯、鷺之湯、西湯の各浴槽に分湯す、外に皇族御専用の又新殿の浴槽在り。

道後温泉は上古大己貴命、少彦名命の二神國土經營の爲出雲より播磨を経て、此の地に來らせ給ひし時少彦名命病に罹らせ給ひしかば大己貴命直に温泉を汲みて浴せしめしに暫くにして蘇生し給ひ歌を詠じて「眞暫假寝哉」を宣ひ、勢猛く側の石を踏み起ち給ひたりと云ふ、今尙其の石温泉の側に在り、之を靈の石と稱ふ、如斯上古より靈驗著き歴史を有し御歴代の天皇、皇后、皇太子にして此の地に行幸啓在らせ給ふこと屢なりき、蓋し此の地を外交の策源地として、熊襲、韓土の經營に資し給ひしによれり。

推古天皇の御宇聖德太子此の地に行啓す、太子命して伊佐庭の岡に碑を建て、其の事を勅せしむ、其の後何時しか碑石の所在不所となりたるも碑文は釋日本紀に明かなり、其の後地震の變災によりて温泉の閉塞せしこと久し、或時一鷺其の脛を傷ひ朝夕來りて溪水に濯し、日を累れて癒え去りしかば觀る人之を奇とし其所を掘鑿して再び泉源を探究して、復舊するを得たり、其の後震災の爲一時温泉の止まりしこと屢ありき、寛永十五年松平隱岐守定行命じて砌石浴地を修營し、其の上に屋を架し三區域と爲し且つ土庶の分を別ち男女の混浴を禁ず、現在の建造物此に起源す、其の後明治五年改築して新に樓を架し浴客の休憩に便し之より入浴料を徴するに至る、同十一年更に浴室の増設を爲し、同二十五年再び改造して大に輪奐の美を整へり、其の一部の改増築を爲し現今に至る、本温泉は町營に係り昭和十一年中に於ける浴客八五、二〇二人之が收入五九、五三圓なり。

明治三十六年、大正天皇猶皇太子に在らせ給ふ時此の地に行啓車駕を駐めて又新殿に臨御あらせらる、大正十一年十一月 今上天皇陛下皇太子に在らせ給ふ時、此の地に行啓あらせられたり、本温泉は泉質單純泉にして殆ど透明なり。著名の温泉として其の名古より人口に膾炙せられ入浴の爲此の地に來る者頗る多し。



【(地生誕人上遍一)寺殿寶】

寶殿寺

温泉郡道後湯之町湯月谷に在り、元誓願院と云ひ天智の御宇の創立と傳ふ延應元年四月八日時宗の開祖一遍上人誕生の靈跡として其名高し、昔は子院十二坊ありて盛況を呈したりと云ふ、其中林光庵に安置せられたる一遍上人の木像は今猶當所に保存せられ國寶に指定せられたり、其の像の頭の杓の銘は左の如し。

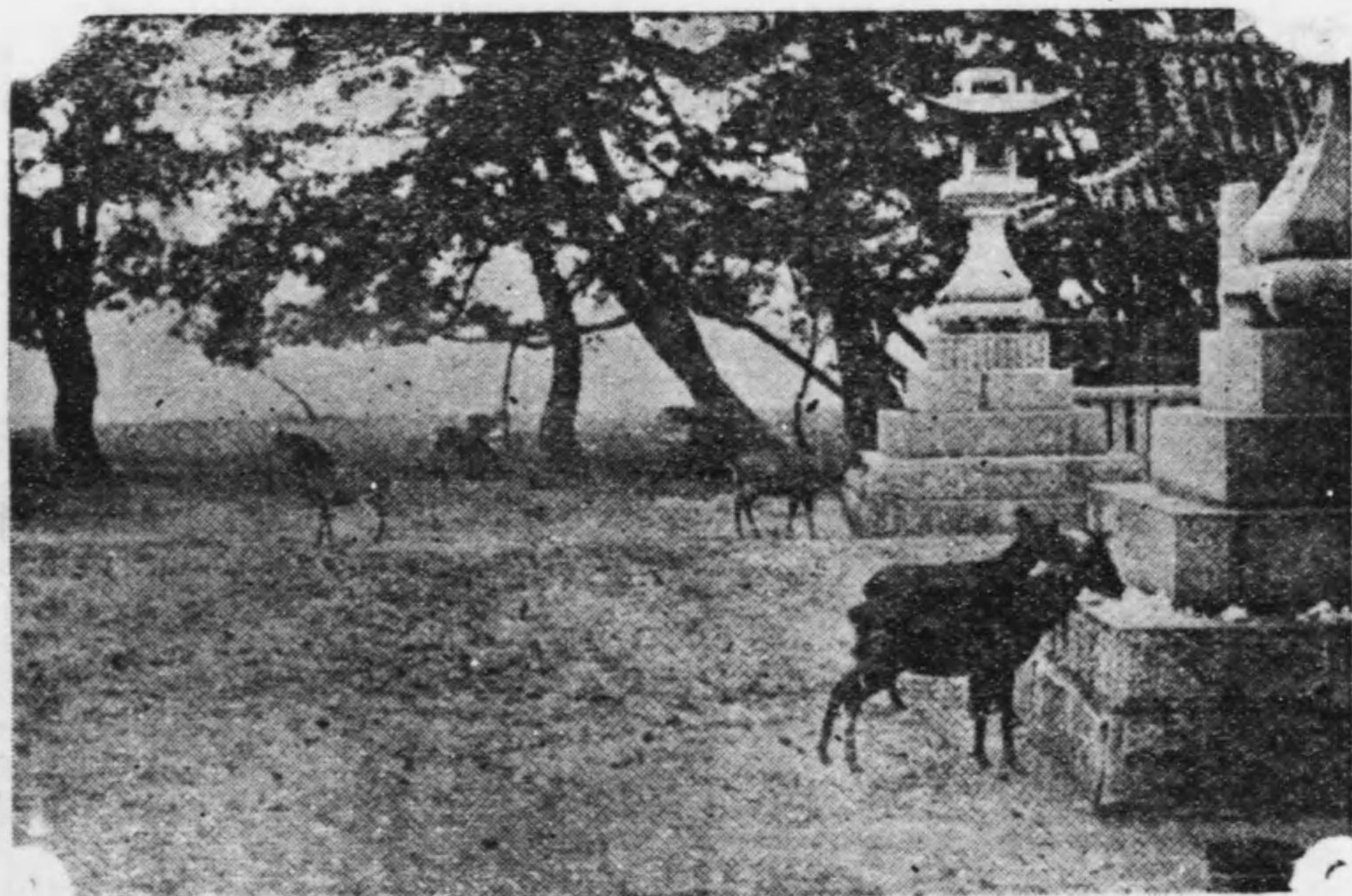
當住

其阿彌陀佛

檀那 通直

願主 彌阿彌陀佛

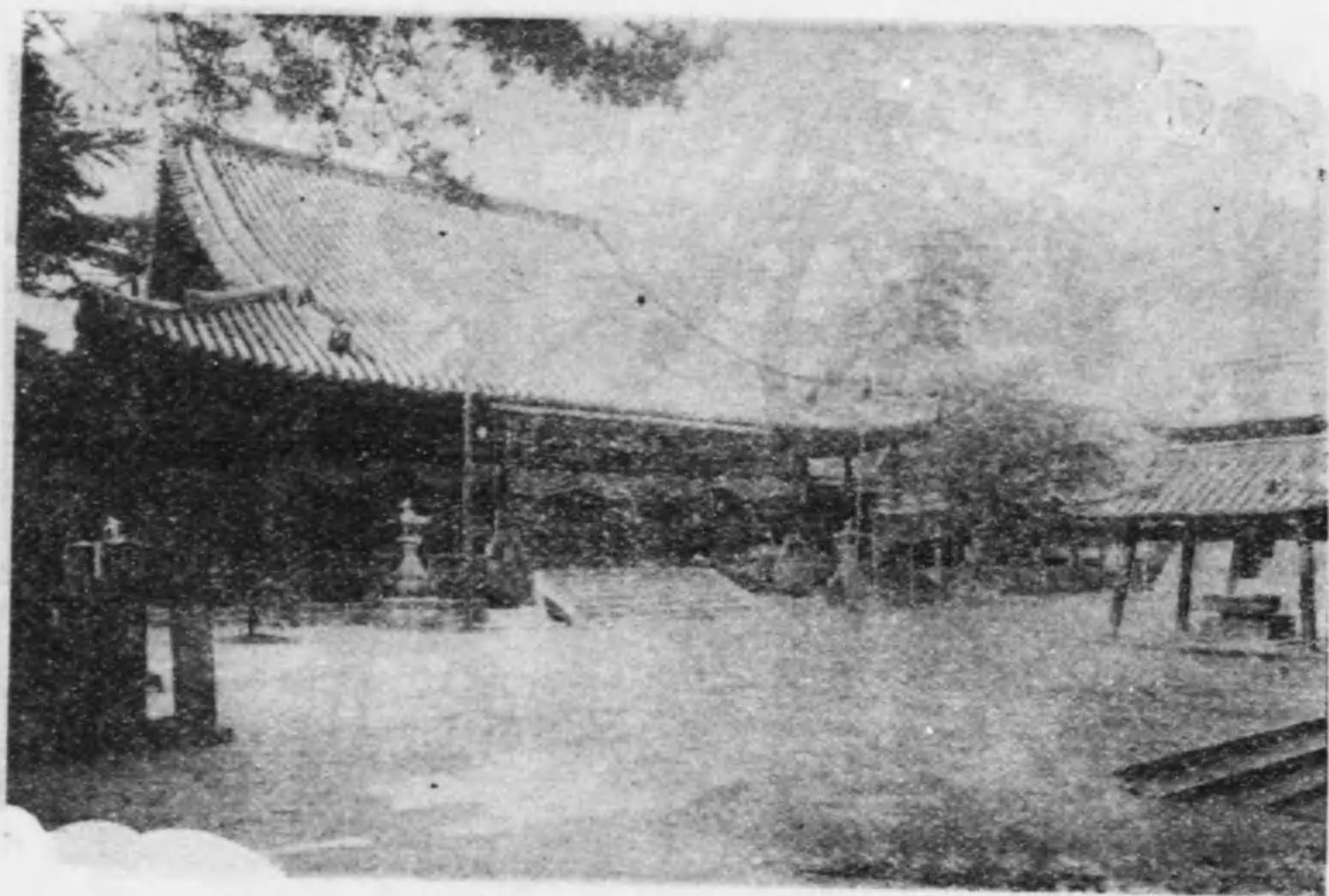
文明七年乙未十一月十九日



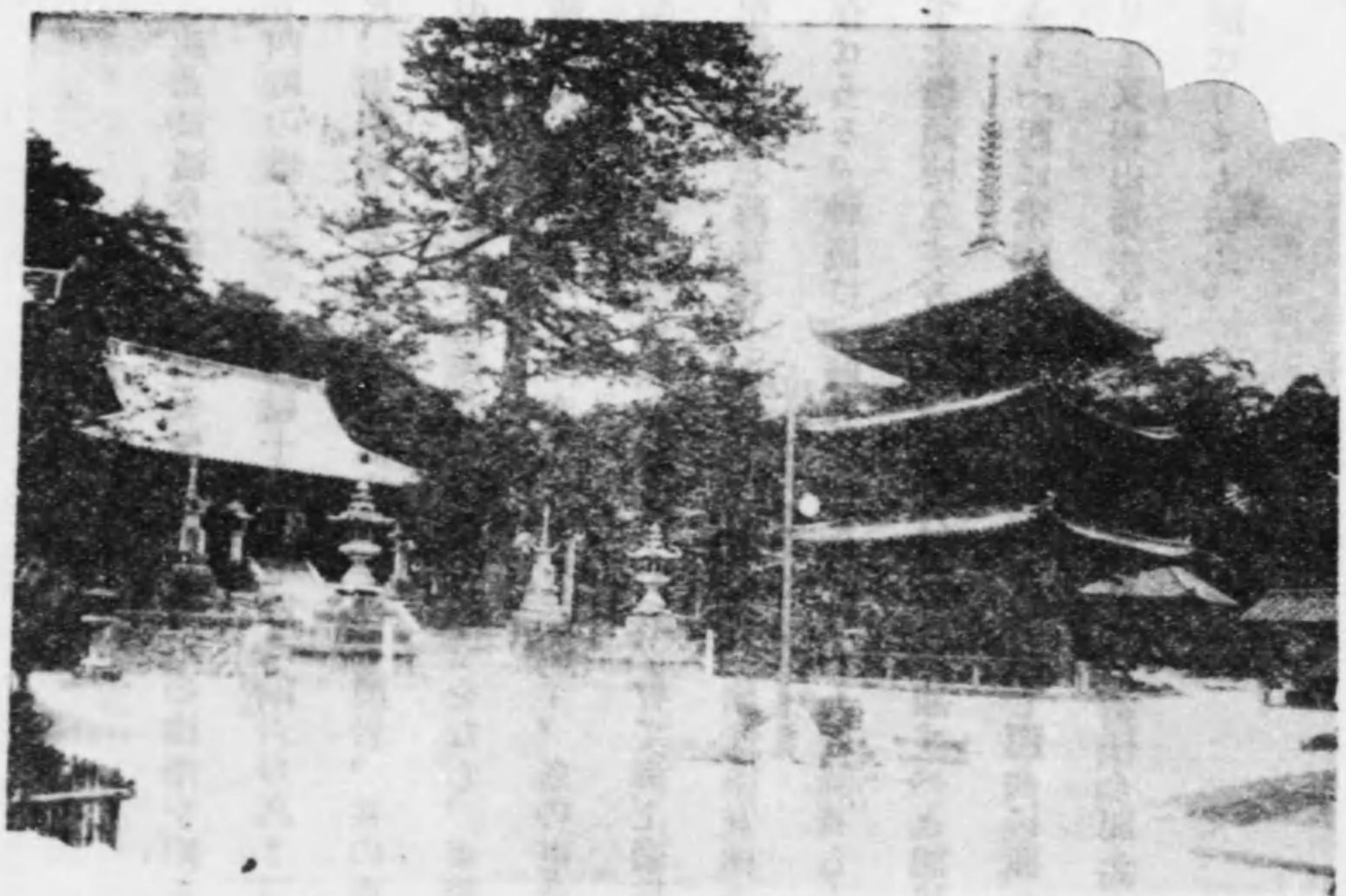
【鹿神の島鹿】

鹿島の神鹿

鹿島は温泉郡北條町大字辻、北條町の海岸を距るこま四方四町の處に在り、面積十九町七段八畝六歩高さ三百八十尺、周圍約十五町にして島の西半は花崗岩、其の東半は安山岩の露出多し、南西北の三面は絶壁をなし、東側のみ稍緩斜にして、其の麓に鹿島神社を奉祀す、島の東北頂に近く一小平地あるは舊鹿島城趾にして、曾て海上豪族の活躍を恣にせし所なり、全島老樹繁茂し、魚付保安林として保存せらる、神鹿は一時五十頭を算せしも近時著しく減少して十數頭棲息するのみ、鹿に付ては準據すべき記録全くなきも一説に常陸國より鹿島神社を遷せし際共に鹿を放養せりと又松山藩主久松氏軍神鹿島神社を崇拝し記念の爲に奉納せりとも云ふ。



【太山寺】



【石手寺伽藍全景】

**太山寺**

温泉郡和氣村大字太山寺に在り天平十一年僧行基勅を奉じて創建す、鳥羽天皇のまき七堂伽藍竣成して龍雲山太山寺と稱せり、四國靈場五十二番の札所として寺は經ヶ森の中腹樹木鬱蒼たる別天地にあり、本堂と仁王門は國寶建造物にして歴代勅納の佛軀本尊十一面觀音立像外五軀は國寶となれり。

**石手寺**

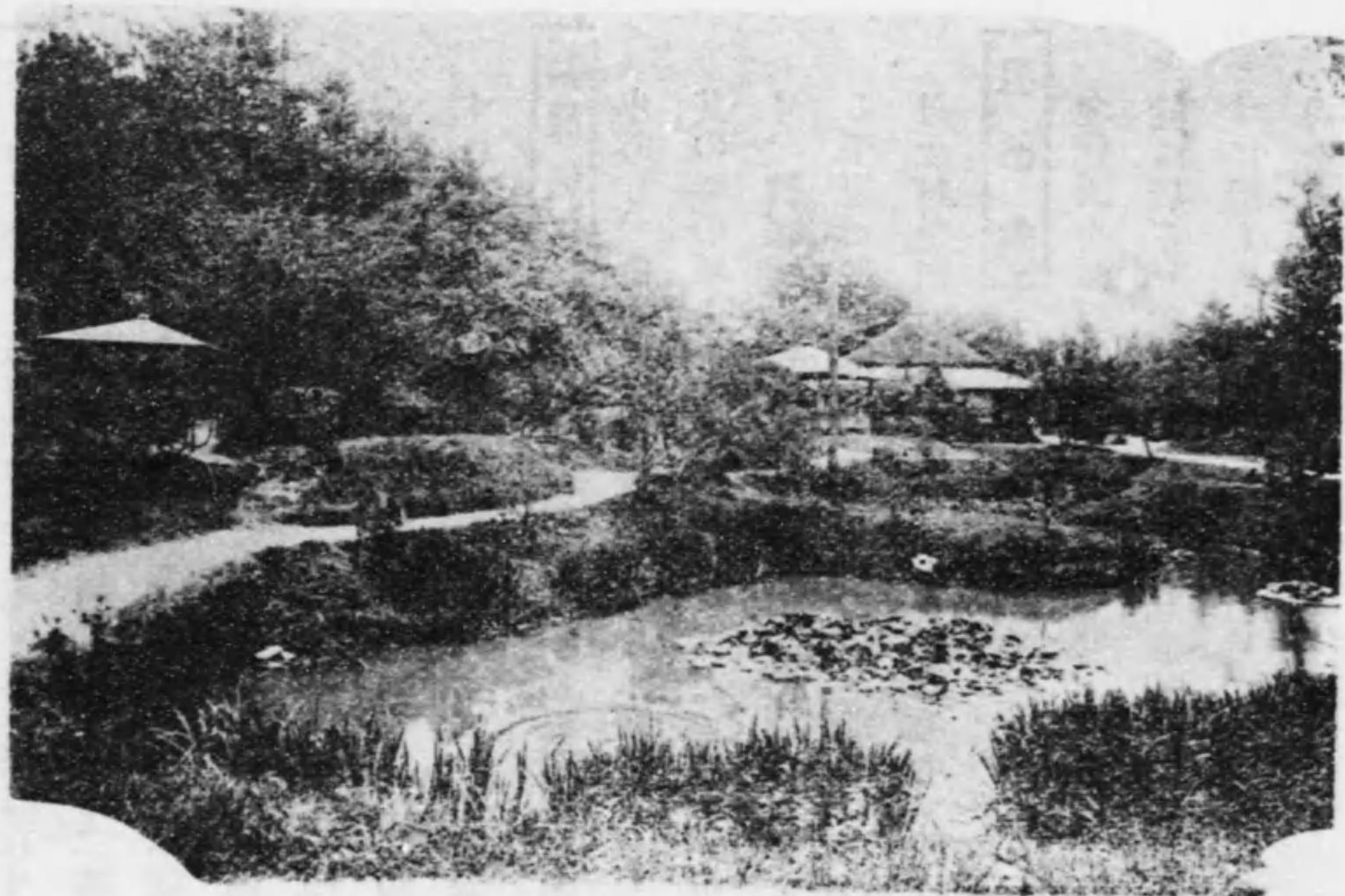
温泉郡道後湯之町に在り四國巡拜第五十一番の靈場にして神龜五年聖武天皇勅願所として創營する所にして天平元年三月越智玉澄之を再建すと傳へらる、昔は安養寺と稱し法相宗なりしが後石手寺と改め眞言宗に轉ぜり、本堂、三重塔、仁王門、鐘樓並に梵鐘は何れも國寶に指定せらる、之等の建造物は鎌倉期のものならんと稱すれ共同寺所藏の棟札には文明十二年又鐘銘には建長三年の如くあり。

**荏原城址**

温泉郡荏原村大字荏原町字堀前に在り一名平岡城又は棚居城と謂ふ古城にして面積一町四段九畝十五歩あり、伊豫の主權者河野家十八將の首位たる平岡氏の居址にして天正十三年九月豊臣氏の四國征伐の時落城す、其の時の城主を遠江守通倚とす、慶長五年九月平岡善兵時の領主加藤嘉明に反し一揆の首謀となりて此城に據れり、戰國時代の地城通稱土居(邸宅)の址にして完全に當時の形狀構造を存する縣下唯一の標本なり、現在に邸址たる平坦地は全部畑となり其の内東北隅は杉林となり西北隅は竹藪なり入口の門址は田となれり、入口の一部を除く外土封を廻らし土封上は大小樹木雜生す堀は殆ど存じ其の八分の一のみ田地となれり。

**星の岡**

温泉郡石井村に在り、五つの丘陵より成り里人之を五つヶ森と呼ぶ、元弘年間後醍醐天皇兵を擧げて北條氏を滅ぼさんとし給ひし時、河野の一族土居通増(現温泉郡石井村南土居に居る)得能通綱(現周桑郡徳田村得能に居る)の兩人は同族重見通宗並に忽那義範、村上義弘等と義兵を擧げぬ、尋で北條時直の大軍を率ゐて來り侵すに際し之を星の岡に打ち破りたり、實に元弘三年三月十二日の事にして世に之を星の岡の戦と稱す、今頂上に一碑を建て星之岡忠碑と銘せり。



【園 公 後 道】

**道後公園**

往古伊庭岡を稱し推古天皇の朝聖徳太子行啓せられ道後温泉の碑を建てさせ給ひしは此丘上ならん云ふ、建武年間伊豫の豪族河野通盛湯築城を築きてより天正十三年其の滅亡に至るまで其の居城となせり、天正十五年福島正則湯築へ入城せしも幾許もなく國府に移り湯築は永く廢墟となる、然るに慶長年間加藤嘉明勝山城を築くに際し其の礎石等を取り之を移して築城の用に供したるを以て全く廢墟となり久しく荒廢して竹藪なりしを縣が明治十九年拂下を受け之を改修して同二十一年六月本縣公園とし以て現今に至る、園の周圍八町二十間餘面積二万九千八十三坪中央に小丘あり櫻樹最も多く花季の殷賑地方に冠たり、丘頂四望廣豁遠く瀬戸内海の絶景、近く市坊悉く眼下に在り。

**三津の朝市**

温泉郡三津濱町の三津港頭に在り古來有名なる魚市場にして其の創業は遠く元和二年の昔にありと謂ふ、毎朝生魚各地より參集し取引極めて敏活にして群集せる漁夫商人は千を以て數ふべく加ふるに近來果物蔬菜の市も同時に開設せられ其の狀實に壯觀を極む。



【メヤアメヒエ】



【山 折 腰】

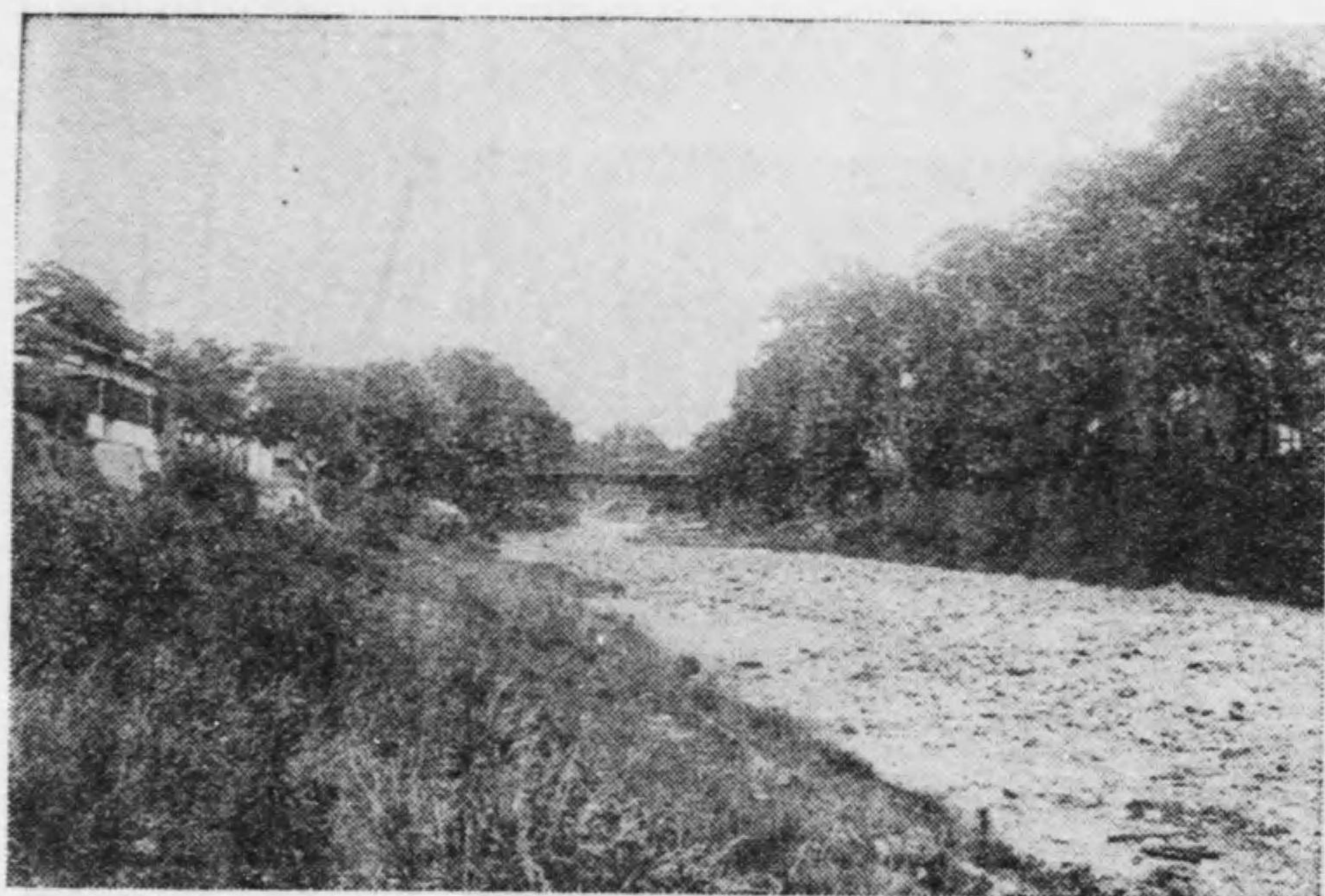
**エヒメアヤメ**

温泉郡難波村大字下難波腰折山に産す、鳶尾科に屬する多年生草木なり、小形にして叢生す根莖は細く稍扁平にして瘡形なり、葉は線形鋭尖頭にして其の質薄く禾木科植物の葉に類似す、長さは三四寸のもの多く八、九寸を超ゆるもの尠し、されど之を培養する時は著しく伸長する場合多し。

葉片には細き縦脈二、三條あれども著しからず、三月中旬より鎌合せる葉を地上に出す、四月中旬の花時に葉は尙長からず。

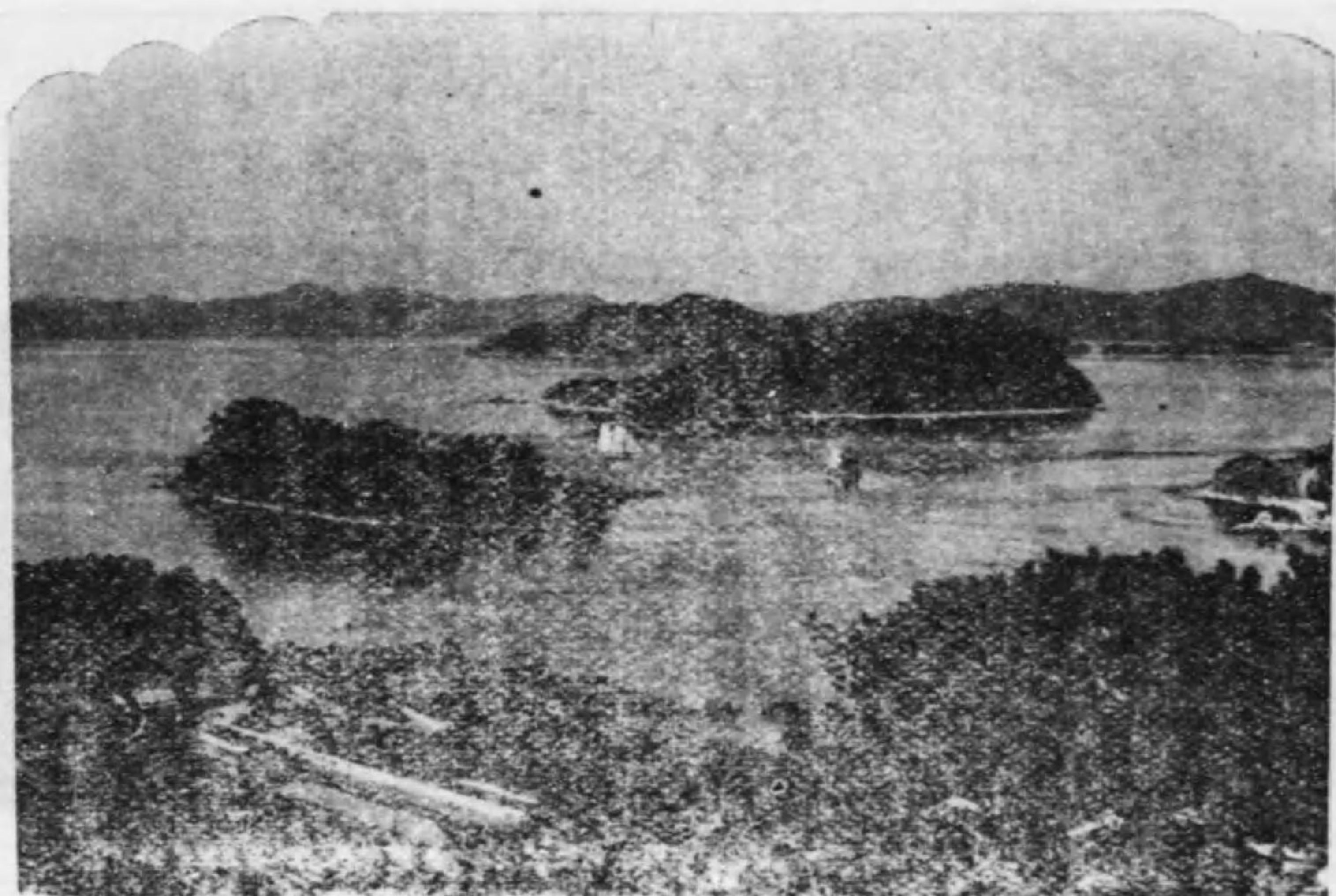
三月末より四月の始に互りて三、四寸の花莖を抽出し其の頂に一花を着し、一枚の苞ありて花を包み花梗は甚だ短く、二、三分なり、花蓋の管狀部は細長にして一寸乃至一寸七、八分、管狀部は紫色にして旗片は狭き花瓜を具ふ、雄蕊の葯は線形を爲し花糸は繊細にして葯よりも長し、雌蕊の冠狀片に薄しして直立し線狀披針形、鈍頭又は銳頭をなし子房は長楕圓形にして鈍なる三稜を有し花後圓き蒴を結ぶ。





【石 手 川】

**石手川及重信川堤防並木** 温泉郡湯山村、道後湯之町、桑原村、石井村、余土村、垣生村、伊豫郡岡田村、松山市に在り石手川流路岩堰より出合迄及重信川流路出合以下流末迄三里三十間の間保存せらる石手川の沿革を見るに石手川は源を温泉越智二郡の境上南三方森に發し温泉郡湯の山溪間の諸流を集め道後湯之町大字石手字岩堰に至り(以下舊流路)夫より北に寄り石手寺の前を流れ湯築城の南方を過ぎ持田の中央を一貫し松山市玉川町に入り二番町及八股を通り妙清寺並松山驛邊を經過し田畦の間を西走して温泉郡生石村吉田濱に至りて海に注げり、慶長五年加藤嘉明勝山に築城せんとするに當り石手川の流路變更する事となり老臣足立重信をして岩堰の石百三十間の開鑿行ひ其れより西南に向ひて流路を穿ち市ノ坪に至り重信川に合流せしむ、依て此處を出合と謂ひ此開鑿流路二里三十間工事施行は慶長六七年の交と想はる、重信川は元浮穴村大字高井より南に偏方し丘陵に沿ふて流れ西南に向て斜走し松前の南海に注ぎしが水害絶へざるに準り慶長元年前後に之を變更穿鑿し高井以下垣生村に至りて海に入る迄殆む直線となす此の流路三里なり、出合より流末迄一里二町の長さを有す、石手川流路變更により松山市は作られ松山城は築かれ多くの田園は開かれ灌漑は至便となり水害は減少す、然れ共今日蜿蜒として長龍の横はるが如き堤塘樹林鬱蒼として繁茂し氣候を調節し風土を保ち絶好の美觀恰も繪畫の如く常に文人墨客の雅懷に觸れ或は吟詠に上り繪畫となり地方人共樂の場所として四時人の絶ゆることなきは之自然の美を語るものなり、並木の一部は石手川公園として松山市の管理に屬す。



【來 島 海 峽 の 眺 望】

越 智 郡 勢

面積戸口—面積 二八方里五〇四 世帯數 二五、六九二

人口 一一八、四七七

重要生産物—米 三、三八三、五一〇圓 麥 一、五九八、三

四〇圓 鹽 一、〇三二、七四七圓 漆器 一八〇、五〇

〇圓 瓦 三八〇、八九四圓 生糸 九一五、六四三圓

諸學校—縣立弓削商船學校、町立菊間實科女學校、町村

立青年學校 四七、小學校 四六、私立伊豫教員養成所、

私立小學校 一

名所舊蹟—國幣大社大山祇神社、御陵墓傳説地、綱敷天滿

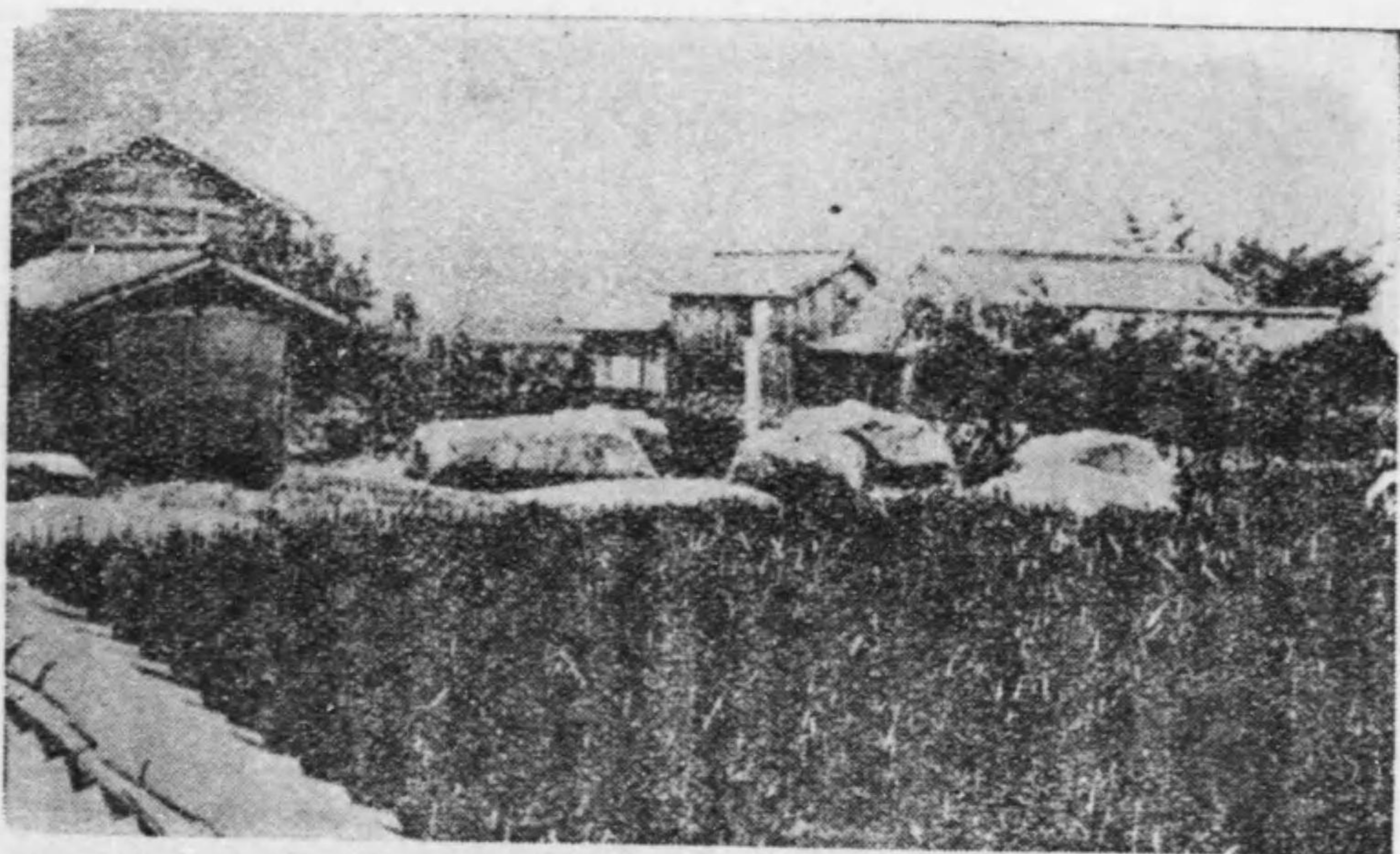
神社、脇屋義助の墓、國分寺の塔礎、法華尼塔礎、波止

濱公園、阿方の貝塚、四坂島製鍊所

鐵 道—國有鐵道豫讃線伊豫櫻井驛、伊豫富田驛、波止

濱驛、伊豫大井驛、伊豫龜岡驛、菊間驛

港—菊間港、波止濱港



【石礎塔寺分國】

**國分寺の塔礎**

越智郡櫻井町大字國分寺字殿に在り地積二十七坪、國分寺の塔礎は大正十年三月史蹟として内務大臣より指定せらる、聖武天皇天平十三年各州に勅して鎮護國家道場を置き、國分寺を爲せしもの、一にして開基は本性上人なり當寺は四國靈場四十九番の札所、古の七重塔は同寺より東二町許りの所に在りしものと見ゆ田の中に大き六七尺四方の礎石數多残り、國分寺創設當時の遺瓦を認むるもの其の附近に埋没せらる。

**法華尼寺塔礎**

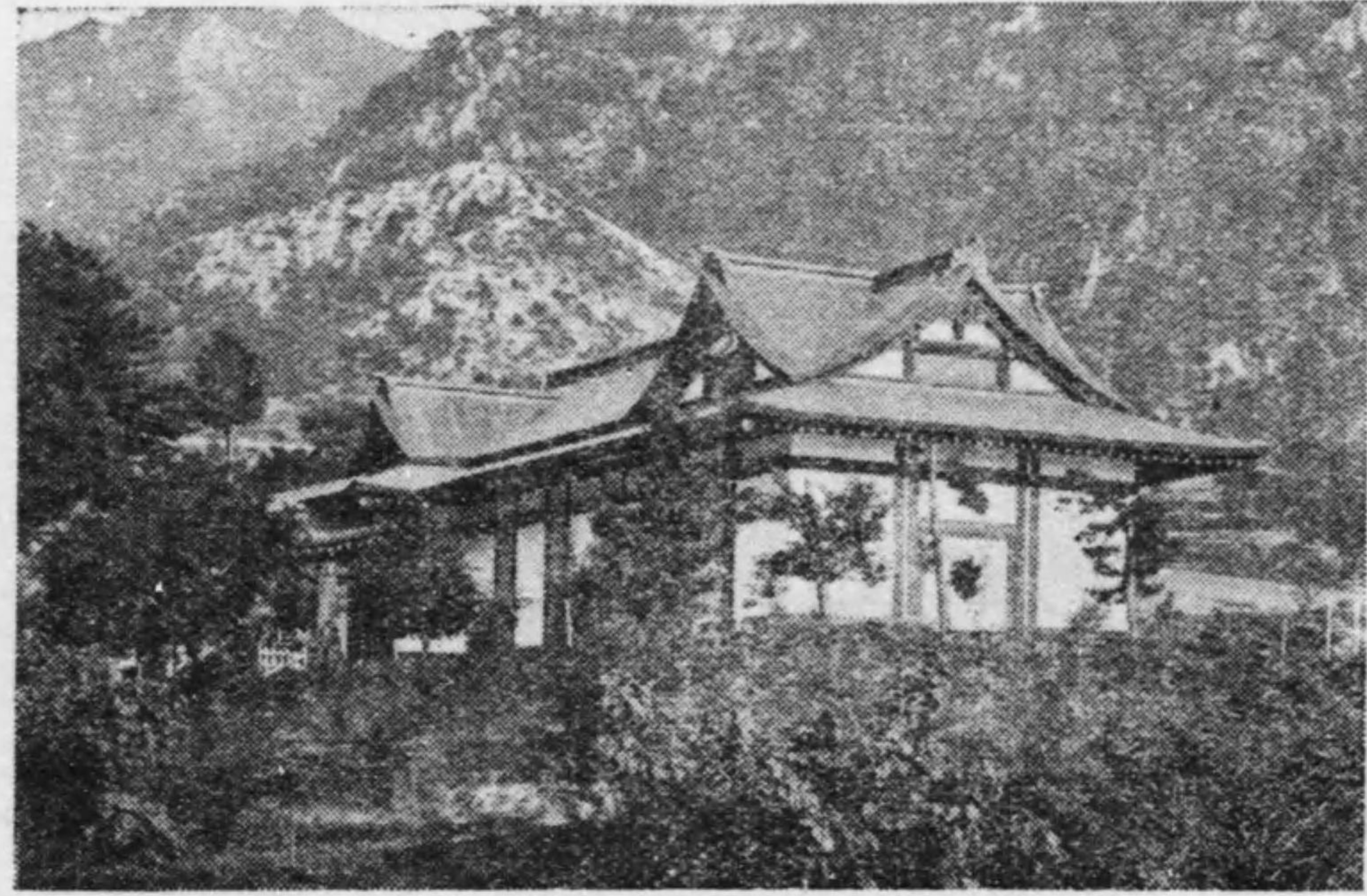
越智郡櫻井町大字櫻井字池中に在りて地積二十八坪なり、聖武天皇天平十年各州に勅して國分尼寺を建てしめたるもの法華尼寺なり、塔の礎石を認むべき加工せる花崗岩雜茶繁茂せる中に點々殘存せり、其の東南方近くに柿の木自生し其の幹根に土石を堆積する中に布目瓦の破片多數散在せるを見る。

**阿方の貝塚**

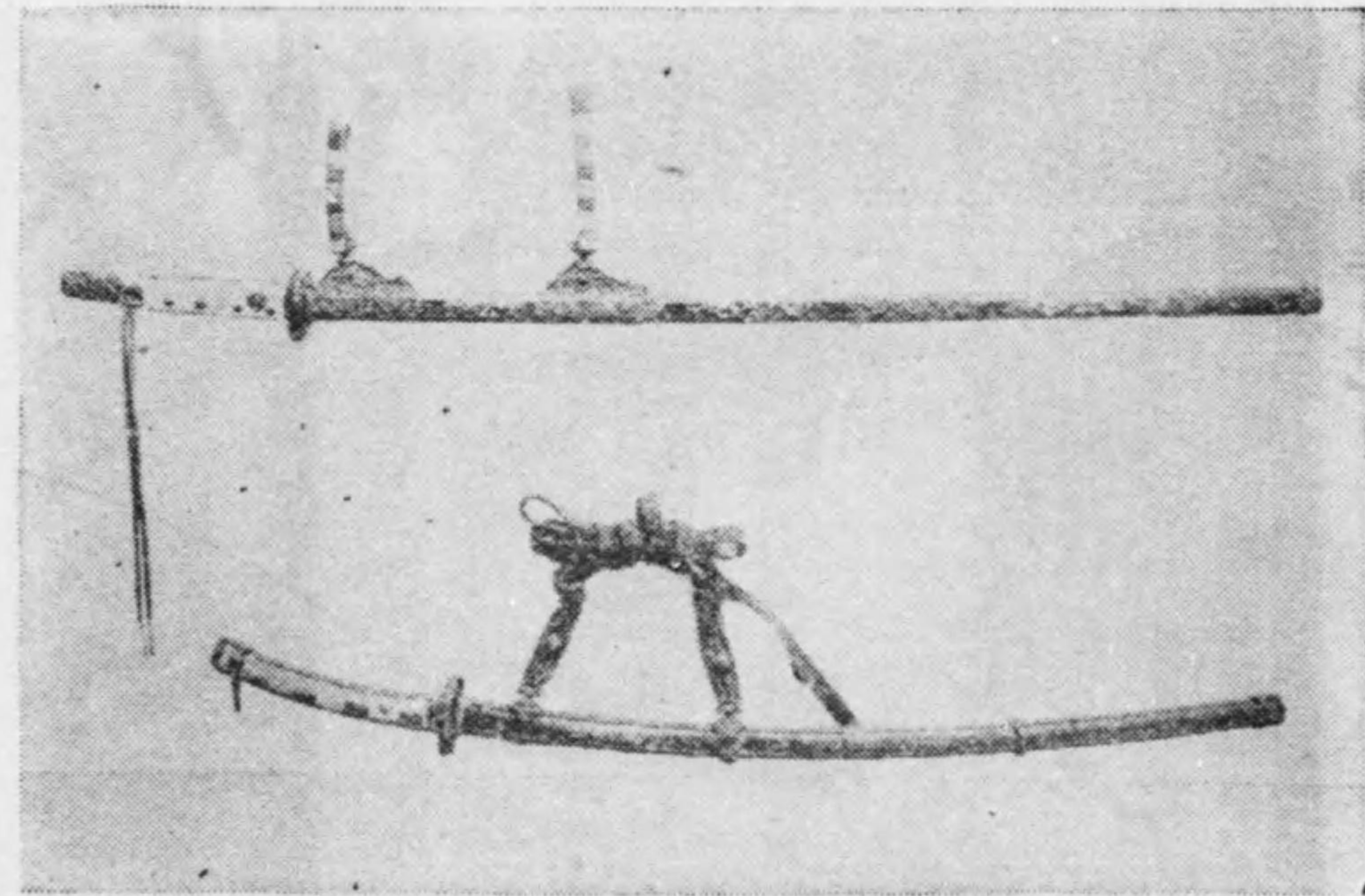
越智郡乃万村大字阿方字池尻に在りて其の地積九段一畝二十九步海邊を距ること約二十三四町一帶に貝殻、土器、石器を藏す、今田畑となり其の中間に里道あり田畑表面に貝殻及貝塚土器破片一帶に散布せるにより此地を從來貝殻田と稱す之を發掘すれば土器、石器、貝器、骨器、鳥獸器、魚の骨多く出づ、此の地を十餘町にして式内大社野間神社(縣社)あり近邊に古墳多々あるより察するに先史時代より有史時代にかけて文化の進歩せし地方なりしなるべし。

**脇屋義助の墓**

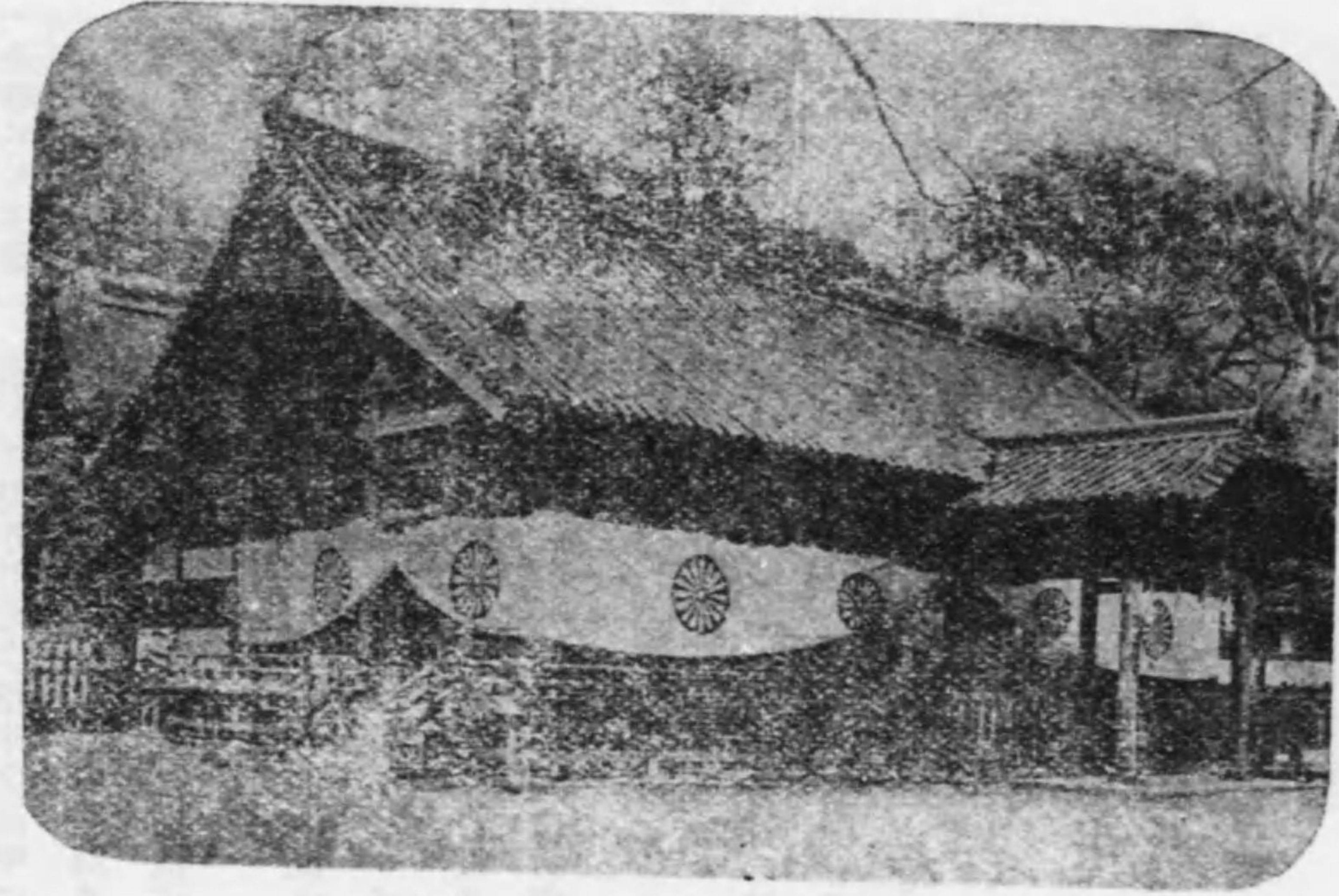
越智郡櫻井町大字國分寺谷の口に在り、地積四畝九步にして元の墓石は十四個の五輪塔なり、其の墓石を思考せらる、十四個の五輪塔は破壊して僅に面影を止むるのみ、寛文九年再建のものは碑高三尺二寸、周圍五尺、圓柱狀石二尺五寸、臺石垣方一丈、高さ二尺五寸なり、義助は通稱次郎新田義貞の弟なり、義貞と共に北條高時を亡ぼして尋て足利氏と戦ひ功に依りて右衛門佐を拜し昇殿を聽さる、湊川の敗戦後官軍振はず義助惡戦苦闘生死の間を出没して苦節を守る、其後功によりて刑部卿を拜す、興國三年四月伊豫の人兵を起し統帥を奏請するや義助四國總大將として今治浦に抵り國府に居る、之より官軍威大に振ひしが五月十一日病みて卒す、明治三十六年八月特旨を以て從三位を贈らる。



【館寶國社神祇山大】



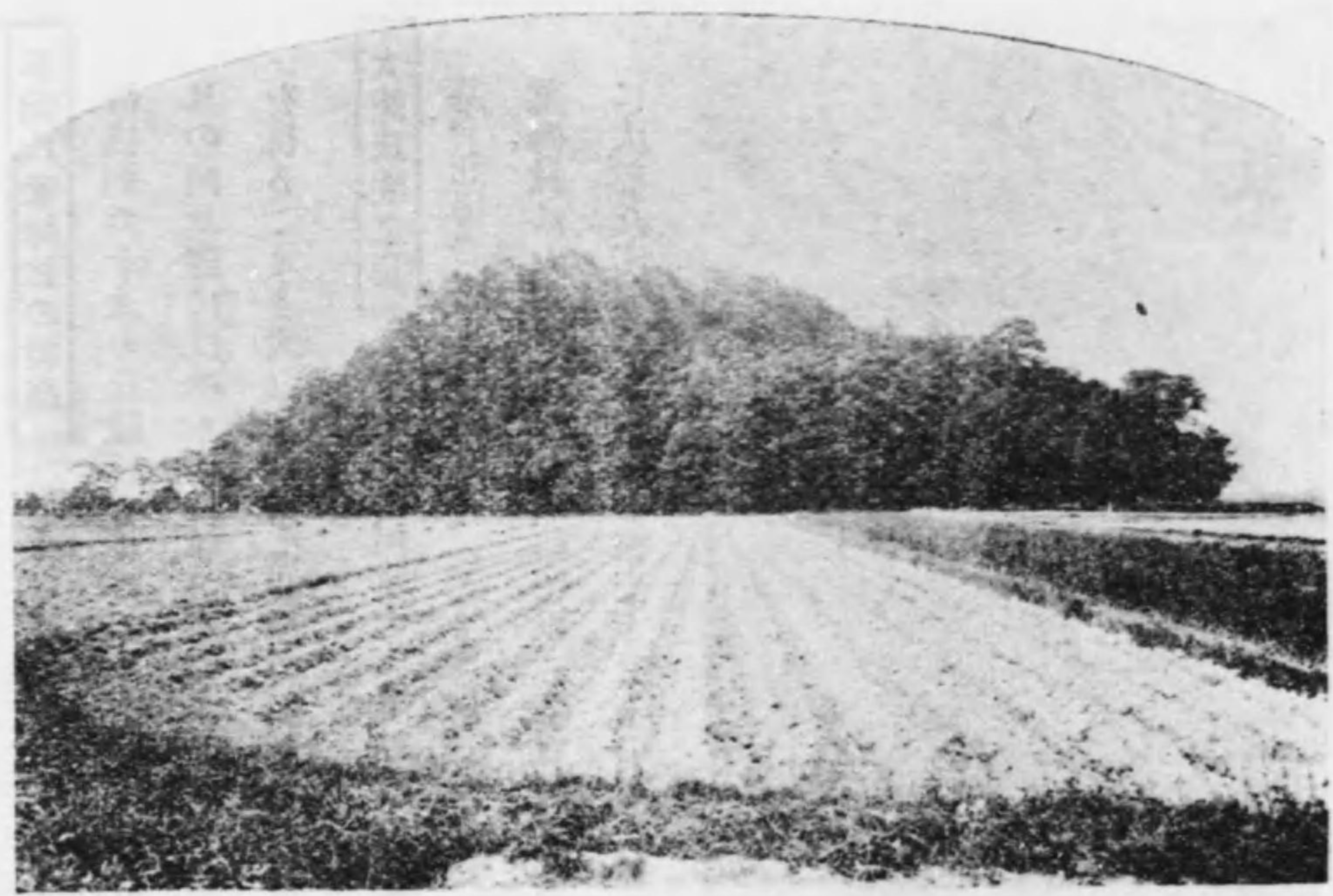
【刀太鎖車兵刀太飾鈕螺寶國藏所社神祇山大】



【社神祇山大】

大山祇神社

越智郡宮浦村に在り、國幣大社にして大山祇命を鎮齋す、日本總鎮守と唱へ、上皇室の御尊崇篤く下武門武將を始め地方民の崇敬極めて深厚なるものあり、元亨二年（六十餘年前）兵燹火に罹り、天授四年（五百五十餘年前）造營せらる、現今の本殿即ち是にして國寶たり、本社所藏の寶物夥からず國寶百十四點を藏す、其の内最優秀なるものは甲冑にして各年代を逐うて系統的に保有せられたる點に於ては他に比儔を見ざる處なりと云ふ。



【福岡八幡社の叢】

周 桑 郡 勢

面積戸口—面積 一九方里二九五 世帯數 九、八五四

人口 五〇、〇六五

重要生産物—米 二、八九三、一九五圓 麥 七五三、五八〇圓

清酒 五六九、七三〇圓

諸官衙—壬生川警察署、農産物検査所丹原支所、種畜場、

丹原土木出張所、丹原財務出張所

諸學校—縣立周桑高等女學校、組合立小松實科女學校、

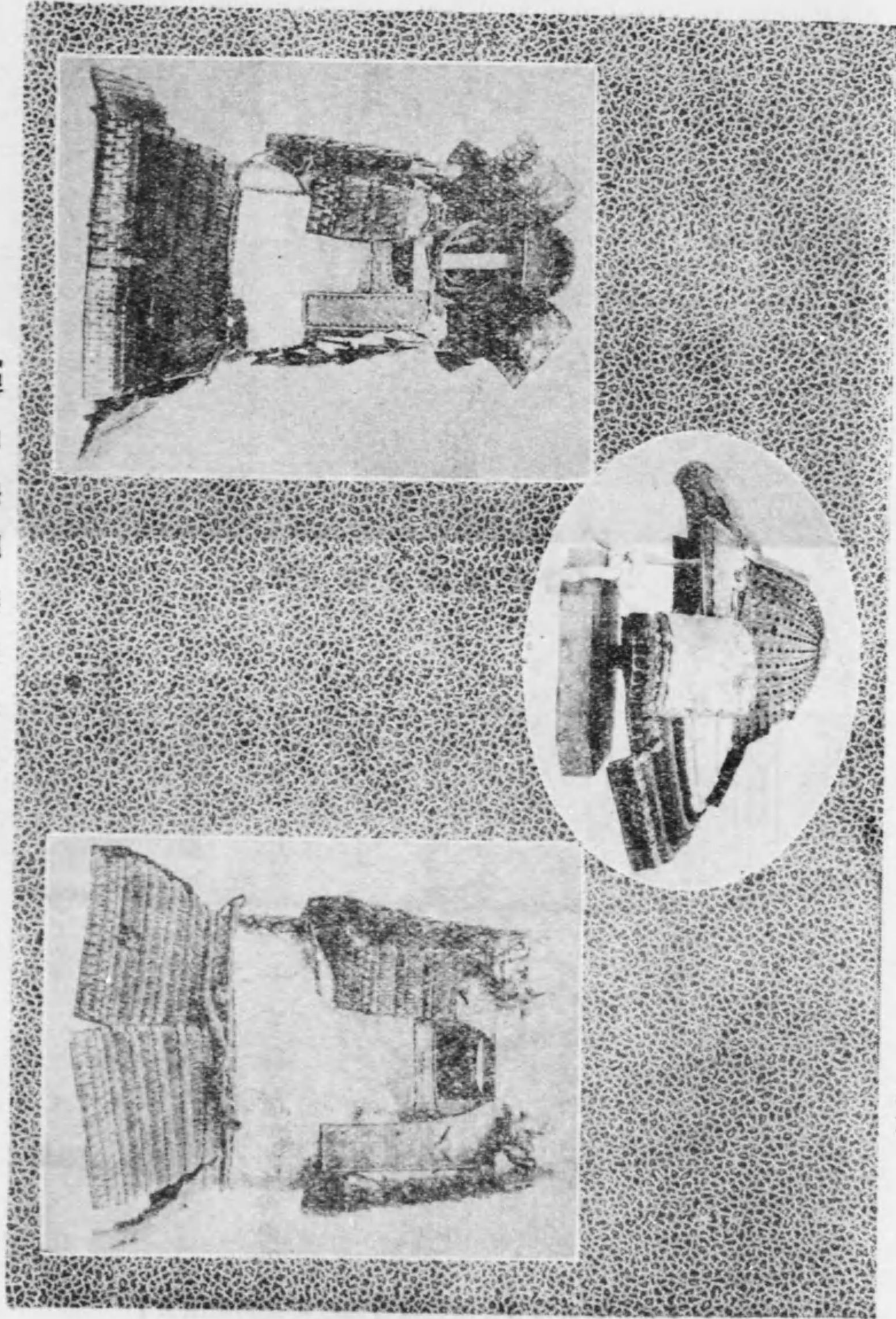
町村立青年學校 一八、小學校 二二

名所舊蹟—大館氏明の墓、興隆寺

鐵道—國有鐵道豫讃線 伊豫小松驛、壬生川驛、伊豫三

芳驛

港—壬川生港



【大 山 紙 社 藏 國 寶 三 點】

福岡八幡神社の社叢

周柔郡丹原町大字今井字池ヶ脇にあり神社境内及山林合して面積八段八畝六歩を占め社叢は海拔約六十米の丘陵にして全く平野中に鬱蒼として孤在す、頂上に小平地あり社殿を構へて福岡八幡大神を奉祀し其の西北麓には生木地蔵尊を奉安す、本社叢は森林學上暖帯の固有要素を有し暖帯森林の代表として學術上の考證を得るこゝ多くなり又大に交通の便を得たるを以て學徒研究者に徒勞を省くこゝ多し。

大館氏明之墓

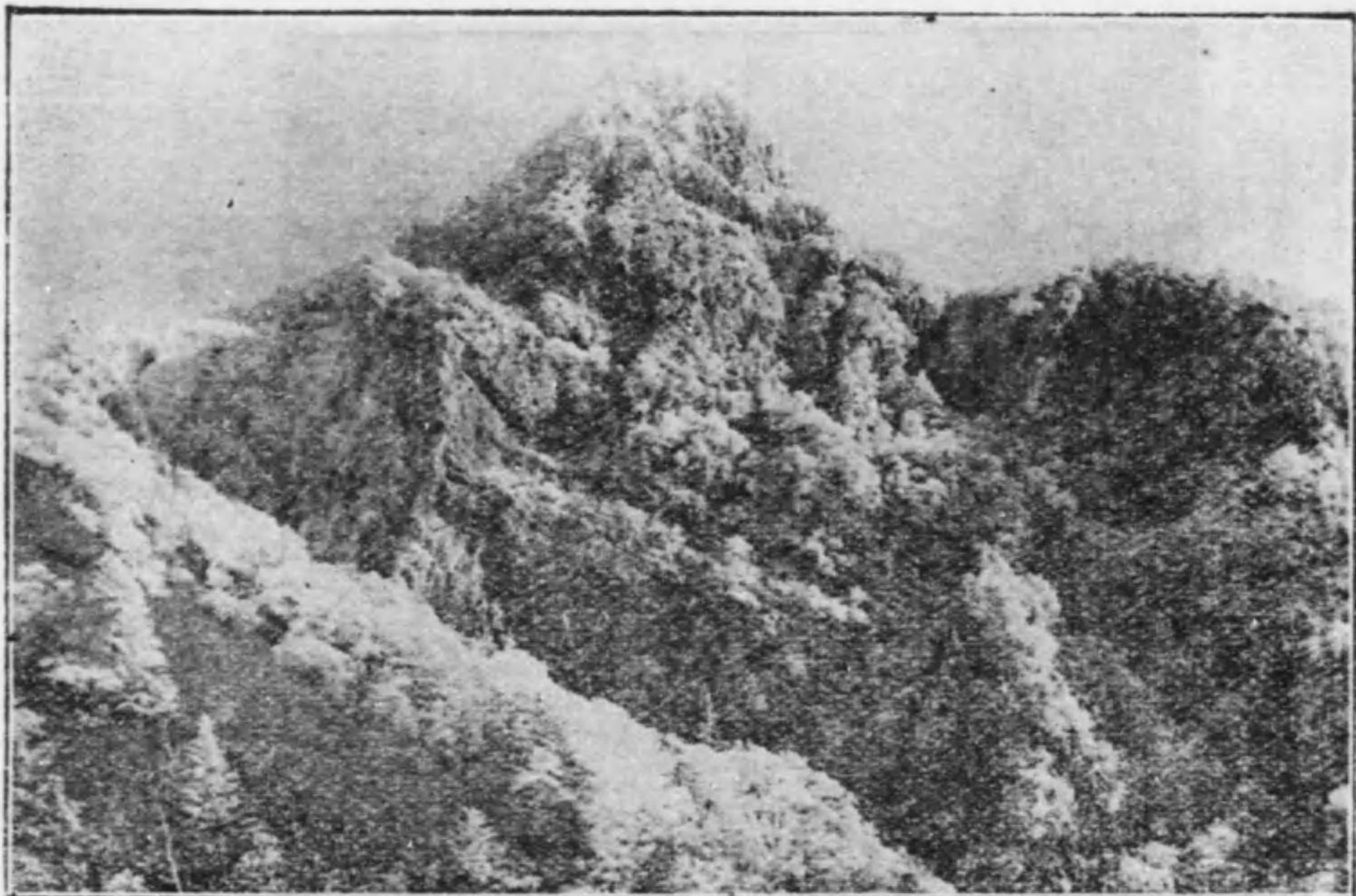
周柔郡楠河村大字永納山の内世田山城墟梅檀寺の境内に在り地積四段二畝二十八歩にして五輪塔一基、花崗岩高さ二尺一寸、幅六寸、厚五寸、天保八年再建 大館氏明之墓碑一基、殉死者十七人の墓碑銘一基あり、墓碑銘に大館伊豫守源氏明朝臣之墓背側に墓誌を刻するは天保八年三月氏明十七代孫大館謙堂氏晴謹誌殉死者の碑に大館氏明らかに殉死せし諸士十七士の名と銘を刻するは天保八年三月西條臣馬彦銘併録せるなり、五輪塔は國分寺



【塔之明氏館大】

の脇屋義助の墓のものと同形同時代なり。大館左馬之助氏明は建武年間朝命を以て伊豫守に任じ當國に下り世田山城に據り勤王の兵を備ふし阿讃を徇へんこゝ興國三年脇屋義助病歿するや足利の將細川頼春來り攻む八月二十四日より包圍せられ城中糧竭き力耗へ能く拒む能はず九月三日拂曉氏明手兵十七驛を提げ城を出て突撃し大に賊兵を卻け還て一同割腹して死す大正四年十一月十日特旨を以て正四位を追贈せらる。

【嶽冠西】



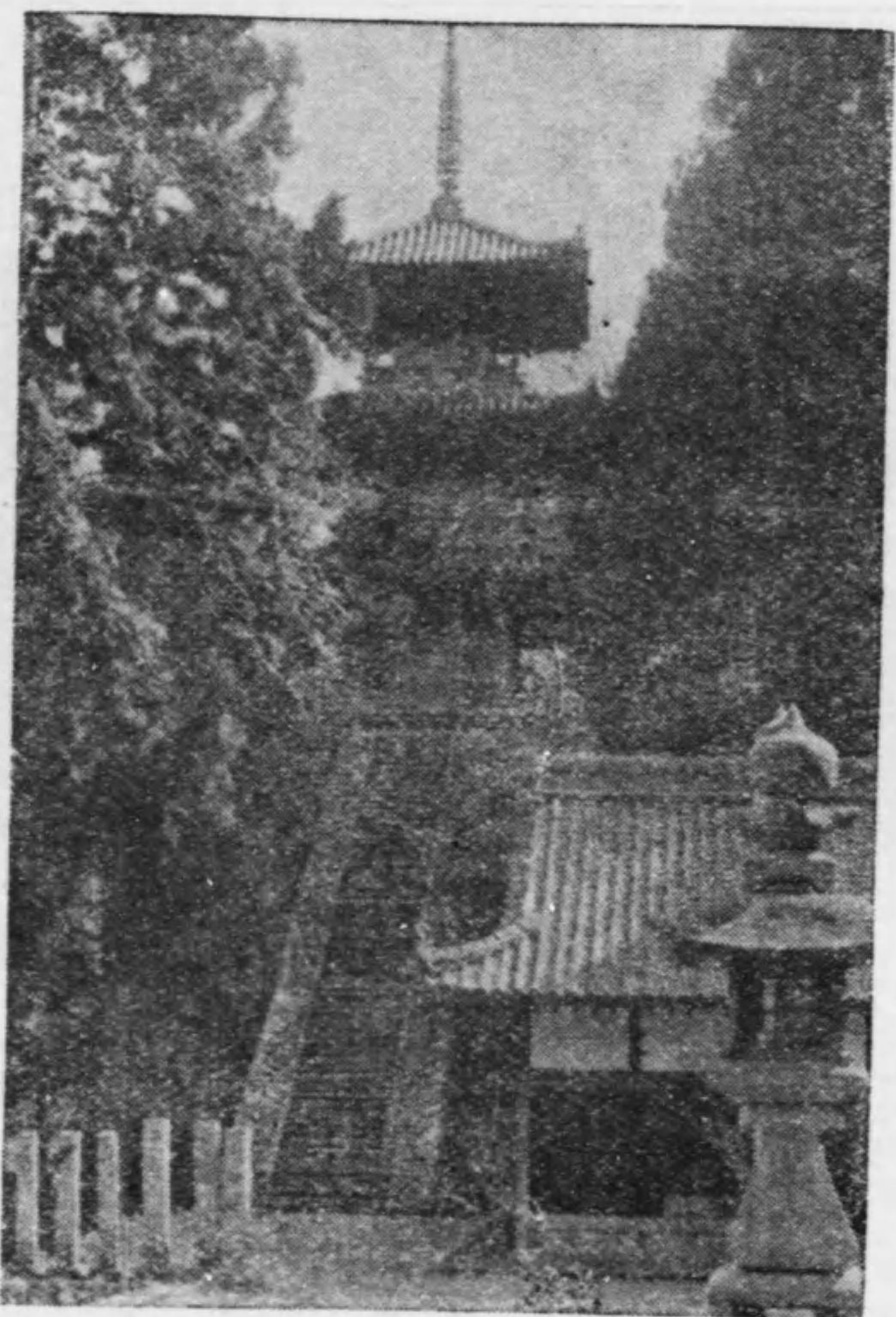
西冠嶽

周柔郡千足山村大平奥高瀑溪谷上に屹立す石槌山系の王座にして海拔一、九二〇米 西北面は稀有の巨岩にて冬期白銀の鏡ほこりて清靈の山容頗る崇高なり。

赤ノベラ

周柔郡千足山村字大平高瀑溪谷に在り幽溪の河床一面の赤色を呈せる平岩盤より成り依つて赤ノベラの稱あり真に幽邃靜雅言語に絶せり。

【興隆寺三重之塔】



興隆寺

三〇

周桑郡徳田村大字古田の西山に在り  
佛法山興隆寺と稱し眞言宗醍醐派に屬  
する空鉢上人の開基にして本尊は行基  
菩薩の作と傳ふ延暦年間報恩大師伽藍  
を造營し後文治三年源賴朝本堂を建造  
せり、現在の本堂之にして國寶たり、  
鐘樓の銅鐘は弘安九年鑄造にして國寶  
たり、境内幽邃にして境地を流るる、  
西山川の溪谷に架せる御由流宜橋は昔  
弘法大師來錫し

御佛の法の御山の法の水

流れも清き御由流宜の橋

と詠せりと傳へ其の名あり地方の古刹  
として四時賽者絶えず。

新居郡勢

面積戸口―面積 二五方里〇〇六 世帯數 二二、二八七

人口 一〇九、七五四

重要生産物―米 二、四〇二、〇〇二圓 捺染物 九二二、二

六五圓 綿織物 九〇六、九〇五圓 製紙 四七四、七一

〇圓

諸官衙―西條警察署、角野警察署、新居稅務署、西條營

林署、西條區裁判所、松山刑務所西條支所、西條土木出

張所、蠶業取締所西條支所、農産物検査所西條支所、西

條財務出張所、木炭検査所西條支所

諸學校―縣立西條中學校、西條高等女學校、西條農業學

校、新居濱農工學校、町立新居濱高等女學校、町村立青

年學校二六、小學校二九、私立小學校二幼稚園二

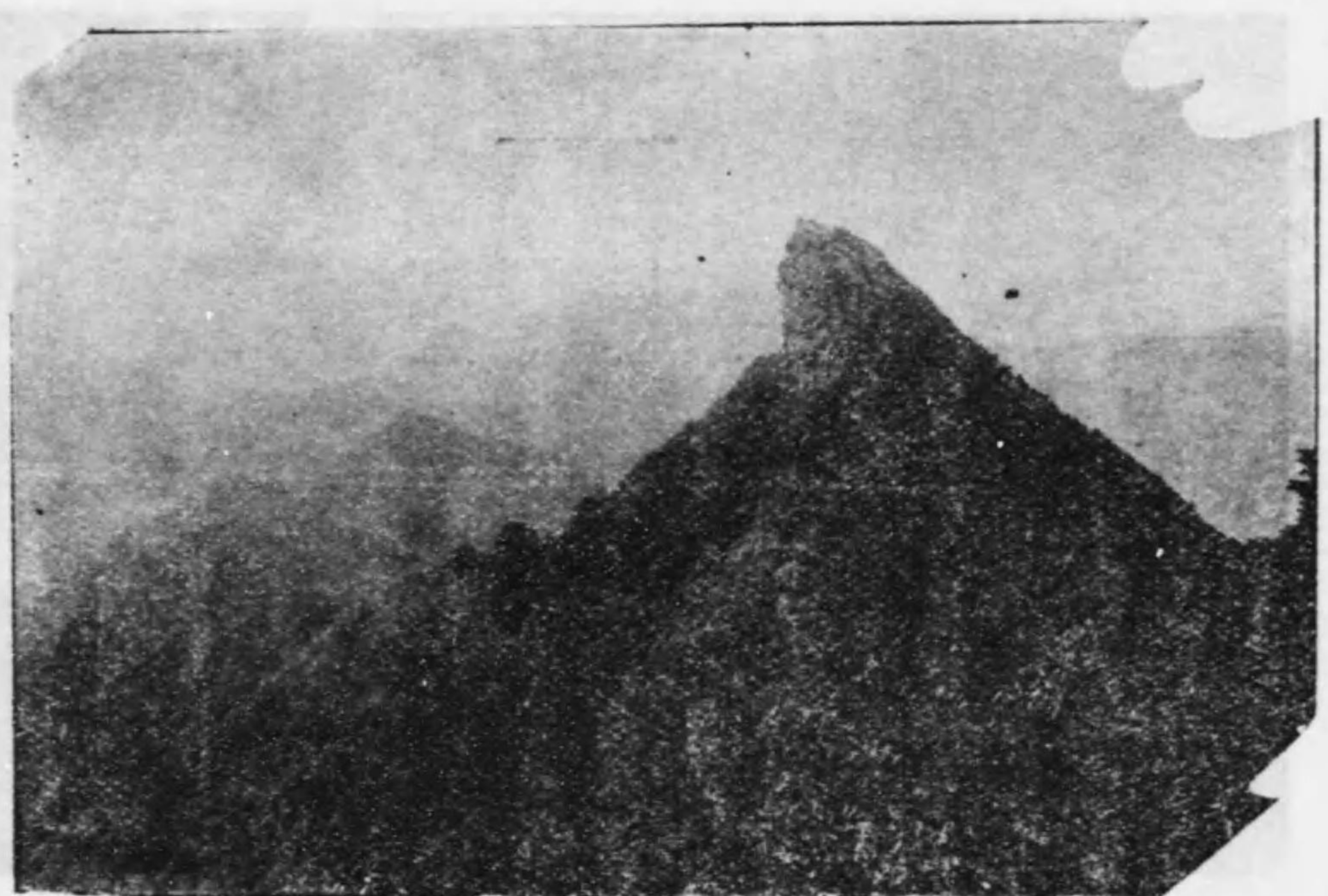
名所舊蹟―石槌神社、伊曾乃神社、武丈の櫻、別子銅山

鐵道―國有鐵道豫讃線多喜濱驛、新居濱驛、中秋驛、

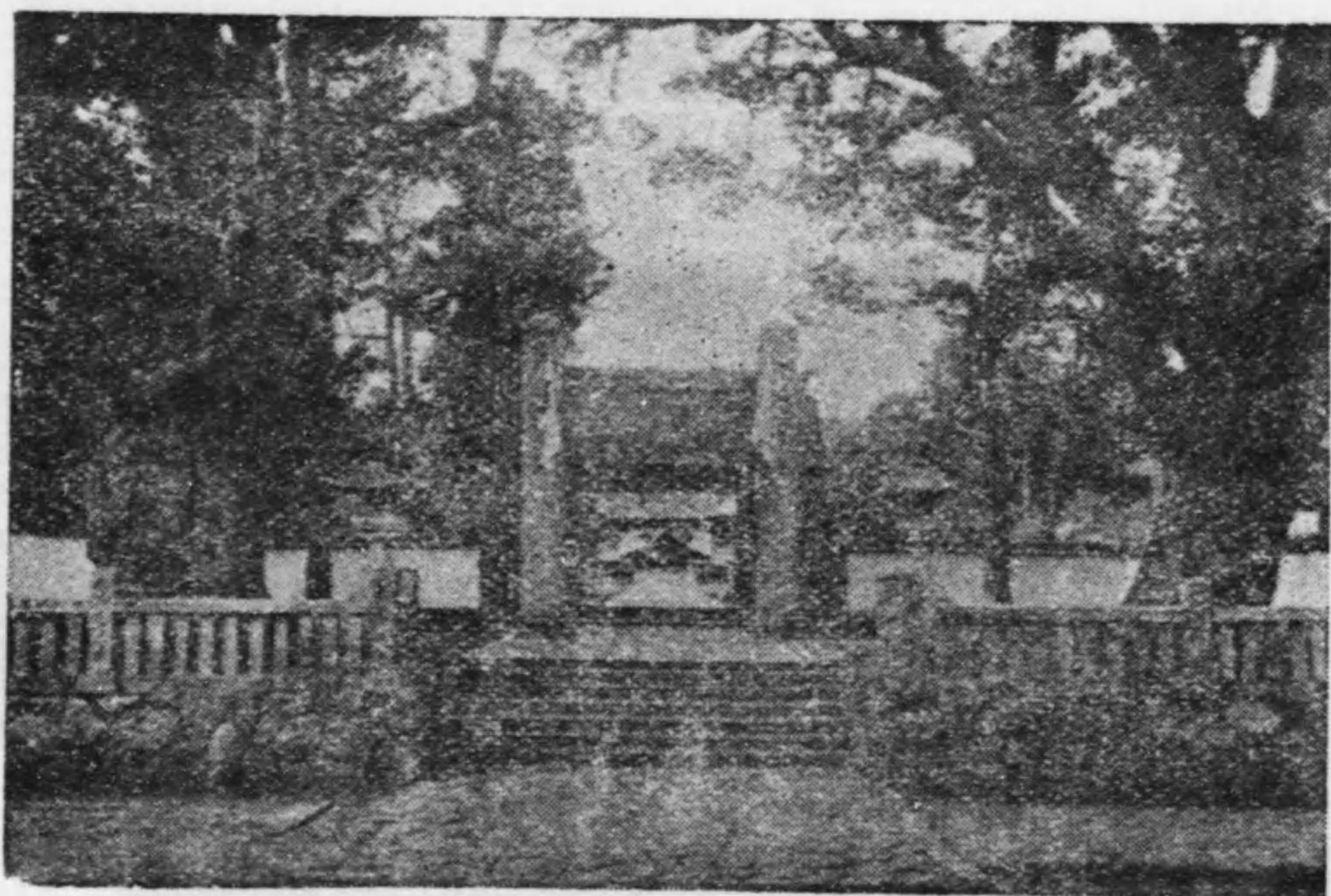
伊豫西條驛、石槌山驛

港―新居濱港、西條港

三一



【嶽狗天山槌石】



【社 神 乃 曾 伊】

**伊曾乃神社**

新居郡神戸村大字中野に在り、天照大神を祭る延喜式内名神社にして成務天皇の御鎮齋に係り御由緒最も正しく天平神護二年以來屢々御神位を進められ現今正一位なり、崇徳天皇讀岐より伊豫の湯の潛幸の時天王に行宮を作り一七日御参拜あり其の時宸筆の額を二の鳥居に掛けさせ給ひしが今も尙ほ存せり、天正の亂に社殿兵火にかゝりしを元祿年間再建す境内は幽遠森嚴にして神威赫灼地方民の崇敬極めて厚し。



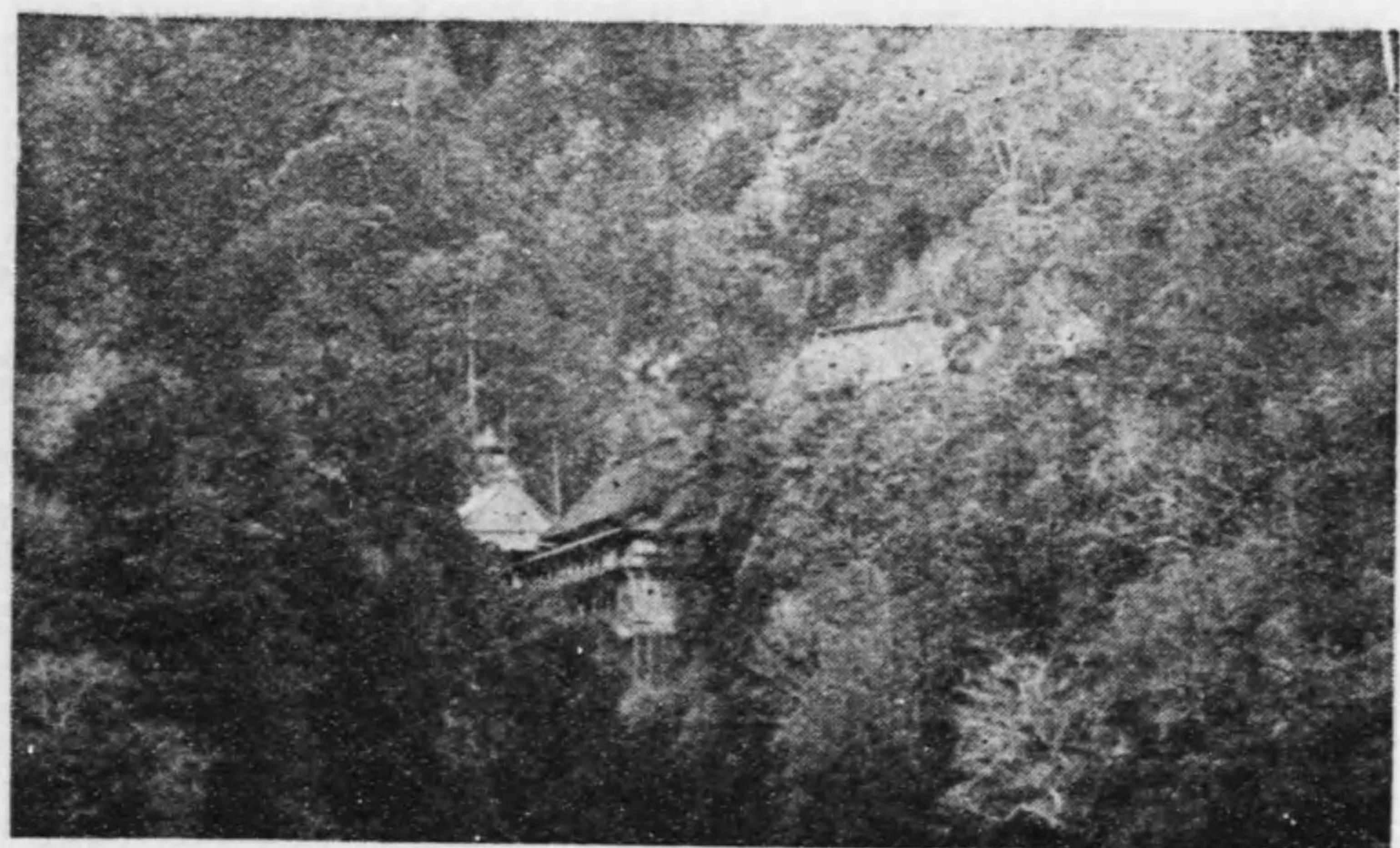
【森ヶ者善隨石】

**石槌神社**

新居郡大保木村に在り、海拔六千五百三十七尺、四國最高の石槌山の絶頂に祭る、祭神石土毘古命にして、役行者始めて瓶ヶ森の山頂に神佛混淆の一社を建て石槌藏王權現と號せしが維新の後神とし祭り石槌神社と改稱す、明治五年縣社に列す、毎年七、八月の交白衣の行者貝の音を立て金剛杖を携へ登山す、其の數毎年數萬に及び一大偉觀を呈す。

**あつけしさう**

新居郡多喜濱村大字黒島字三喜澤堤塘の約二百間池沼約十歩の處に生育す三喜濱鹽田の一部を舊西條藩主松平家が竣成せしは慶應三年十二月三日なり「あつけしさう」の生ぜしは素より其の後に屬すべし大正元年八月岡本道良氏初て之を發見す、黍科に屬する一年生草木にして高さ數寸乃至一尺許葉なし綠色の莖は節多く多肉質にして棒状をなし多くの枝極を生ず鹽地にのみ簇生するものなり、あつけしさう屬の植物は其の形態の奇抜なるのみならず形態學解剖學上種々面白き點あるにより植物學實驗室内には殆ど缺ぐべからざるもの、一にして歐洲に留學するものは實驗用とするのみにても毎年之を手にせざるものなし云ふ、世界に於ける此屬の植物には數種あり其の産地は亞細亞の北部西部印度、亞弗利加の北部、北米等なり我國に於て最初發見されたるは北海道釧路國厚岸の牡蠣島にして明治二十四年のこさなり發見者は楢山清利氏とす、理學博士宮部金吾氏其の産地に因みて和名を「あつけしさう」と附せり我國の分布は二箇所にして相距つること甚だ遠し。



【仙龍寺全景】

宇摩郡勢

三四

面積戸口—面積 三二方里二九三 世帯數 一四、八九三  
人口 七三、一八七

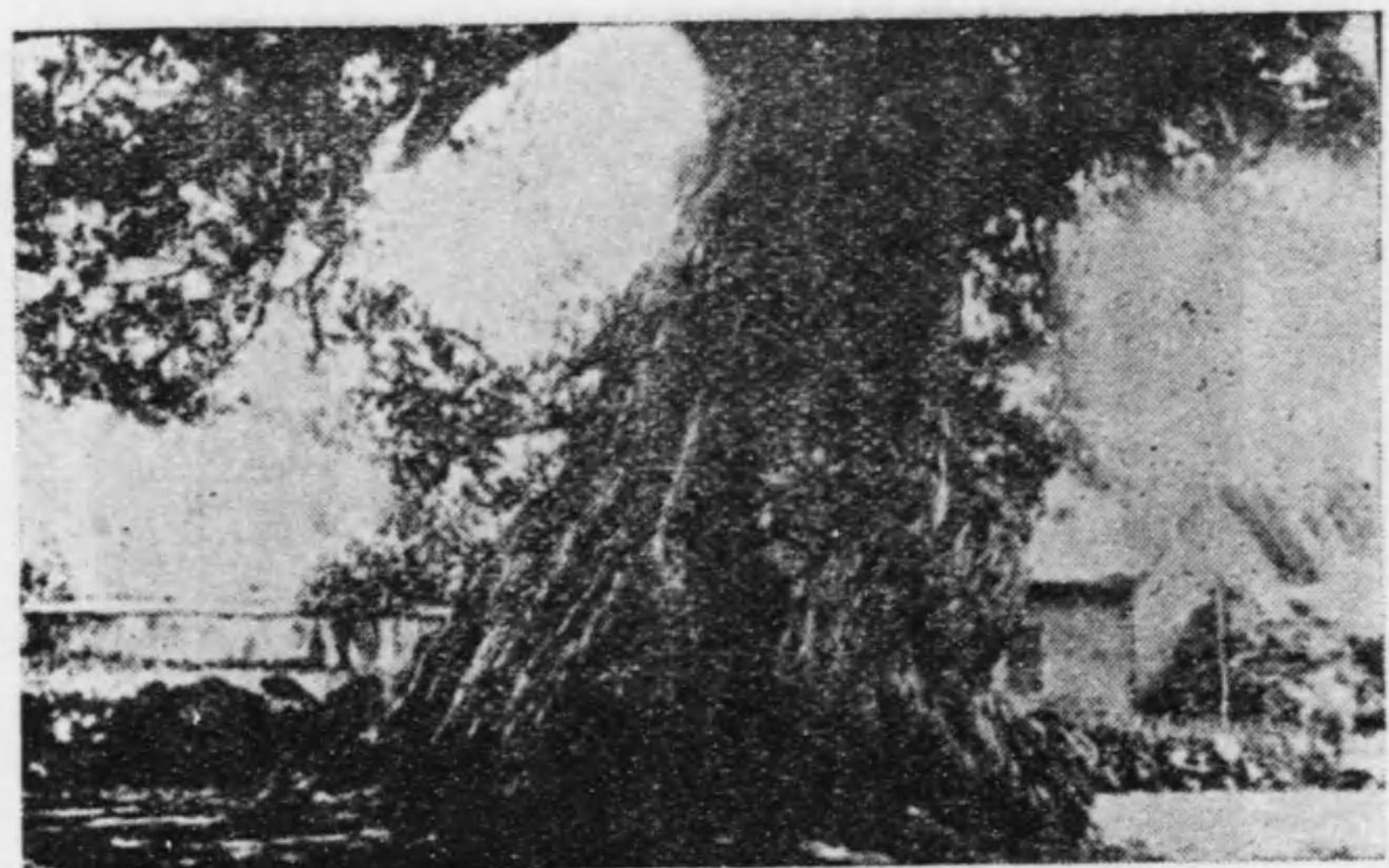
重要生産物—米 一、八四二、〇一六圓 紙 四、〇九六、一  
三〇圓 他ニ金、銀、銅ヲ産ス  
諸官衙—三島警察署、農産物検査所三島支所、三島財務  
出張所

諸學校—縣立三島中學校、川之江高等女學校、宇摩實業  
學校、町立 三島實科高等女學校、町村立青年學校 三  
三、小學校 三六、幼稚園 二

名所舊蹟—御陵墓參考地、仙龍寺、大柏(松柏村)

鐵道—國有鐵道豫讃線川之江驛、省營バス、(川池線  
起點)伊豫三島驛、伊豫寒川驛、伊豫土居驛

港—川之江港、三島港



【シクビ】

仙龍寺

宇摩郡新立村銅山川の左岸に沿ひ東西北の三面山  
を以て圍まれ老杉、古木蒼鬱として晝尙暗く奇巖、怪石屹立重  
疊せる一大岩壁の下に在りて飛瀑嚙々四時ともに満山の風光最  
も秀麗にして幽邃閑雅の仙境なり弘法大師前後二回登躋修法後  
弘仁五年大師四十二歳の時自ら其の像を刻して此の地に安置し  
たりと、現今安置する本尊是なり寺の西北約四丁にして清瀧あ  
り懸涯百餘尺四時水の絶ゆるこまなく壯觀を極む。

ピヤクシン

宇摩郡松柏村大字下柏字柏横に在り、本樹の覆へ  
る面積二畝十五歩、實に巨大なる老樹にして沃野を通ずる道路  
一の交叉點に獨在す、而して樹幹は縦裂せる赤褐色の樹皮にて被  
はれ殆ど圓柱狀をなし多少の傾斜を爲して直立す、地上十三尺  
に至りて漸く枝を分つを以て主幹は頗る明瞭に暴露せらる、其  
の周圍(地上より五尺にて)を計るに二十四尺七寸、高さ四十  
五尺、樹冠粗半球狀を呈し枝葉克く繁茂せる本邦稀有の大樹な  
り、元來本樹の成長は極めて遅緩なるより觀て其の樹齡の多き  
こと推して知るべし、本樹の東北の側に小空洞あり、天明三  
年頃此處に小き地藏尊像を安置す、そは樹齡の永からんことを  
祈りたるものなりと云ふ、大正十三年十二月天然記念物として  
内務大臣より指定せらる。



【大杉】



三六

**大杉**

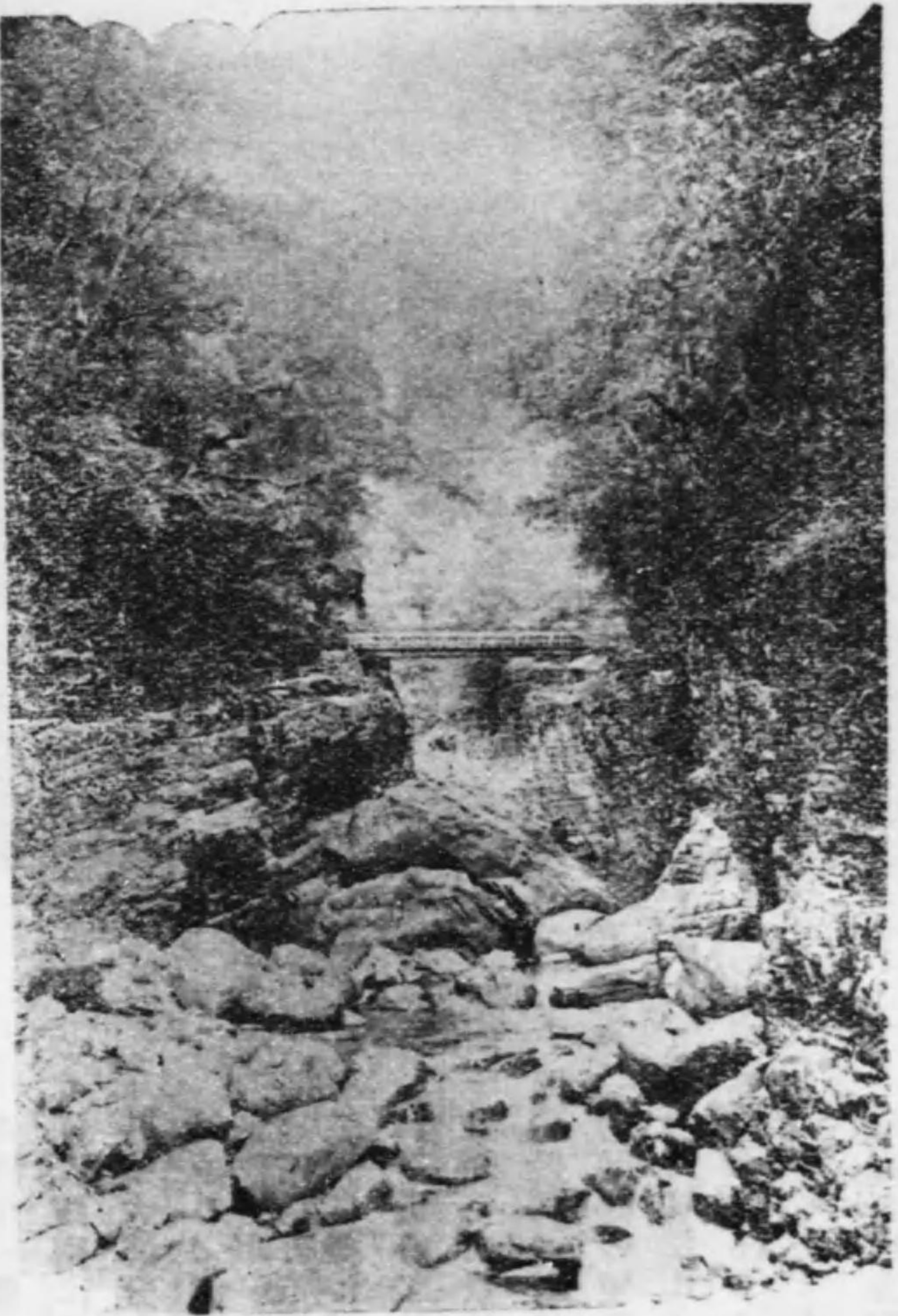
宇摩郡寒川村郷社石戸

八幡神社の境内に在り樹高約三十間、初枝迄高さ一丈七尺、目通廻り三丈、根元廻り三丈三尺にして枝張周圍各一丈八尺に及ぶ、樹勢尙旺盛なるも明治三十五年頃梢端四五の枝枯損せるのみなりしに最近には煙害の爲なるや其の枯損を増せり、通俗に高野杉と稱じ上古氏神寒川神社鎮座當時のものたるや由緒年代より考察するに一千百餘年を経過せる老樹なり。

**御陵墓考地**

宇摩郡妻鳥村に在り尤恭天皇第一皇子木梨輕太子南國御下降の際當地の海岸に漂着し後此地に薨去遊ばされたる爲同村東宮山に葬りたりと傳ふ明治二十九年七月三十日御陵参考地となる。

【關門】



上浮穴郡勢

面積戸口―面積 五一方里八四〇 世

帶數八、五六七

人口 四〇、三〇八

重要生産物―米 八七二、八〇二四

木材 四二二、八四三圓

諸官衙―久万警察署、久万營林署、

農産物検査所久万支所、蠶業取締所

久万支所、久万財務出張所

諸學校―町村立青年學校 二七、小

學校 二八

省營バス豫土線久万停留場

名所舊蹟―面河溪、岩屋寺、御三戸

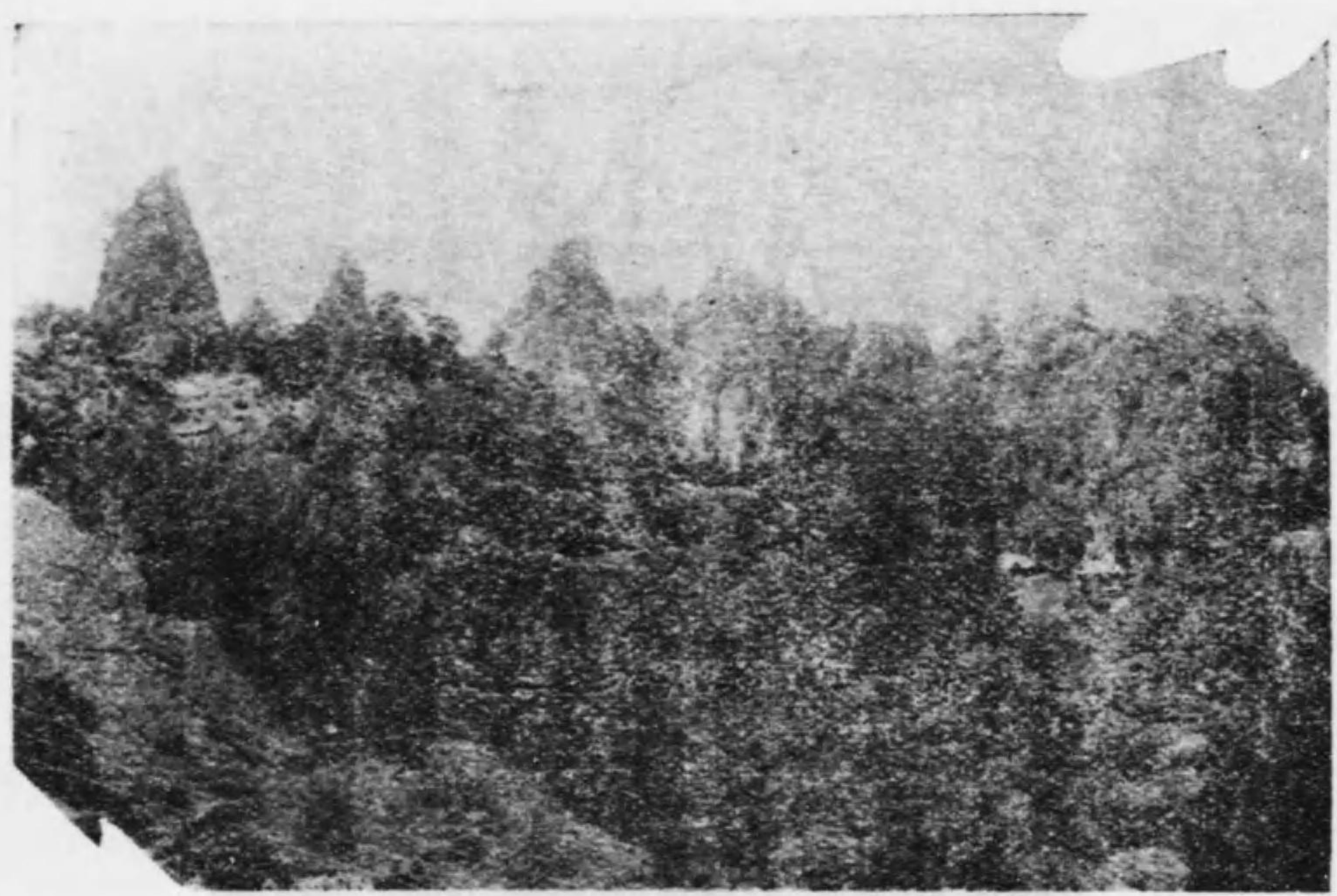
三七



【溪 萊 蓬】

面河溪 上浮穴郡面河村大字大味川に在り、四國の靈峰石槌山に源を發する面河川の上流延長約五千米に渉る沿岸一帶其の支流鐵砲石川を併せたる峽谷にして僅に西南に決裂ありて水を流す、斷崖絶壁隨所に屹立し、其の大部分堅緻にして粗き節理を有せる石英閃綠岩より成り、溪間至る處奇岩壁立聳峙して形態千差萬別頗る岩石美に富む、滿山千古斧鉞を加へざる老樹鬱蒼として天に聳じ、晝猶闇く清流凍るが如き清流滾々として流れ、淀みては淵となり激しては瀑布を作り、深潭碧淵相交錯して景觀の變化頗る巧妙を極む、實に面河は大森林の壯美と奇岩の快絶に更に清流の明眉を加へたる幽邃壯嚴神祕の極致を盡したる溪谷の一大偉觀にして眞に天下の仙境たり、溪中勝ならざるはなし其の代表的なるものを擧ぐれば、本流に於て關門、五色河原、龜腹、蓬萊溪、紅葉河原、下熊淵、虎ヶ瀧、霧迫瀧、御來光瀧等にして鐵砲石川方面に於てはパノラマ臺、櫃ノ底、御月岩、兜岩、鐘岩、布引瀧、闊寬淵、奥の櫃等なり。

勝地は松山を距ること十五里餘にして久万町より面河村栃原迄自動車を通ず、關門迄通ずるも亦遠からざるべし。

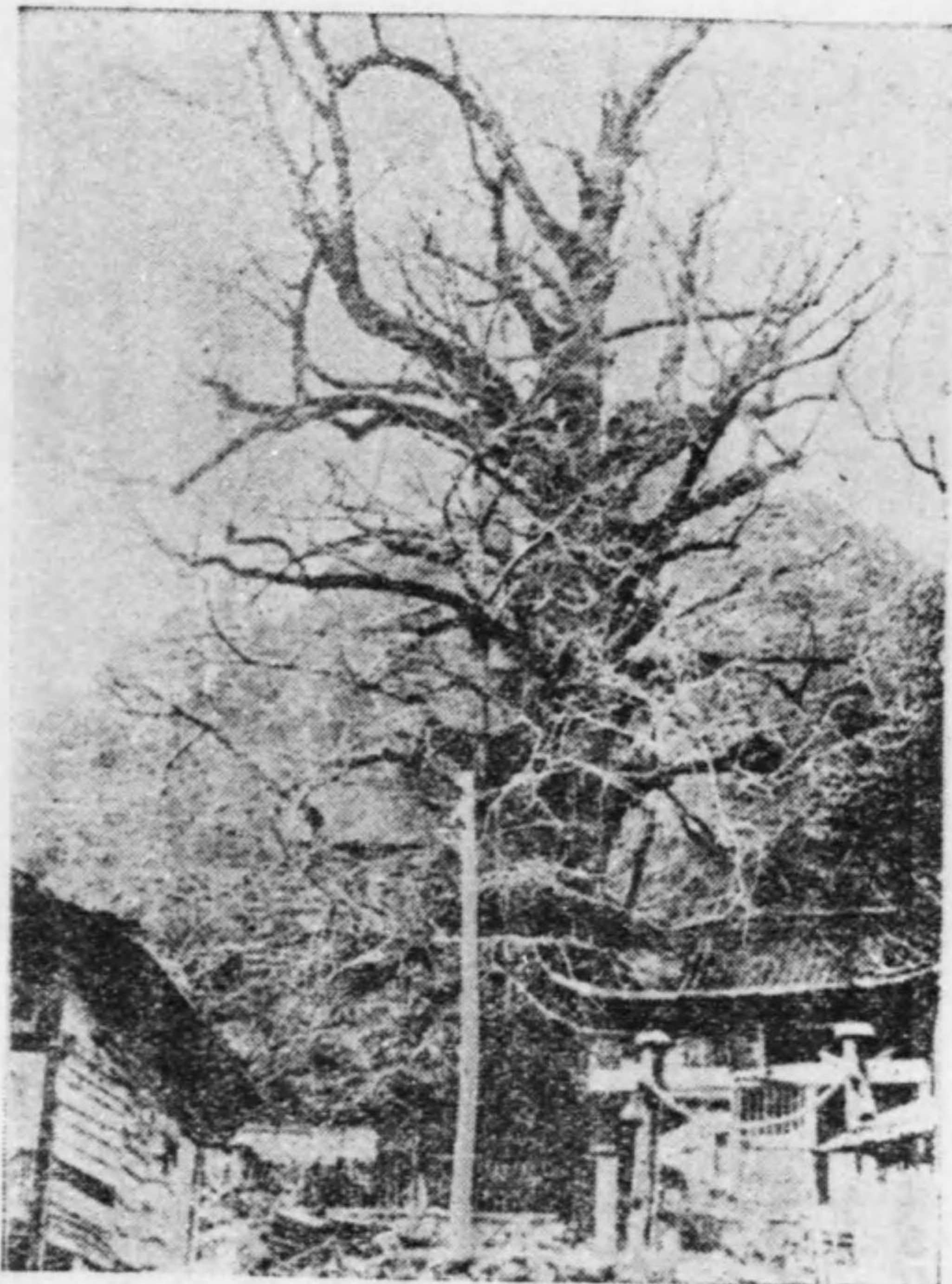


【景 全 寺 屋 岩】

岩 屋 寺

仕七川村大字七島に在り弘仁六年空海の開基と稱せらる、海岩山岩屋寺と號す、此地深山幽谷にして岩石突兀たる巖峰雲表に聳じ斷崖絶壁の間處々に岩洞を作り奇岩怪石多し、巖壁の特に大なるものを蘆原丘、不捨嶽、白山、鈴嶽、高祖丘、古岩、龍女峰等と稱す此の外尙奇巖多く胎内潜りには十六階、二十一階の梯子を架す、又奥の院は洞窟深く觀音像を藏むるも窟中暗黒にして之を拜するもの松明を照す、古岩屋亦奇勝の地にして岩柱二三雲を凌ぎて聳立するなど實に縣下の名勝地たり、四國靈場四十五番の札所なり。

【大公孫樹】



中川の大公孫樹

四〇

上浮穴郡參川村大字中川鎌土の村社三島神社境内入口西南隅に在り樹木保護區域は三十坪にして樹幹根廻四十五尺、第一分枝點南側地上五尺北側四尺此の分枝點の廻四十二尺、高さ百八尺、枝張周圍各三十五尺のもの一本なり、樹齡約一千年と傳へ樹勢尙旺盛にして樹幹所々に乳枝を生じ奇形を爲す、地方遠近の者此の乳枝を迷信し其の神社を乳の神として信仰するもの北海道、九州、中國、四國に互り賽客頗る多し。

羅漢窟

岩洞は浮穴村小屋の南方山腹に在りて深さ四町四十八間、支洞一町三十間あり、洞内鐘乳森然として倒に垂る。

八釜の甌穴群

上浮穴郡柳谷村大字柳井川に在り、面河川の支流黒川の河床をなせる堅硬なるフリント質角岩上に大小三十餘個の甌穴を生じたるものなり、甌穴群は凡四群に分つべく第一群は川の左岸に沿うて八個一列をなし深き溝によりて相連續し、各穴間小瀑を懸く甌穴は其の瀑壺に當れり、是れ八釜の名の起りし所以なり、第二群は河床の中央にありて五個相連なり、第三群は其の右にありて七個、第四群は最右岸に近く三個相連なる、其の他孤立せる數個の甌穴あり、甌穴の最大なるものは横徑九乃至十二メートル、深さ約十二メートルなり、かく多數の甌穴が相密接して一群をなせるは極めて稀に見る所なり。

昭和九年五月天然記念物として指定せらる。



【場工器陶部砥】

伊豫郡勢

四二

面積戸口—面積 二一方里七七一 世帯 一三、二七七

人口 六五、〇二二

重要生産物—米 二、五三三、八六七圓 陶磁器 三〇三、九

三九圓 漁獲物 四三六、八四八圓 木材 五八一、七一

六圓

諸官衙—郡中警察署、農産物検査所郡中支所、郡中財務

出張所

諸學校—縣立伊豫實業學校、町村立青年學校 一六、小學

校 二三

名所舊蹟—義農作兵衛の墓、大森彦七の史蹟、八幡の森

鐵道—國有鐵道豫讀線北伊豫驛、南郡中驛、伊豫上灘

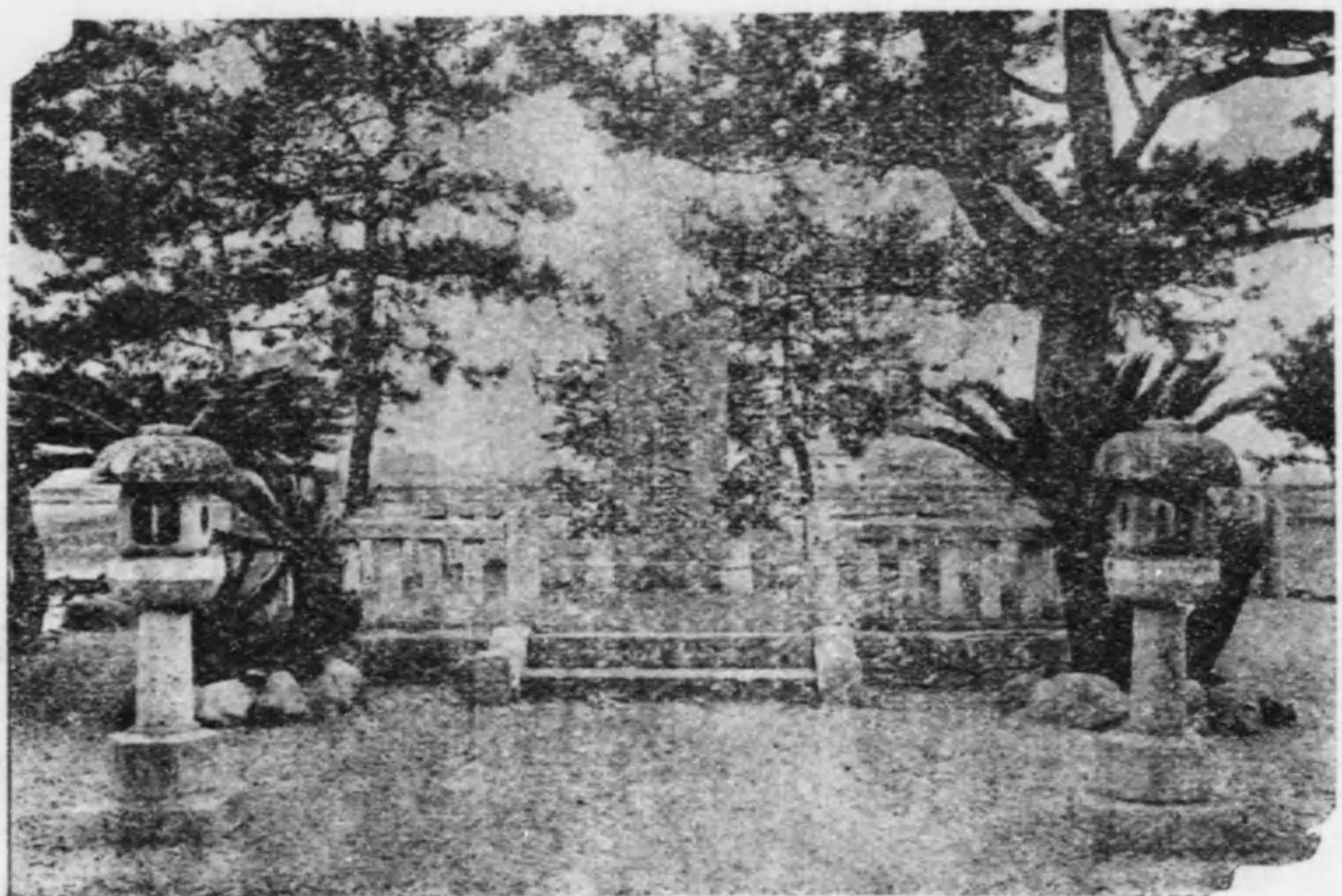
驛、下灘驛、私設—伊豫鐵道、松山郡中間

港—郡中港

義農作兵衛之墓

伊豫郡松前町大字筒井義農に在り、墓碑は安永五年六月藩廳之を建てしものなり、記念碑は大正元年之を建設す。

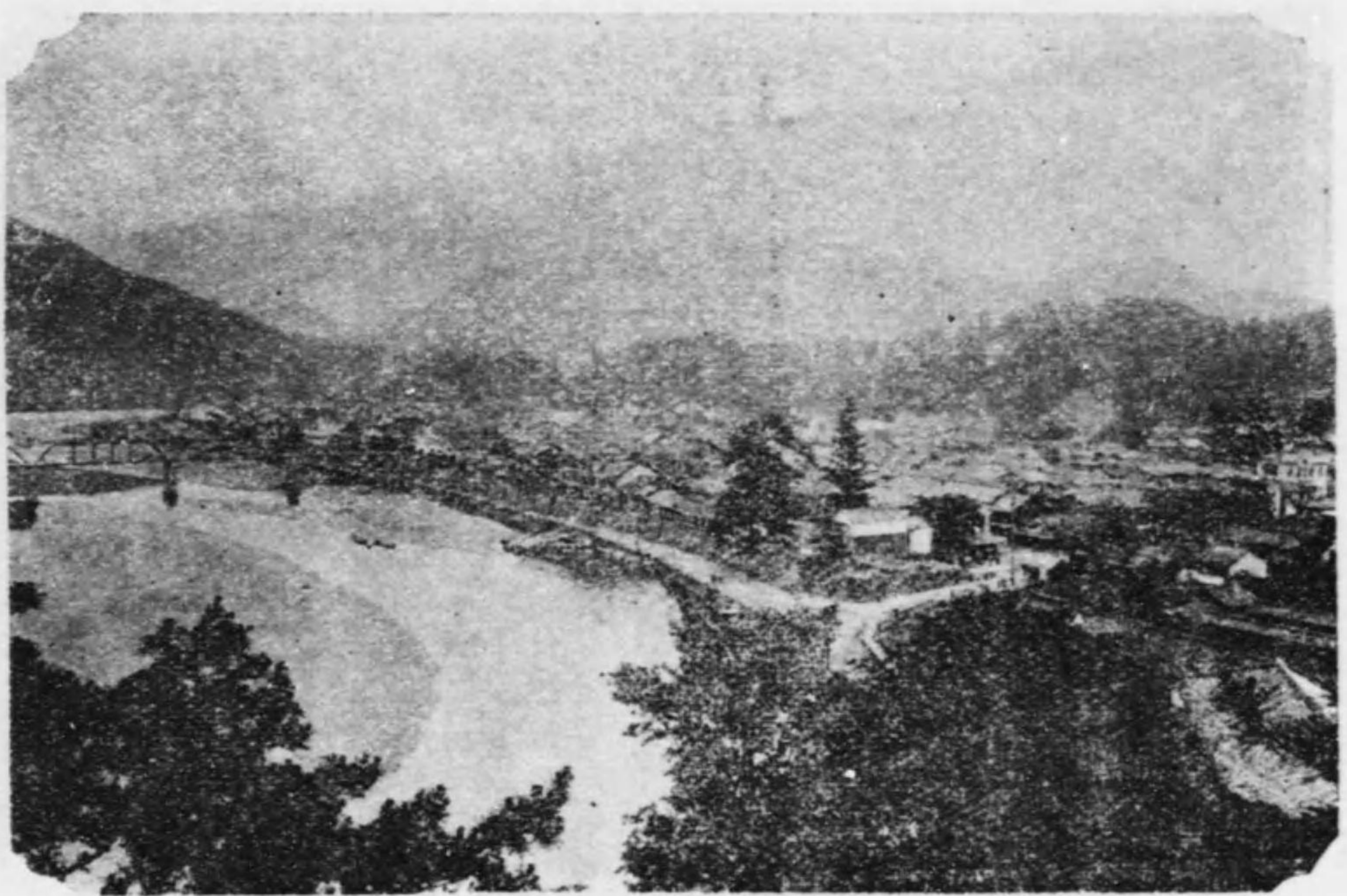
農夫作兵衛は享保十七年大飢饉に際し松山藩は蝗害最も多く死亡四千七百人に達し、筒井部落のみにも八百一人を算したり、作兵衛に唯耕作にのみ努力せしが天災には勝ち難く其の父作平其の長男作市相次で餓死したり、作兵衛屈せず三歳の幼女を舂に擔て田に出で餓に迫られて昏倒し僅に隣保の人の肩に依りて家に歸りしが猶一苞の麥種を枕として遂に餓死を遂げたり、實に享保十七年九月二十三日、年四十六歳なりき、後人之を義農として崇敬す。



【碑念記衛兵作農義】

伊豫郡中村大字上吾川字宮の前に在る古墳面積は一町七段七畝歩にして伊豫岡八幡神社の境内なり、社地内に社殿、本殿、幣殿、神門什器納所及末社小祠等十二あり、古墳は社殿の周圍に七個あり内一個半壊す、而して古墳七個の内二個は完全に保存せられ原形を變せず一個半壊のもの、何れも發掘の跡なし境内は樹木繁茂して美觀を呈す、境内末社五穀神社の中に嚴靈八森神社と稱するものあり、古墳を祭りたるものなるべし八幡神社は後世之に遷祀したるなり。

豫章記に伊豫皇子御來處を伊豫郡神崎庄と號し今靈宮と申し親王宮と崇奉す即當家靈祖の宗廟神也件の宮の南十八町山腰に皇子御陵あり臣下多く死して隨へり寶玉を陵とす天子の廟に以たり仍て今岡又は今岡王子と號す云々あり伊豫皇子は速後上命なるべし伊豫岡と今岡又は今靈宮と嚴靈と相似たり、神崎の南十七八町の山腹南伊豫村大字上野字今岡に今岡宮あり形勝の地にして頂上に一大古墳の趾あり山腹より山麓にも多數の古墳の跡あり發掘破壞せられたれども今尙土器の破片を出し又今岡の少しく西に上野字鬼渡護の古墳あり數多の金銀環切子玉劍及普及の祝部玉類を出せり故に伊豫皇子の御陵と云ふもの何れか速断すべからず。



【大洲町全景】

喜多郡勢

面積戸口—面積 三五方里〇三四 世帯 一八、五三八  
人口 八七、一三五

重要生産物—繭 一、四三七、二六五圓 米 一、六二九、四四六圓 木材四五〇、二八二圓 生糸 四、二五四、五二六圓

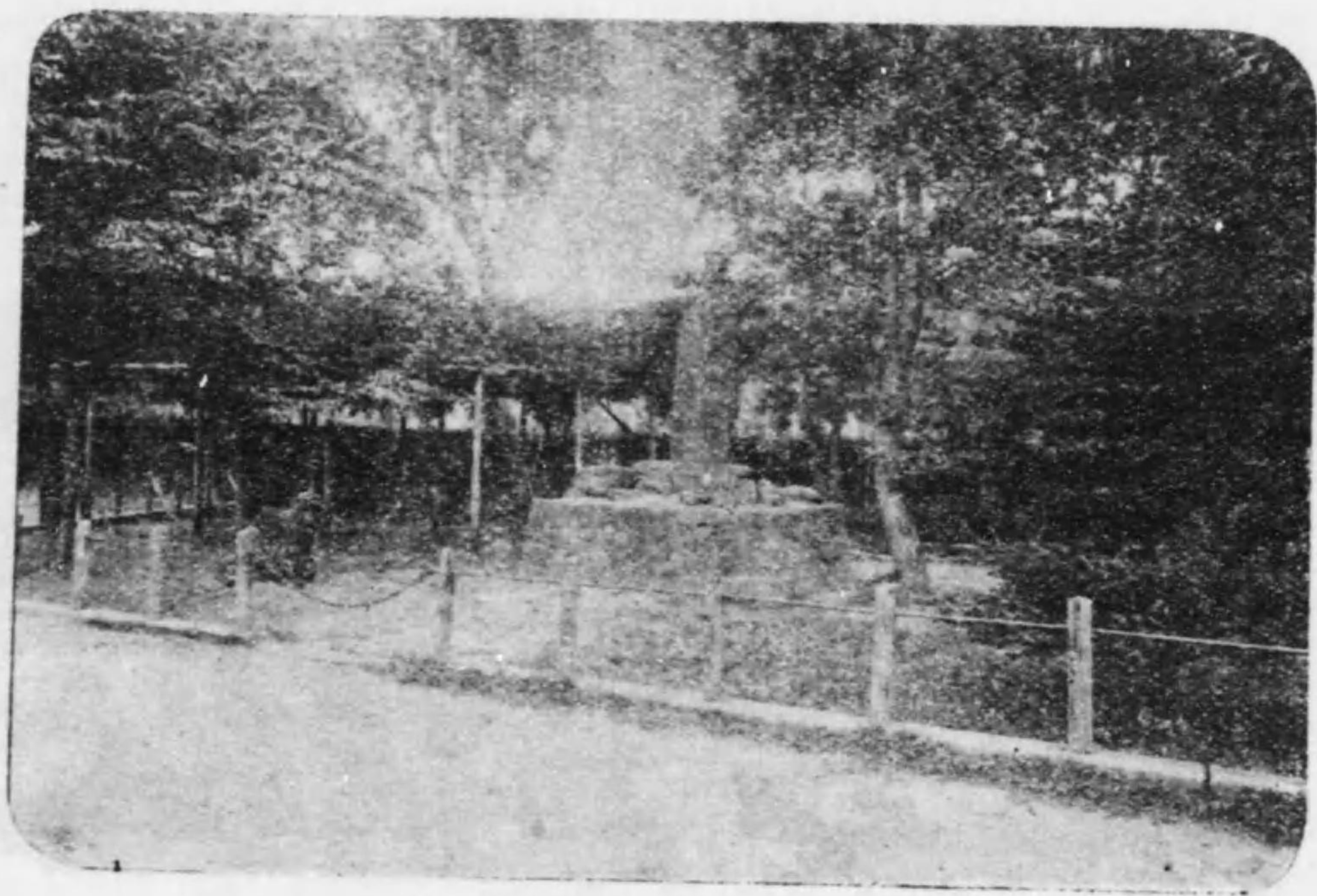
諸官衙—大洲警察署、内子警察署、大洲稅務署、大洲區裁判所、大洲土木出張所、蠶業取締所大洲支所、農産物検査所大洲支所、大洲財務出張所、蠶業試驗場、木炭検査所大洲支所

諸學校—縣立大洲中學校、大洲高等女學校、町立内子實科女學校、組合立高等農業專習學校 一、町立立青年學校 三八、小學校 三九、幼稚園 一

名所舊蹟—大洲城趾、臥龍、中江藤樹邸趾、出石寺

鐵道—豫讃線喜多灘、伊豫平野間及大洲、内子間

港—長濱港



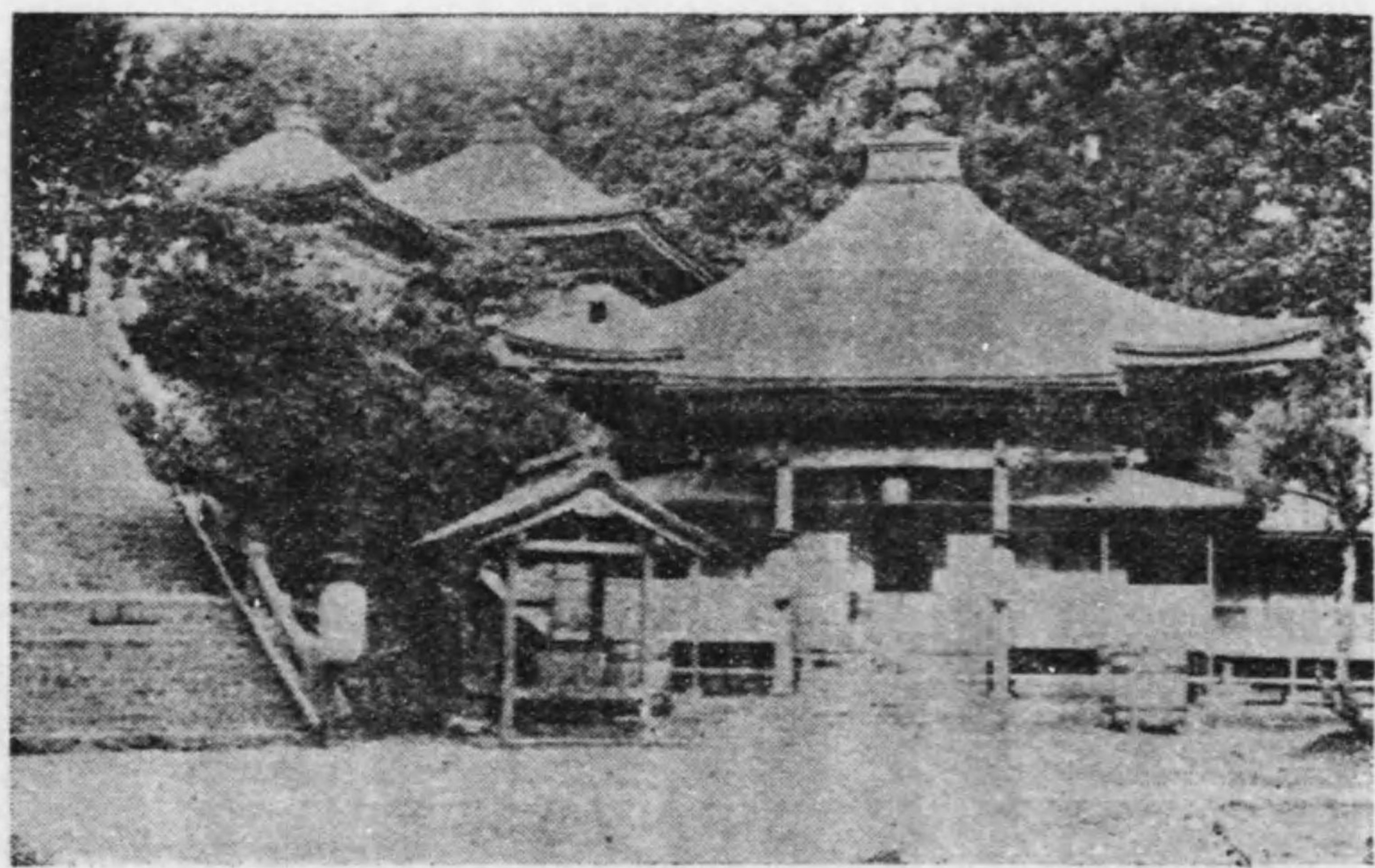
【跡邸樹藤江中】

中江藤樹邸跡

四六

喜多郡大洲町大字大洲、縣立大洲中學校の敷地内にあり、邸跡は面積二百九十八坪之が一部を庭園となし、明治四十三年全校友會は其の中央に記念碑を建て、大正十一年先生愛用の井戸を整理して「中江の水」と稱し亦記念碑を建つ、斯くして其の遺風を偲び且該校訓育の資料とせり。

藤樹先生其の祖父吉長に伴はれて大洲に來りしは元和三年十歳の時にして之より寛永十一年二十七の時まで大洲に住し、此の地に居住せられ其の畑井戸の水は飲用に供せられしと云ふ、當時大洲の俗戰國の氣風を承け、武を尙び文を卑みければ、先生晝は武を講じ夜は書を読み、文武共に造詣する處多し、先生祖父吉長に養はれて嗣子となりし爲、食祿百石を繼ぎて泰興侯に奉仕す、されど祖母、祖父竝に生父を喪ひし先生は母を思ひて已まず、遂に意を決して官を棄て去る、實に寛永十一年先生二十七歳の時なり。



【堂摩護寺石出】

出石寺

四七

喜多郡大和村矢野の金山の絶頂に在り人皇四十四代元正天皇の御宇養老二年六月十七日の曉より此山震動すること數日村民其の由を量り知るこもなく只異香暗に薰し光明赫灼たり時に一人の獵師鹿を追て此の山に入る然るに地裂け巖開けて千手觀音、地藏尊の二菩薩の靈像自然に湧出し給ふを拜し身心恍惚として爲す所を知らず念ち發心して弓矢を捨て妻子を離れ剃髮染衣して名を道教と改め本尊の禮拜供養を怠ることなく遂に草堂を建て雲峯山出石寺と號すれば世に「ハエメケ」尊像と稱する所以なり其の後大同二年弘法大師四國巡錫の砌此山に登り山號を金山と改め自ら本尊竝不動、愛染、日光、月光の脇立を彫刻して修業せられしと云ふ當時の銅鐘は國寶なり或は藤堂高虎の朝鮮役分捕品の奉納とも或は八幡船の奉納とも云ふ。

西宇和郡勢

面積戸口—面積 一四万里八八二 世帯數 一四、九六六

人口 七〇、二八五

重要生産物—綿織物 七、八六一、九〇八圓 繭 一、二七

二、四九六圓 生糸 九四六、三九一圓 柑橘 三四六、

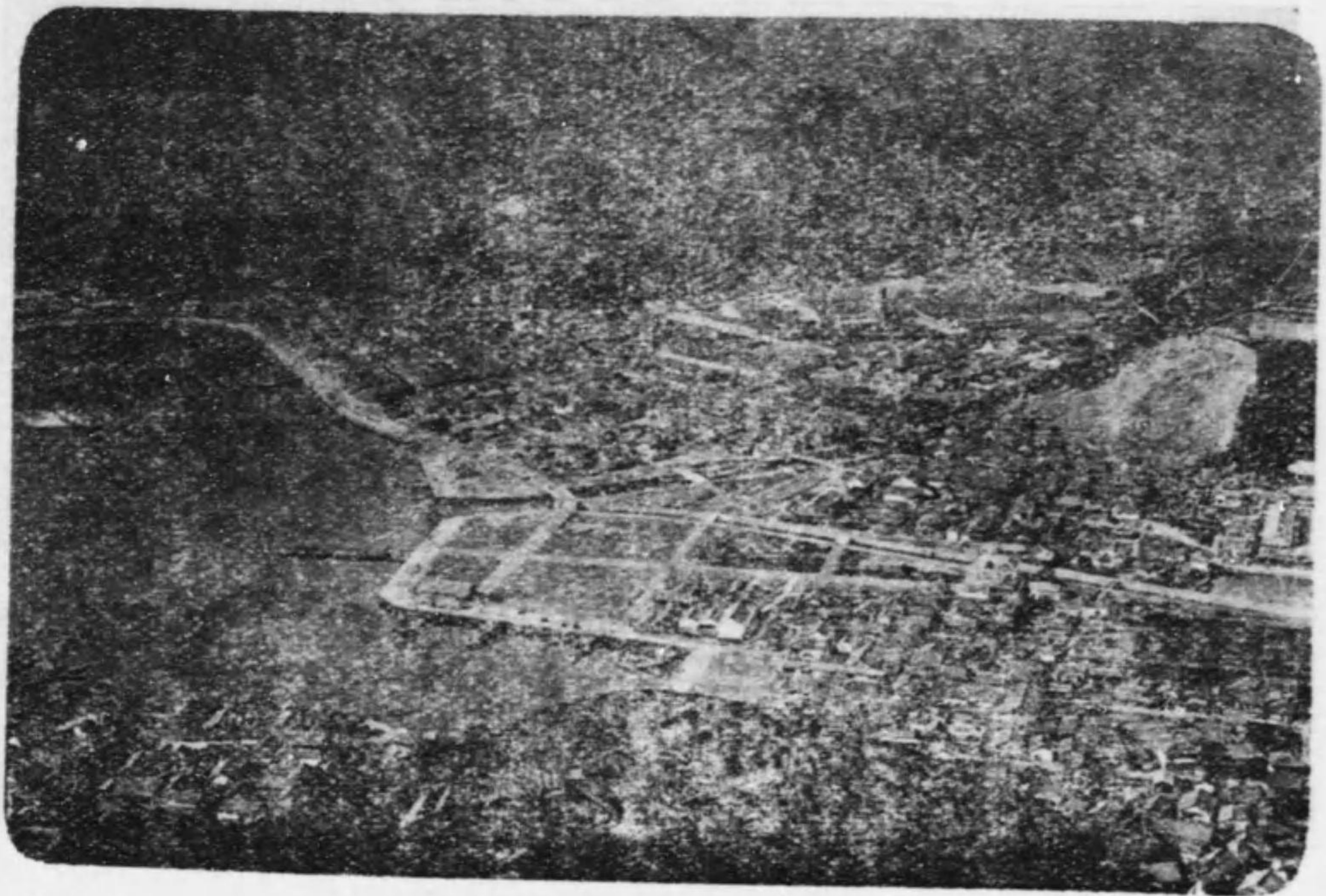
三三四圓

諸學校—町村立青年學校 三三、小學校 三五、私立第二

山下高等女學校、實踐農業學校、幼稚園一

名所舊蹟—佐田岬

港—川之石港、三瓶港



【景全港瓶三】

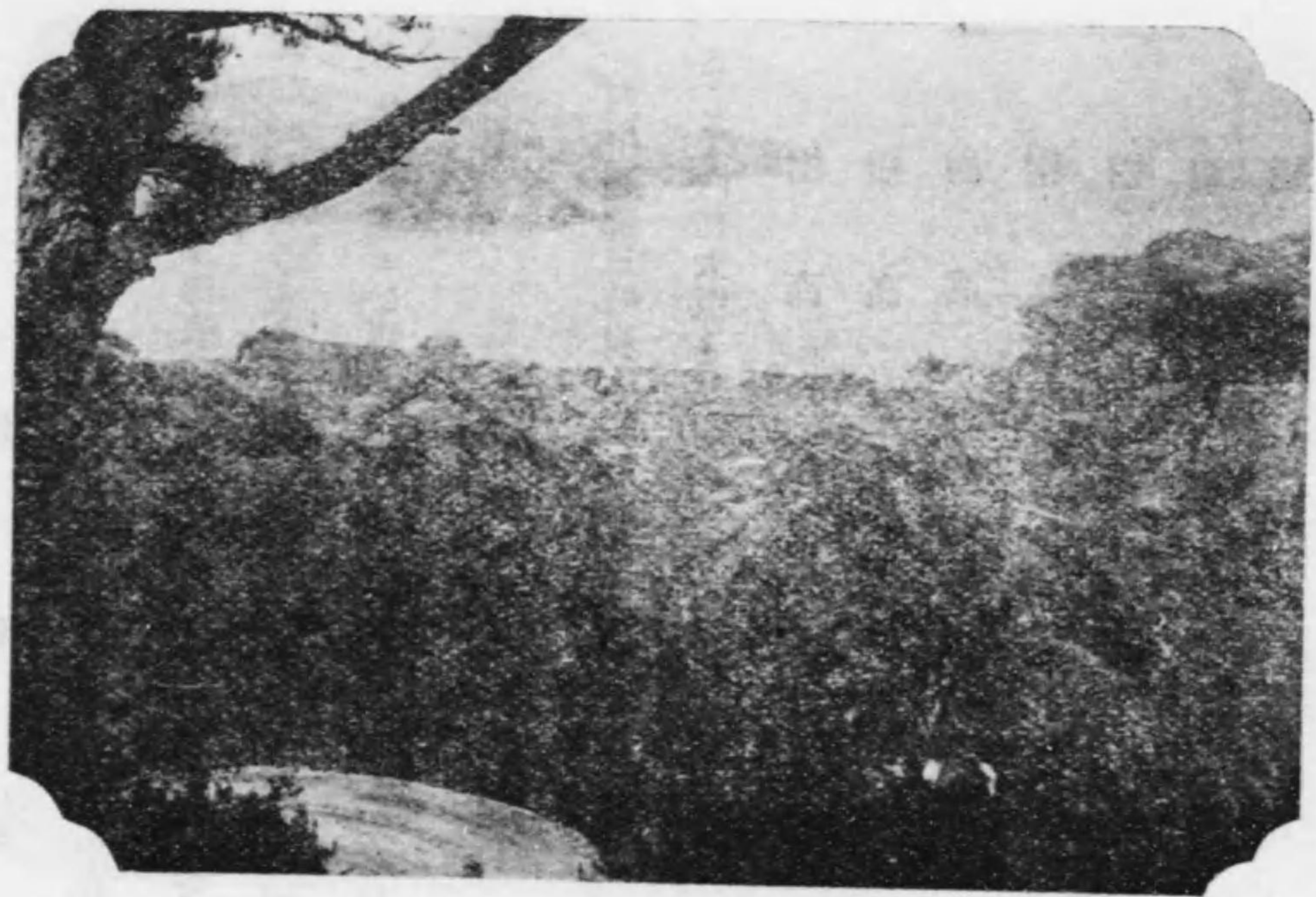
佐田岬

佐田岬は本縣に於ける岬角中最も長く、西宇和郡三崎村外五箇村を包擁し蜿蜒として海面に突出すること實に十二里に及び豊像海峽を距て、大分縣佐賀關と相對す海上僅に七里に過ぎず、三机村鹽成と三机に跨り三崎半島を横斷せんとする鹽成の堀切あり慶長年間板島城主富田信濃守之が掘鑿を企てたれども事志と違ひて成らず却て國除の一因となれりと云ひ傳ふ、佐田岬の端部に近く三崎村あり天然記念物として内務大臣指定の赤榕樹あり。

赤榕樹

西宇和郡三崎村大字三崎字カワノモト及シミズに在り、面積二畝二十三歩の所に生育旺なり、大正十年天然記念物として内務大臣より指定せられたり。

樹高	六間	廻	一丈	一本
樹高	五間	廻	九尺	一本
樹高	八間	廻	一丈二尺	一本
樹高	四間	廻	五尺	一本
樹高	八間	廻	一丈五尺	一本
樹高	三間	廻	八尺	一本
樹高	二間半	廻	八尺五寸	一本なり



【法華津の時】

東宇和郡勢

五〇

面積戸口—面積 二九方里六〇〇 世帯數 一二、七二七

人口 五九、一〇一

重要生産物—藪 一、七二二、三一五圓 米 二、一一〇、六

四三圓 生糸 一、五九八、二三二圓

諸官衙—卯之町警察署、野村警察署、卯之町稅務署、蠶

業取締所宇和支所、農産物検査所卯之町支所、卯之町財

務出張所

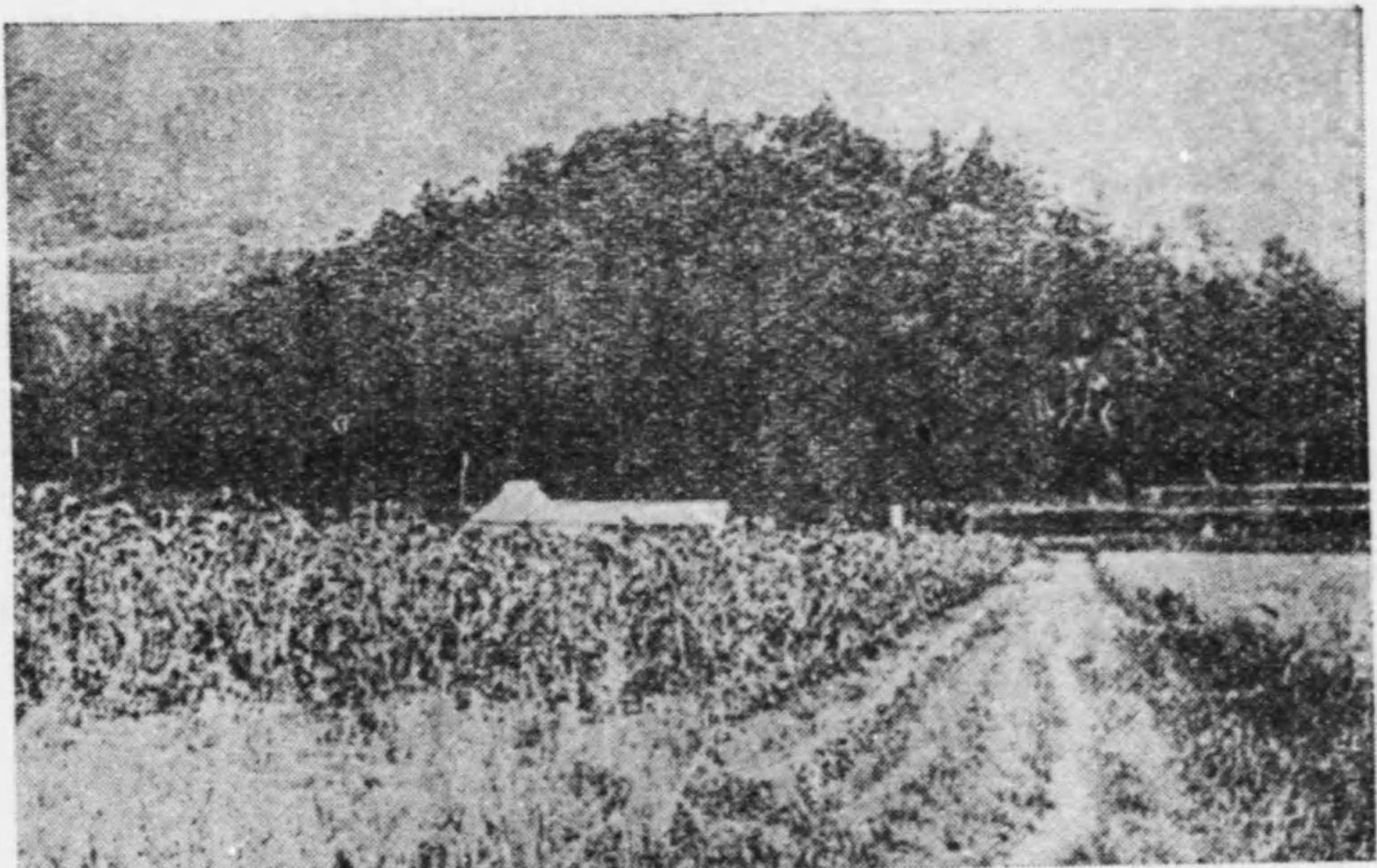
諸學校—縣立宇和農業學校、東宇和高等女學校、町村立

青年學校 二〇、町村立小學校 三〇、幼稚園 一

名所舊蹟—小森の瓢塚、松葉城趾、法華津峠

省營バス南豫線(近永、魚成橋間終點)

港—倭津港



【小森の瓢塚近望の景】

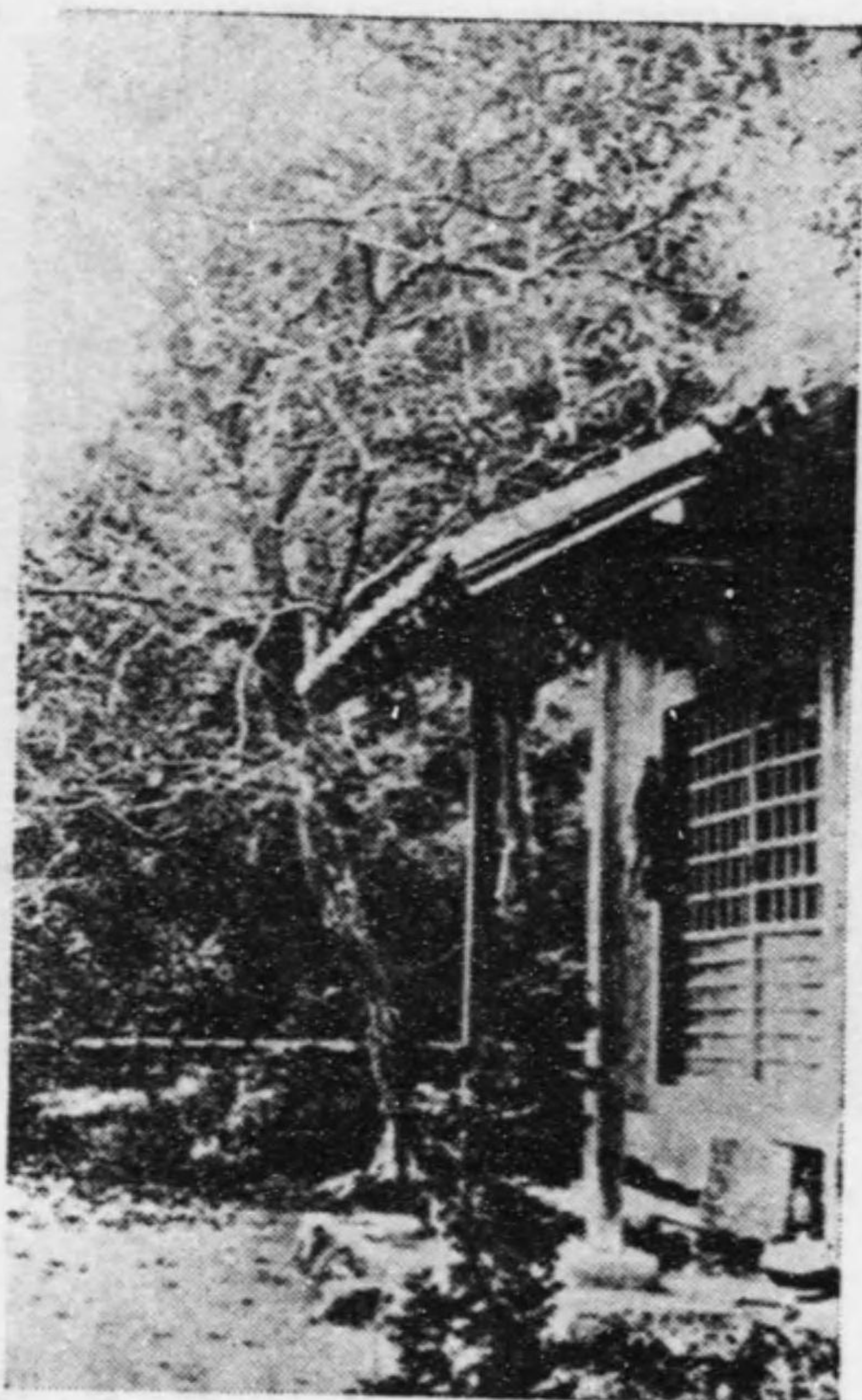
小森の瓢塚

東宇和郡石城村大字山田字粟尻に在り、三段三畝十二歩の地積を占め前方後圓式古墳にして外圓長五十四間、幅二十間、内圓長四十八間、幅十三間、高さ後圓十二尺、前方十尺の一大古墳なり、(陪塚四個内前方の左右にあるもの圓墳二個、徑六尺、高さ三尺、後圓に屬する二個は半ば除去したるもの、如く形狀定かならず)此墳は戰國時代の防衛地と爲したるものと思はしく墳上削平せられ其の後數次墳上を耕して畑作なしたるものなり又墳の周圍を切り取りたるものと見ゆ然れ共大體に於て完全なり、今や墳城草木雜生せり、宇和の主權者宇和津彦命を葬りたる所と云ふ、又一説には國木長者の墳壘なりと云ふ、國木長者は石城村字國木に住したる大富豪にして宇和町大字小野田の極樂寺を創立したる人なりと傳ふ。

松葉城趾

東宇和郡宇和町大字下松葉に在り海拔四百四十七米往古岩瀨城と稱し西園寺累代茲に居り威を南海に振ひし處山頂平坦にして數千を容るべく又前面に宇和盆地を瞰下し頗る形勝に富み行遊地として四時節を曳く者多し。





北宇和郡勢

面積戸口—面積 四八方里一八二 世帯數 一八、  
六九八

人口 九四、七九一

重要生産物—繭 三、〇四三、一二三圓 米 二、二

一六、二五五圓 柑橘 二八七、六三五圓 生糸

一、七九二、八〇五圓 漁獲物 五九七、〇一五圓

諸官衙—松丸警察署

諸學校—縣立吉田工業學校、北宇和農業學校、私

立山下高等女學校、町村立青年學校 三三、小學

校 四七、幼稚園 一

名所靈蹟—藤原純友の古蹟

鐵 道—國有鐵道宇和島線(宇和島、吉野間)

省營バス南豫線(近永、魚成橋間起點)

港—吉田港

二重柿

北宇和郡清満村大字岩淵字風呂の奥口満願寺境内に在り、柿の木の覆へる面積十坪にして樹の周圍凡三尺、樹高五間の一本樹にして餘り果實を多産せざるもの、如し、果實の形狀は稍々扁平澁柿に屬す、種子極めて少く形不正なり。本株に成育せる果實は概ね果實内中軸をなせる珠座の上端より更に小果實(此れを第一内果實と稱す)を生ずるを普通とし或る場合には第一内果實の中軸をなせる珠座の先端に更に小果實(此れを第二内果實と稱す)を生じ時としては尙第三第四を生ずることあり、種子は不正形にして縦に數個の稜角を有し發芽力充分なり第一内果實も原始的種子を生ずる事あれ共概ね不完全なり、本種に相當すと認むるものを産する本邦分布を見るに静岡縣、島根縣、石川縣、廣島縣等あり多少似たれ共全然一致すと認むこと能はざるものなり。

藤原純友の古蹟

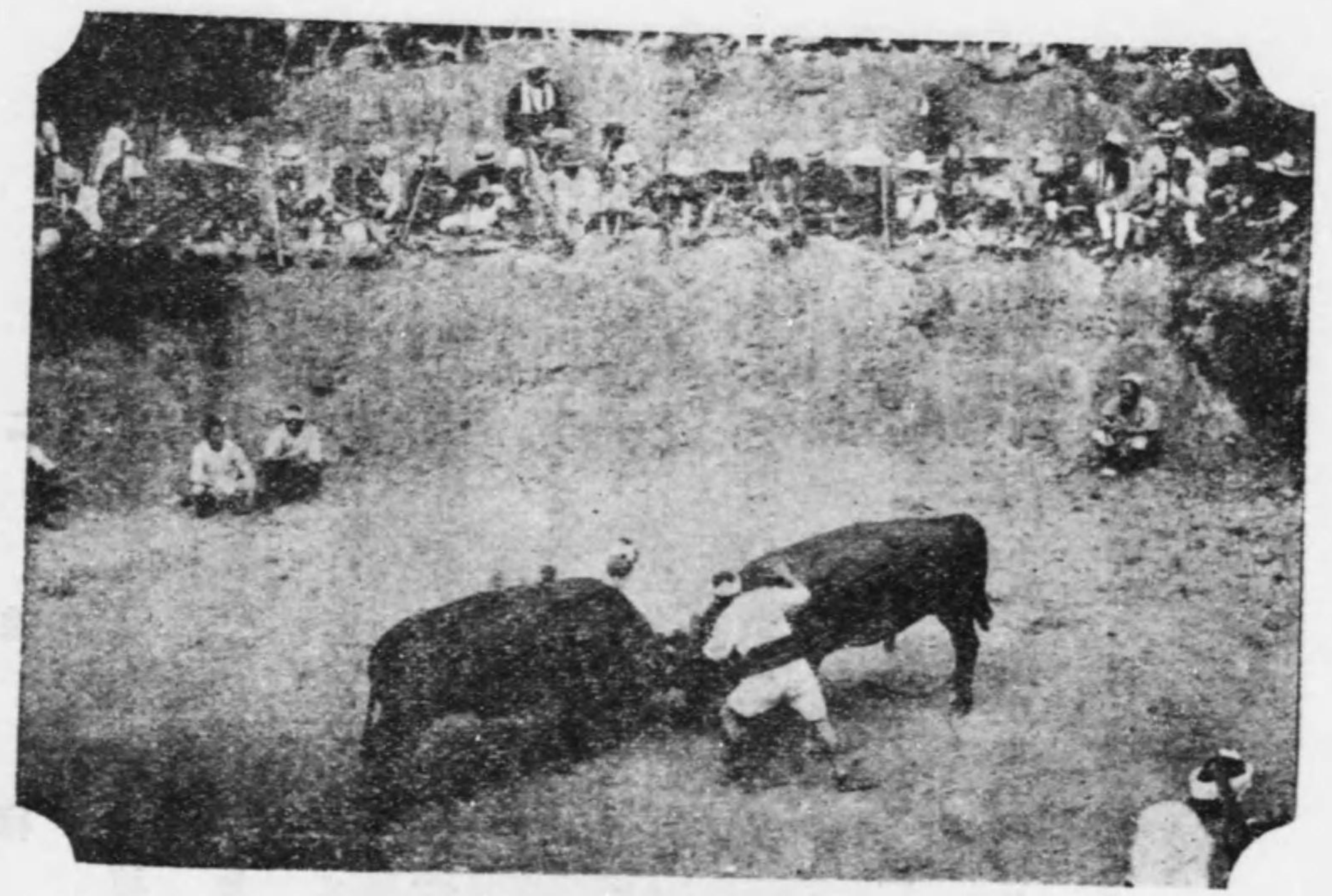
天慶中伊豫掾藤原純友が不軌を謀り北宇和郡日振島に據る、南海、山陰の諸國を掠め海陸の行路を絶ちて掠奪を擅にし勢焰最も猖獗なりしが官軍の爲に破られ橋邊保の射殺する所なりと云ふ。

歷代長官

任命年月日	在職年月
明治四年十一月十五日	一年四月
明治五年二月九日	一年四月
明治四年十一月十五日	一年四月
明治四年十二月十四日	八ヶ月
明治五年六月廿三日	八ヶ月
明治五年七月廿三日	二年五月
明治六年二月二十日	二年五月
明治七年十一月廿四日	三年六月
明治十一年五月十五日	三年六月
明治十三年三月八日	七年一月
明治十九年七月十九日	七年一月
明治二十年三月八日	一年十月
明治廿一年二月廿九日	一年十月
明治廿二年十二月廿六日	四年一月
明治廿七年一月二十日	三年三月
明治三十年四月七日	八ヶ月
明治三十年十一月十三日	三ヶ月
明治卅一年一月廿二日	一年五月
明治卅一年十二月廿二日	一年五月

官職	氏名
石山縣參事	本山茂
宇和島縣參事	平岡準
宇和島縣權令	間島冬
神山縣權令	間島冬
神山縣參事	江村高
愛媛縣參事	岩村高
愛媛縣權令	關村新
愛媛縣知事	藤村紫
同	白根專
同	勝間田稔
同	小牧昌
同	寶牧孝次
同	牧孝次
同	篠崎
同	大庭寬

五五



【牛闘】

南宇和郡勢

面積戸口—面積 一五方里八九 世帯數 七、二八八  
 人口 三六、三八〇  
 重要生産物—漁獲物 一、五九六、一二七圓 米 六五二、五  
 一四圓 繭 四三九、三三八圓  
 諸官衙—御莊警察署  
 諸學校—縣立南宇和農業學校、町村立青年學校 一七、小  
 學校 二一  
 名所舊蹟—觀自在寺  
 港—深浦港、平城港

五四



144  
575

